

あらが

濁流に抗いて

—不当逮捕された在日韓国人留学生・青年
釈放のために—



2号

1976. 11. 22

11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会

目次

パンフ発行に際して……………	1
表・不当逮捕された在日韓国人留学生・青年のリスト……………	2
新聞記事より——「11・22事件」の真相・背景……………	4
友人を返せ！仲間を返せ！——救援会は訴える……………	11
友の命と青春を救うために——救援レポート……………	36
裁判の記録・訴訟資料	
李哲氏 才二審公判録（十月十四日、十月二十八日）……………	43
金元重氏控訴理由書（七月二十一日）……………	48
又、逢おう！——渡韓報告	
希望を失うな 内村公義（金五子の会）……………	51
李東石君に逢って 李東石さんを救う会……………	53
康宗憲君の才二審才一回公判を傍聴して 救援会……………	55
韓国訪問レポート 李元二の会……………	56
才二審を傍聴して 白玉光氏を救援する会……………	57
又、逢おう！ 崔然淑さんを救う友人の会……………	59
酷寒の冬を前にして——金鍾太氏を支える会……………	60
救援レポート——梁南国氏を救う会……………	61
渡韓の中で——金哲顕君を救う会 千葉……………	62
叫び——家族は訴える	
追悼——故許昌斗氏（許景朝氏の父）へ……………	63
不当なデッチアゲにこみあげる怒り——李楨麟さん（李哲の叔父）……………	64
The Cry Of A Korean Parent……………	67
詩・叫び——白媛子さん（白玉光氏の姉）……………	68
資料……………	71
訴えの言葉、ピラ、カンパの訴え……………	86

パンフ発行に際して

ご支援のみなさん！

さきに、資料集の才一集「濁流に抗いて」を発行したのは、今回の「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕」事件の発表があつて、間もなくのことでした。急ごしらえの不十分なものでしたが、短期間に一万二千部以上の発行を見、およそ一年間にわたる救援活動に大きな力となりました。

その後の概況を報告すれば、三月にはじまって五月に終わった才一審では、死刑三名を含む重刑判決がくだされ、八月からはじまった二審においても、殆んど変わらない不当な判決が下されました。さらに、それに加えて一切発表されないまま逮捕された「才二次拘束者」の審判も進行し、才一次の人々とほぼ同様の二審判決がくだされました。そして、才三審がまもなくはじまり、11月22日の「一周年」の前には、ほぼ結果が出ていると思われれます。

そんな状況をふまえて、この「資料才二集」を発行します。その内容には、裁判の進行状況や、それに対する一般的な反応、家族の主張、そして、裁判の進行過程において明らかになった驚くべき拷問やデッチ上げの事実などを収録しました。まだ殆んど発表されていないものがあるだけに、読む人にとつても大きな衝撃を与え、朴政権の本質と実態とをあらためて知らせるような内容のものも多いと思います。まだまだ掲載したい資料もあるのですが、数少ない事務局員の諸君が努力して、やっとこれだけをまとめて発行するに至りました。この資料の編集と並行して、「11・22事件」一周年の全関西集画が計画されていますが、それを契機とした運動の永續化のために、各救援運動において、才一集と共に活用されることを望みます。

す。

救援運動の概況を報告すれば、この「事件」に対する日本社会の関心は高まり、短期間の間に、全国で四十を越える個別救援会が結成され、それぞれ独自の救援活動を展開しています。その間に集めたカンパは数千円、集会に参加した人員は数万人を数え、その中から、百名を超える仲間が裁判傍聴のために渡韓したりもしました。その人々と被拘束学生たちとの接触は大きな励みとなり、また、その報告は、救援活動に従事する者に大きな希望を与えました。そして、「百万人の署名」運動も順調に進み、そのうちの数十万人分かを、日本政府を通して韓国法務部に送り届けるべく、手続き中でありませう。

こうした成果の背後には、この「事件」に対する皆様方の深いご理解と温い協力があつたことを、あつくお礼申し上げます。才三審でこの「事件」は終わるのではなく、救援活動は更に続けていかなければなりません。この「事件」によって突きつけられた問題の重さこそ、日本人として常に担って解決していかねばならない事柄であると思ひます。「被拘束者」が一日も早く釈放されることを祈ると共に、これを機会に、私たちの間に真に日韓問題についての関心が高まることを願ひつつ、この「資料才二集」を発行します。

一九七六年十一月二十二日

11・22在日韓国人留学生・青年

不当逮捕者を救援する会

事務局長

桑原重夫

不当逮捕された在日韓国人留学生・青年

本名 (ハングル)	年齢	通名	第一審判決(求刑)	第二審判決(求刑)
白玉光 (ベク オッカ)	28	白水玉光	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
金哲顕 (キム チョルヒョン)	30	金城哲顕	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
◎ 康宗憲 (カン ジョンホン)	25	永島宗憲	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
◎ 李哲 (イ チョル)	28	吉本哲	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
金五子 (キム オジャ)	25	金城五子	死刑 (死刑)	無期懲役 (死刑)
金鐘太 (キム ジョンテ)	26	三原鐘太	懲役10年 (無期)	懲役10年 (無期)
◎ 梁南国 (ヤン ナング)	26	良原勝政	懲役10年 (無期)	懲役10年 (無期)
金元重 (キム ウォンジュン)	25	金田元重	懲役10年 (無期)	懲役7年 (無期)
◎ 趙得勲 (チョウ ドクン)	24	中島得勲	懲役10年 (15年)	懲役7年 (15年)
崔然淑 (チェ ヨンスギ)	25	深川正子	懲役7年 (15年)	懲役5年 (15年)
姜鐘健 (カン ジョンゴン)	25	神農鍾健	懲役7年 (15年)	懲役5年 (15年)
李元二 (イ ウオニ)	24	岩本元二	懲役5年 (15年)	懲役5年 (15年)
◎ 李東石 (イ ドンソク)	24	星浦文雄	懲役8年 (10年)	懲役5年 (10年)
金東輝 (キム ドンヒ)	22	金城憲一	懲役5年 (10年)	懲役4年 (10年)
許景朝 (ホーキョン ジョ)	33	—	懲役3年6月(10年)	懲役3年6月(10年)
蔣明玉 (チャン ミョオク)	25	—	懲役10年 (15年)	懲役3年6月(15年)
張永植 (チャン ヨンスク)	27	伊東永植	懲役3年6月(10年)	懲役2年 (10年) 執行猶予4年

◎印は3月26日「11・22救援する会」発表のいわゆる「オ二次逮捕者」

出身高校	出身大学	逮捕時の職業	住所
大手前高	大阪大学(文)	大阪韓国青年会議所 事務局長	大阪市東成区東小橋3-11-9
市立尼崎高	同志社大(神)院	韓国神学大院二年	兵庫県伊丹市池尻15-5
天王寺高	—	ソウル大(医)四年	大阪市生野区中川4-20-6
人吉高	中央大学(商)	高麗大院(政)三年	熊本県球磨郡鏡町大字一武2193番地
堀川高	—	釜山大(文)二年	京都府乙訓郡大山崎町字茶屋前43
清水谷高	—	ソウル大(文)四年	大阪市城東区鳴野町1-6-1
府立高専中退	—	ソウル大(文)四年	大阪市都島区大東町1-16-2
大山高	法政大(経)	ソウル大院(経)一年	東京都文京区千駄木3-16-10
清水谷高	岡山大(工)	ソウル大在外国民研究所	大阪市東成区中道4-5-25
千葉県立 中央女子高	早稲田大卒(文) 大阪市大1年在学	ソウル大在外国民研究所	千葉縣市原市姉崎591-4
桂高	同志大中退(法)	高麗大(法)三年	京都市右京区西院追分町2
洛陽工高	—	釜山大(文)四年	京都市右京区松屋鈴川町36
布施高	—	韓国外大四年	東大阪市寿町3-9-8
上宮高	—	カトリック医大一年	大阪市東成区中本3-8-17
清水谷高	大阪大学(基工)	ソウル大(医)三年	大阪市東成区中道2-22-9
不明	—	大阪韓国総領事館	東大阪市喜里川10-12三杉マンション26
名古屋学院高	中央大学(法)	ソウル大(法)院	名古屋市東区矢田6-40

在日韓国人母国留学生

逮捕・連行相次ぐ

外務省、実情を調査へ

去年十一月、韓国中央情報部(KCIA)が、関西在住の在日韓国人青年を中心としてソウルを「スパイ容疑」で逮捕したと発表したが、その後、新たに在日韓国人の母国留学生数人が逮捕連行されていることが、十一月事件、救済組織の調べでわかった。一部はすでに起訴されているが、公式の発表がないため、家族や知人らは事情がつかぬままに不安を感ずかたり、外務省でも事実関係を調査する方針だ。

「十一月事件」をきっかけに、学部生留學してゐる大阪市生野区日本人の友人や学校の同窓生、クリスチャンなどで作られた「11・22在日韓国人留學生青年不當逮捕者救済委員会」(世話人・妹尾浩夫牧師)が救済活動をしているうちに判明したもので、逮捕、連行されたのはほとんどが大阪出身者。そのうちの一人、ソウル大医学部留學してゐる大阪市生野区中川四丁目、康本郷さん(35)の場合、十一月事件の発表を、保安司令部(OIC)に連行された家族が数日後に下宿、電話するまで「心配いらぬ」との返事だった。ところが、ソウルの友人が康さんへのソウリンズカードを日本へ送ってきたので、家族は「ソウルにいるはずなのに」と、学部留學してゐる大阪市生野区中川四丁目、康本郷さん(35)の場合、十一月事件の発表を、保安司令部(OIC)に連行された家族が数日後に下宿、電話するまで「心配いらぬ」との返事だった。ところが、ソウルの友人が康さんへのソウリンズカードを日本へ送ってきたので、家族は「ソウルにいるはずなのに」と、

大大学院生曹さん(32)が去年十一月中旬にKCIAに逮捕され、スパイ容疑で先月末、起訴されているという。知人や出身高校の教師たちは「逮捕されるような人ではない。無実を信じたい」と口をそろえており、すでに日本人の高校同窓生や知人の間で、嘆願の署名運動など救済活動が始まっている。「救済委員会」では、こうした動きを連携しながら幅広い救済活動を進める方針だ。

この問題について、連勝世・外務省北東アジア課長は「韓国政府から何も聞いていない。基本的には韓国政府と韓国民の間題だが、日本に生活の根拠をもっている人々なので、関心をもちざるを得ない。そういう話し合いは以上、照会してみたい」としている。

朝日新聞 3月25日(夕)



65万人



在日韓国・朝鮮人 <41>

「おのの子は元氣に育ったか」
「おのの子は元氣に育ったか」
四月中旬、韓国に渡った肉親から公判の内容を知らされる電話があった。
韓国中央情報部(KCIA) 肉親に帰って大学を勉強していたは、去年十一月二十日、在日

ある日突然に
「おのの子は元氣に育ったか」
四月中旬、韓国に渡った肉親から公判の内容を知らされる電話があった。韓国中央情報部(KCIA) 肉親に帰って大学を勉強していたは、去年十一月二十日、在日
韓国人の本國學生と韓國學生ら三十一人をスパイ容疑で逮捕した、と発表。そのなかに、韓

※12頁の「声明文」
(3/26) 参照

さらに逮捕者五人 韓国で在日韓国人留学生

韓国中央情報部(KCIA)が昨年十一月発表した「学園還入パイ」事件被害者の関連の救済組織は二十六日、大阪弁護士会館で記者会見し「新たに在日韓国人留學生五人がKCIAなど韓國捜査当局に逮捕されていることを確認した」として五人の氏名を明らかにした。

- 逮捕したのは「11・22在日韓国人留學生青年不當逮捕者救済委員会」(代表、妹尾浩夫牧師)が明らかにした五人は、昨年十一月五日から同日の間にKCIAやOIC(韓國保安司令部)に連行された。一部は起訴されている。
- 「ソウル大」李基石さん(32) 外国留學生部、大阪・布施高卒、東大阪市寺西4条南町2丁目2-10 学部、大阪府立中野中、大阪市都府区大東町1康本郷さん(32) 医学部、大阪・天守寺高卒、大阪市都府区中川4丁目1南船場さん(32) 在外留學教育研究、大阪・清水高、岡山大学高卒、大阪市東淀川区中道1高橋さん(32) 学部、熊本・会高、中央大韓學部卒、熊本興人自衛隊。

金子さん救おう

在日韓国人
スパイ事件

韓連在日韓国人留学生に対するスパイ事件の重刑判決が振られてから、このほど東京の青年学生が死刑判決を受けた金子さんの救出活動の中心として、自主制作映画「金子さん救おう」の上映会を開催した。8月、オルカホールで上映開始は約五、七月、立命館大学初公開の予定が、自主制作映画の上映会も各地で開催されている。

立命館大生ら 無実訴え 自主制作

この映画は、在日韓国人留学生に対するスパイ事件の重刑判決が振られてから、このほど東京の青年学生が死刑判決を受けた金子さんの救出活動の中心として、自主制作映画「金子さん救おう」の上映会を開催した。8月、オルカホールで上映開始は約五、七月、立命館大学初公開の予定が、自主制作映画の上映会も各地で開催されている。

金子さんの救出活動の中心として、自主制作映画「金子さん救おう」の上映会を開催した。8月、オルカホールで上映開始は約五、七月、立命館大学初公開の予定が、自主制作映画の上映会も各地で開催されている。

死刑判決 映画で告発



金五子さんの死刑判決に抗議、教会でのインタビュー場面を撮影する実行委メンバー

1日に初公開

この映画は、在日韓国人留学生に対するスパイ事件の重刑判決が振られてから、このほど東京の青年学生が死刑判決を受けた金子さんの救出活動の中心として、自主制作映画「金子さん救おう」の上映会を開催した。8月、オルカホールで上映開始は約五、七月、立命館大学初公開の予定が、自主制作映画の上映会も各地で開催されている。

京都新聞 6月29日(朝)

大学に韓国大使館と民団 留学生調査を依頼

在日韓国人留学生の第二次調査 警察活動を続ける大阪府立大の阿倍野区天王寺高校で記者会見し、韓連が北朝鮮の工作員に会ったと主張した。近々、この内容を文書にして近畿弁護士会連合会に提出、同会の調査報告書として韓国の弁護士に送るといっている。同グループが韓国の弁護士から入手した証拠状(コピー)によると、

日韓連公表

朝日新聞 6月10日(朝)

毎日新聞 9月26日(朝)

「康君にアリバイ」

友人が証言 韓国スパイ事件

在日韓国人留学生の第二次調査 警察活動を続ける大阪府立大の阿倍野区天王寺高校で記者会見し、韓連が北朝鮮の工作員に会ったと主張した。近々、この内容を文書にして近畿弁護士会連合会に提出、同会の調査報告書として韓国の弁護士に送るといっている。同グループが韓国の弁護士から入手した証拠状(コピー)によると、



証言する 二神小夜子さん

二神小夜子さんは、金月月初七尾教師が起訴されたことを知らされ、家で昔の日記を繰りかえり、日時ととらえて康君とのデートが書き込んであったと証言した。同グループは康君の無罪を求め、署名を百五十七名集めた。近々、代筆の二人を韓連に派遣、康君に面会して激励するとともに、大橋、大法院に陳願書のコピーを手渡したいという。

「判決は人権を侵害」

韓国、スパイ事件で声明

近 井 連

韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

※「朝日ジャーナル」(76年9月10日号)より転載

昨年一月三日、韓国中央情報部(K.C.I.A.)は、いわゆる「学園」に所属する韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

韓国の中央情報部(K.C.I.A.)は、いわゆる「学園」に所属する韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。



桑原 重夫(牧師) 大阪府高槻市

「北朝鮮に行つてスパイ教育をうけ、朝鮮労働党に入党した上、学生録起を扇動する」と母国留学生を仮装して潜入した」といふ理由で死刑判決をうけた。しかし、彼が北朝鮮に潜入したとされるのは、秋田県の人宅にいて卒業論文の準備をしていたこと、その友人のT氏がたづねり証言する。しかし、在廷証人とするべく訪韓したT氏は、韓国の法廷で証言の機会が与えられなかった。他の人の場合も同様だ。その

「被疑事実」をみれば、すべて嚴重な在日K.C.I.A.の監視のもとにおかれ、取るに足らぬことがあつた。私に知らぬ金首領君が、「日本」という差別社会の中で、「民族的自衛」を同胞に訴へ続けた人であること。思えば、今回の「事件」がどんな政治的意図によるものか、明らかになる。その救援活動に、「日本人」の責任が問われる思いがするのである。

政府追て逮捕急増 在日韓国人

救援に全国組織

支援団体が急ぐ



韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

この5年で60人も

在日韓国人の政治犯は、七、八年前から急増している。この急増は、韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

在日韓国人の政治犯は、七、八年前から急増している。この急増は、韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

渡韓後の不明者 別に30数人

渡韓後の不明者は、別に30数人。韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

渡韓後の不明者は、別に30数人。韓国の中央情報部(C.I.A.)が、韓国のスパイ教育を受けた韓国人留学生を、スパイとして処刑したと発表し、韓国人留学生の家族が、この判決を強く非難している。韓国人留学生の家族は、この判決を「人権を侵害する」として、強く非難している。

氏名	逮捕年月	刑罰	出身地	職業
勝(26)	71年4月	無期懲役確定	京都市	ソウル大 院生
徐林(22)	71年9月	懲役7年確定	京都市	ソウル大 院生
清池(25)	71年9月	無期懲役確定	長野県 須月町	延世大 院生
末廣(36)	71年11月	懲役15年確定	滋賀県 守山市	国民大 院生
沢本(61)	73年3月	無期懲役(以後不明)	東京都 中野区	会社 社長
昌一(32)	73年5月	懲役15年確定	大阪市	ソウル大 講師
鉄佑(48)	73年6月	懲役10年確定	静岡県 清水市	浦項製鉄所 理事
鶴田(45)	73年6月	懲役7年確定	北道 豊基郡 助学	北道 豊基郡 助学
鶴田(35)	73年6月	懲役2年確定	東京都 目黒区	雑誌 記者
朴先正(40)	73年6月	懲役3年6月確定	宮城県 塩釜市	ソウル大 助教
進(57)	73年7月	無期懲役(以後不明)	神戸市	貿易 業
栄作(34)	74年4月	懲役10年確定	東京都 三鷹市	国際基督教大 助教
渡辺(37)	74年4月	懲役10年確定	大阪府 吹田市	財団法人 職員
哲教(44)	74年4月	死刑確定	千葉県 松戸市	パチンコ店 経営
勝孝(24)	74年5月	懲役12年(以後不明)	京都市	ソウル大 生
斗益(46)	74年11月	死刑確定	東京都 世田谷区	民団 役員
進男(31)	75年4月	懲役12年(以後不明)	長野県 東部町	不 動産
伊藤(38)	75年4月	無期懲役確定	東京都 三鷹市	不 動産

友人を返せ！ 仲間を返せ！

救援会は訴える

◇11・22救援会三月二十六日声明

昨年十一月二日、韓国中央情報部（KCIA）は、在日韓国人留学生青年十三名を含む二名の学生青年を逮捕して「留学生スパイ事件」なるものを、デッチあげた。この報は在日韓国人、朝鮮人のみならず、彼らを知る恩師や友人、知人等の少なからぬ日本人にも衝撃と不安を巻き起した。私たちは、この事件の不運な被疑者の救援を目的として、直ちに「11・22在日韓国人留学生青年不当逮捕者を救援する会」を結成した。

その後、諸々の救援の取り組みと並行して、順次日本に帰省してきた留学生らに、十三人の被疑者らの消息と事件前後の事情を聴取したところ、驚くべき事実が次々と明らかになった。総数四三六名の日本からの留学生のうち、何らかの形で治安当局に連行され、取り調べを受けたのは三〇〇名を超え、その捜査

方法も過酷を極めたという。

脅迫や暴行で自分がスパイであることを認めるように強要されたり、同じ留学生の友人、知人の動行を、逐一報告させ、意図的に何らかの作為を施してある特定の結論に誘導する牽強附会そのものであったという。

昨年十二月二十三日、国会で記者会見をした権未子氏の痛憤に満ちた手記には、これらの理不尽な経緯が余すところなく表わされている。

そして、もう一つの瞠目すべき事実は、十一月二十二日の発表後も続々と留学生が本国の学生らと共に、KCIAやCICに連行されているという。

その後、四ヶ月を経た今日に至るも釈放もされず当局の発表さえもない留学生らの氏名を「救援会」が確認した者のみ、ここに公表するものである。

李東石（二三） 韓国外語大・布施高卒

東大阪市寺町

。梁南国（二五）ソウル大文学部・大阪高専

中退・大阪市都島区大東町

。康宗憲（二四）ソウル大医学部・天王寺高

卒・大阪市生野区中川町

。李哲（二七）高麗大大学院・県立人吉高卒

中央大経済卒・熊本県人吉郡

。趙得勲（二五）ソウル大在外国民教育研究

所・清水谷高卒・岡山大工学部卒・大阪

市東成区中道

これらのあらたな犠牲者の中には、既に起訴されて近く公判に附される人もいれば家族の必死の探索にも関わらず、四ヶ月の間、未だ沓（よう）としてその居所さえも不明で肉親でありながら安否を問うことすら困難な現況におかれています人もいます。

ある日突然、理由もなく奈落の底に突き落とされた家族の人たちの嘆きや悲しみは、私たちが想像するに余りある。

代表 妹尾 活夫

一九七六年 三月 二六日

◇大阪大学の会 呼びかけ文

白玉光・許景朝両氏を救うために

みなさま方のお力添えを訴えます。

昨年十一月二日、「在日韓国人青年、留学生ら多数逮捕」との韓国中央情報部（KCIA）発表に接したわたしたちは、そのなかに二人の被疑者をはじめ大阪大学関係者の氏名の多いことに驚きました。金芝河氏を獄舎につなぎ、金大中氏を日本から拉致したKCIAの黒い手が、わたしたちの知る在日韓国人青年にまで及んだことに、わたしたちは衝撃を覚えずにいられません。

二名の被疑者の一人で今回の「スパイ事件」の首班格と目されている白玉光（ペク・オクワン）氏は、昭和四二年大阪大学文学部（史学科）に入学、卒業後は韓国青年会議所事務局長として働く前途有為な青年です。

もう一人の被疑者許景朝（ホ・キョンジョ 三二才）氏は、昭和四一年に基礎工学部（制御工学科）に入学、卒業後は母国のソウル大学医学部で学ぶ努力家です。

二人の青年の将来がどれだけ期待されているかは、想像にかたくありません。彼らの家族の人々にはもちろん、祖国韓国にとっても

そうです。それにもかかわらず、いまの韓国政府は、彼らをはじめ二名もの留学生・青年を国家保安法、反共法違反で裁こうとしているのです。

しかしわたしたちには、彼らの罪状の数々を信じる事ができません。三千人ものKCIA要員が監視体制をしく日本で、どうして白氏らが三度も北朝鮮に渡航しえるのでしょうか？二人の家族をはじめ、友人、知人が二人の容疑事実に対する反証の一つひとつをあげています。

しかしながらわずか三度の公判で、白氏には死刑の判決がおこなわれ、許氏には三年六ヶ月の懲役が判決されました。韓国政府は、二人の無実の訴えに耳をかさずともしないのでしょうか。

いま求められているのは、圧倒的な日本国民の世論です。無実の彼らの人命を救え、彼らの人権を守れとの巾広い世論の声です。すでに救援運動をはじめておられる被疑者家族の人々、友人、同窓生と力を合わせ、彼らの早期釈放を実現することです。

同封のピラでおわりの通り、事態は急速にすすんでいます。今回の「スパイ事件」はかなり多くの阪大卒業生を含めて、関西一円の大学卒業生をつづり合わせてつくり上げられています。阪大卒業生であり、事実無根の

御承知のように、在日韓国人は日本の社会から種々の差別を受け、陰に陽に疎外されてきた。そのような彼らにとつて、只一つの拠り処ともいべき祖国が、いわば煮湯を飲ませるがごとき酷烈な制裁を、無実の留学生とその家族に課しているのを知るとき、私たちは安穏と座視してはならない。いくら政情が不安で緊迫しているからといって、このような最も弱い立場の留学生らの人権を蹂躪し、政権延命の犠牲（いけにえ）に供するのは、人道と人間性に悖る行為だと断ぜざるを得ない。

十八名の在日韓国人留学生・青年のうち十四名までが関西にその生活の根拠を置いていた。この事は彼らの救援に際しても、関西での運動が試されているといえよう。

私たち救援会は十八名の学生・青年が、家族が一日千秋の思いで待つこの日本の地を踏むことができるように、各階各層の広範な人々を結集して、今後とも最大限の努力をするものである。

この地球上から正義と良心はまだ潰えていないことを示すためにも、日本と韓国の真の民衆レベルの友好と信頼の絆を断ち切らないためにも、この救援運動を必ず成功させなければならぬ。

「11・22在日韓国人留学生不当逮捕者を

救援する会」

白さんら五人の初公判開く

在日韓国人スパイ事件

【ソウル四日共同】昨年十一月、北朝鮮スパイとして韓国中央情報部に摘発された在日韓国人李元二君ら五人のうち、大阪府青年会議所広報委員、白玉光さん(三〇)大阪府東成区東小橋二丁目五人に対するスパイ罪、反共法、国家保安法各違反事件の初公判が、四日午前十時半からソウル地裁大庭で開かれた。

初公判に出廷した他の四人はカトリック医大一年金東輝君(二〇)ソウル在外国民研究所研究生崔然淑さん(二〇)元駐大阪韓国総領事館庶務課勤務者明玉さん(二〇)五人に対する人定質問(通称「午前四時」)に対する起訴状が前日と異状審査が行われた。

死刑、重刑を許すな

在日韓国人スパイ容疑 京で「救う会」集会

留學生などを送ってスパイ活動容疑で起訴された、昨年十一月、韓市中韓協同会(OXIA)は、京に出身の四人を含む在日韓国人留學生、青年十三人を逮捕したが「在日韓国人留學生を救う会」は、廿三日午後六時半から、都大山崎町茶屋前二丁目、京都市上京区の日本基督教団

留學生などを送ってスパイ活動容疑で起訴された、昨年十一月、韓市中韓協同会(OXIA)は、京に出身の四人を含む在日韓国人留學生、青年十三人を逮捕したが「在日韓国人留學生を救う会」は、廿三日午後六時半から、都大山崎町茶屋前二丁目、京都市上京区の日本基督教団

留學生などを送ってスパイ活動容疑で起訴された、昨年十一月、韓市中韓協同会(OXIA)は、京に出身の四人を含む在日韓国人留學生、青年十三人を逮捕したが「在日韓国人留學生を救う会」は、廿三日午後六時半から、都大山崎町茶屋前二丁目、京都市上京区の日本基督教団

KCIAの在日韓国人留學生逮捕

學者、市民ら抗議集会開く

韓国中央情報部(KCIA)が昨年十一月、在日韓国人の留學生ら二十一人を反共法違反等の容疑で逮捕し、事件に抗議する「KCIAによる在日韓国人留學生逮捕事件の真相を聞く会」が廿三日夜、大阪市東区の大坂弁士会館で開かれた。同事件で逮捕された

集会では由誠弁士(東京)が「韓国人に対する治安立法体系とそのフロンティア」の題で講演し、弁士グループが今回の事件で逮捕された人の家族や友人ら関係者から事情聴取した結果に基づき「今回のスパイ事件」はデッチあげの疑いがある、と強く主張し、KCIAの日本国内での活動を抑えたいと訴え、KCIAから同事件の「黒幕」と名指された金鐘健さん(二七)が答へた。

毎日新聞 2月24日 (朝)

白さんの無罪訴えハンスト

韓国民衆情報部(KCIA)が昨年十一月摘発した日韓留學生二十一人のうち、韓国人の李元二君ら五人の事件で死刑の求刑を受けた在日韓国人、白玉光さん(三〇)大阪府東成区東小橋二丁目を支持する在日韓国人と日本人十一人が二十五日、東京・教皇閣で判決予定日の二十七日まで「無罪釈放」を訴えてハンストに入った。

ハンストに入ったのは「白玉光氏を救う会」のメンバーやフリーライターの山本正樹さん、映画監督岡本豊彦さん、白さんの妹姜美姫さん(三十一)。

白さんは大阪府青年会議所事務局長で、昨年十月韓青年会議所全国代表会に参加するための訪韓後、KCIAに北朝鮮スパイの容疑で逮捕され、四月十三日、学園スパイの主要格として死刑の求刑があった。これに対し救う会はこの事件は事実関係が複雑なKCIAのデッチ上げで、白さんは無罪に」と主張し「不当逮捕された白さんの支援に協力せよ」と市民ら訴えている。

れかえすため、今後も更に広汎な救援運動を続けていく決意です。

- △金五子さんの死刑を許すな!
- 姜鐘健君の重刑(懲役7年)を許すな!
- 李元二君の重刑(懲役5年)を許すな!
- △獄中留學生・青年の人権を守れ
- △面会を即時実現せよ!
- △すべての在日韓国人政治犯を釈放せよ!

在日韓国人留學生を救う京都集会

◇四月二十八日(三〇)日京都ハンスト行動
京都では、第一審判決を間近に控えた行動の一環として、「同志社大学姜鐘健君を救う会」と「李元二氏を救う会」が中心となって、四月二十八日(三〇)日にかけて七十二時間のハングーストライキを行い、貫徹した。これはその時の記録である。

四月二十八日

P.M.12:30、ハンスト突入、高島屋前「無実の留學生姜鐘健君を救おう!」「死刑重刑判決弾劾!」等の横断幕の前に座る。連行されていく友人たちの写真を前に置き、「生命を救おう!」「死刑重刑判決を許さないぞ!」等のゼッケンをつけて、情宣活動をする。情

容疑によって死刑に処せられようとしている白氏、同様に懲役刑に処せられようとしている許氏を救うために、阪大教職員の皆様方のお力ぞえを頂きたく存じますが、この事件では両氏以外にも多数の学生、青年が重刑判決され、両氏もこれらの人々と切り放せない関係におかれています。また事態の急速な進展に対し救援対策が遅れがちになっています。このためとりあえず、今回の事件で逮捕された人々全てを救うために、家族、友人を中心に結成された「十二・二二在日韓国人留學生不当逮捕者を救援する会」の百万人署名運動に協力することにしましょう。

◇四月三十日京都集会

白玉光・許景朝両氏を救う大阪大学の会
本日、私達にとってかけがえのない友人であり、京都に関係の深い、金五子さんに対して、冷酷にも死刑、また姜鐘健君に懲役7年李元二君に懲役5年の判決が下されました。更に現在裁判中の金哲頭君に対しても重刑判決が予想されています。
私達はこの苛酷な判決に対し、深い痛みと激しい憤りを禁じ得ません。

今回の事件は、昨年11月22日に、韓国中央情報部の逮捕発表以前より不当に事前拘束され、各々数カ月にわたって面会も許されず、孤立無援の状態を取り調べを受け、その自由をもとに「スパイ」として仕立て上げられた、きわめて不当なものです。さらに、3月上旬の公判開始以来、充分な審理もなされないまま、わずか1カ月余りで本日判決が言い渡されたことも不当と言わねばなりません。

私達の友人の四君は、日本に生まれ育ち、その中から韓国人としての自覚的生き方を志し母国に留学した真摯な向学心にもえた青年であります。そして彼らが母国在日同胞に對して抱いた使命と希望が不条理な形で奪われ、前途ある青春が無価値なものとして葬り去られようとするのを私達は決して見すごしてはなりません。

私達は、人権も人命も踏みこたはばからぬ権力の横暴な死刑、重刑判決に強く抗議の声を上げるとともに、彼らを私達の傍に連

学園浸透スパイの女子大生に

求刑通り死刑の判決

ソウル地裁

【ソウル三十日日本紙特電】韓下した。ソウル地裁は、三十日午前、在日韓国人による「学園浸透スパイ事件」の被告、金五子さん（三〇）に、金山大学史学科三年、京都府乙訓郡大山崎町寺前四三二に対し、一年の刑を言い渡した。被告は、被告のものの犯罪態様が公判の過程で、起訴事実を裏付けているが、弁護側は自白した。

教育を受けて韓国に潜入、政治・経済・文化・軍事などの動きを探り、在日北朝鮮スパイに報告したとして、反共法、国家保安法の最重刑である死刑を宣告した。被告は公判の過程で、起訴事実を裏付けているが、弁護側は自白した。

4月30日 フジタ刊

全面的に認め「軍事機密」国家機密の探知はしていないまでも、北朝鮮の指導者や軍内スパイ活動を行ったのは、それらら軍大犯行であり、刑法の重罰に値する」として死刑を言い渡した。

判決言い渡された金五子さんは、韓国の女子大生として、手紙をばらまいた。だが、判決理由として、被告は「死罪」を宣告された。被告は「死罪」を宣告された。被告は「死罪」を宣告された。

京の金さん死刑判決

ソウル地裁 北朝鮮スパイで

【ソウル三十日共同】ソウル地裁は、反共法違反、国家保安法違反、十月、二十三日在日韓国人の女子大生に死刑判決を言い渡した。被告は、金山大学史学科三年、京都府乙訓郡大山崎町寺前四三二に対し、一年の刑を言い渡した。被告は、被告のものの犯罪態様が公判の過程で、起訴事実を裏付けているが、弁護側は自白した。

「11・22救護隊連絡会」の代表者として、金五子さんの釈放を求めた。被告は「死罪」を宣告された。被告は「死罪」を宣告された。

宣ノ七団体十七人、マスコミ取材、NHK、朝日、毎日、京都、読売、共同、朝鮮新報社、産経、...

PM 2:18、五条署より「道路使用許可をとれ」との警告。許可を取るまで中断。

PM 4:00、再開、情宣六団体十二人。

五条署は、場所、時間に無意味な制限をつけ、ハンストの妨害を画策する。

PM 5:45、健康診断、脈迫、呼吸

PM 8:00、情宣八団体十一人。

AM 8:30、フランスベッド前、情宣八団体十四人。

PM 2:00、情宣十三団体、二十五人。

通行人が支援の飛入りアピール。署名活動、ピラマキ。京大の飯沼二郎氏が、激励のピラ入れを手伝う。本日、予定されていた判決が明日に延期された。「また延期か」とその言い加減さに呆れる。高島屋前に移動。

PM 4:00、情宣十一団体二十人

PM 5:30、通行中の老人が、飛入りの演説をする。昔、KCIAに連行され拷問を受けた経験を話す。英語のわかる学生が、アメリカの観光客に次々と署名させる。

PM 6:45、ハンスト中の私たちの前で、横断幕や写真を見て泣き伏す一婦人がいた。

PM 7:00、情宣六団体九人、五条署の制限時間を超えているが、多くの市民の署名やカンパが集中しているので、クレームをつけてこなかった。

PM 8:30、打ち切り、健康診断、脈迫

PM 9:30、就寝

AM 8:30、フランスベッド前、情宣六団体八人。同大で「金哲顕君を救う会」が早朝ピラ入れ。在日韓国人A氏が激励にくる。

AM 10:30、情宣五団体八人。フランスベッ

ソウルの職員も署名。李元二君の友人が演説。

AM 11:00、情宣六団体十人。ある在日韓国人が日本人のやる運動でないと主張。しかし、署名をしてくれ、韓国語で、頑張って下さいと励まされる。

PM 12:30、情宣六団体十人、朝日新聞取材。記者は、社内で、と署名用紙を持って帰る。

PM 1:45、鎌で署名板をなぐりつけ、悪態を吐く人がいた。

PM 2:00、情宣五団体六人。チヨゴリのお婦人が激励してくれた。ソウルより友人の国際電話で判決がもたらされた。金五子さんに死刑。金鐘太君に懲役十年。許景朝君に懲役三年六月。その他にも判決の詳報が入る。私たちは、即刻判決内容を横断幕にして、四条河原町に張り、憤りつつ、熱を入れ情宣を続ける。多くの通行人が、速報を見て、カンパ、署名を相次いでする。ハンストは、更に盛り上がった。

PM 3:15、多数の通行人が、ピラ撒きを手伝う。読売TV取材。健康診断をするとAが脱水症状をみせ、支援の人が心配をする。

PM 4:30、更にソウルから午後の判決が伝えられた。白玉光君に二人目の死刑判決がなされた。又、私たち京都の友人である姜鐘健君に懲役七年、李元二君に懲役五年の非道な判決が下された。ショックを受けつつ、気

洛陽教会で抗議集会を開いていた仲間五十人が、デモで前を通る。互いに声をかけ合い健闘をたたえる。

PM 8:30、通行人が少なくなった所で、五条署より時間オーバー、即時中止の警告。権力の妨害には目に余るものがあった。善意の市民を含めて、全員の写真を取り、ハンスト中の会員に「やっても無駄だ」と冷笑し、背後より懐中電燈で殴った。協力の市民に動揺があったので三十分早く中止する。

PM 9:30、P教会で寝る。健康診断は良。

四月二十九日(雨)

PM 7:50、健康診断 脈迫

A 64 B 51

四月三十日(雨)

AM 8:30、フランスベッド前、情宣六団体八人。同大で「金哲顕君を救う会」が早朝ピラ入れ。在日韓国人A氏が激励にくる。

AM 10:30、情宣五団体八人。フランスベッ

数人ひそかに裁判

スパイ容疑 在日韓国人留学生

ワウル十八日前出検見... 在日韓国人留学生二十一人が...
この検挙は、この検挙は、この検挙は...

読売新聞 5月15日

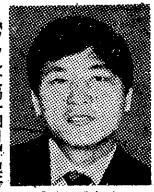
韓国スパイ事件判決に 抗議し集会

在日韓国人留学生ら... 抗議集会...
救済する会

在日韓国人留学生ら... 抗議集会...
救済する会

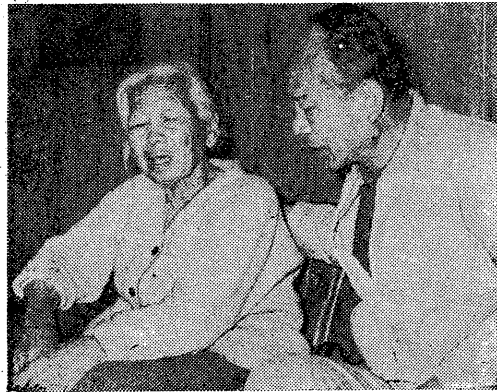
金哲頭さんに死刑

在日韓国人 学園スパイ事件判決



金哲頭さん

【ソウル十八日共同通信】... 在日韓国人、金哲頭、李...
この検挙は、この検挙は、この検挙は...



金哲頭さんの死刑判決を聞いて悲嘆にくれる父守東さんと祖母の安新元さん（伊丹市の自宅）

アリバイあるのに 打ち沈む伊丹の家族

【伊丹】死刑を言い渡された金... 打ち沈む伊丹の家族...
アリバイはあるのに、家族は打ち沈んでいる...

(23頁の声明参照)

全部にわたるこれは大きな人権の問題である... 現に、友だちが無実の罪で死刑の判決を受けている...

日夜走っているわけですが、たとえば趙得勲という、これもやはり大阪で生まれて清水谷高校を出て、岡山大学を卒業してソウル大学で勉強していた青年などの場合におきまして、昨年の十二月の十二日に冬休みだから日本に帰ると国際電話で言ってきた、そうしてその日に飛行機で帰って来ると思っているところがあった。飛行機の旅券が取れなかつたのかなと思つて、まあ二、三日うちに帰ってくると思つておつたところ、なかなか帰つてこないし、その後いろいろ調べてみると、見送りに行った友人の金大成君という人と二人、金浦空港で突然つかまつて、いきなり目隠しをされて、そしてどこかへ連れて行かれた。金大成君は結局十日間ほど留置されて放免されたけれども、そういうことで趙得勲君がどこに留置されているのかというところもいろいろな刑務所、留置場を探し回つたけれども、どこにもいるかわからないといふうな不安な状態に置かれている。そして、その間同じ時期に同じ方法で、これは熊本県出身の中央大学卒業のイ・ Chol - 李哲といふ人が、高麗大学に留学している人が同じ方法で留置され、それがいきなり秘密裁判で四月の二十七日に死刑の求刑を受けたというところが報道されるに及んで、李哲さんの家族の方々も、あるいはまだ所在のわからない趙得勲さんの家族の方々も、いままあ気違いのよう...

になつてその所在を捜し、もしこの裁判に係属しているかということでもわかれば、どうあつても弁護士もつけたらいい、ということでも一生命懸命になつて探し回つていられるけれども、韓国へ渡つて幾ら調べてもらたがあかない。そういう不安な状態に置かれていられるわけでございますけれども、そういういま在日韓国人の上を覆っている、しかも在日韓国人の人権ばかりじゃない、日本の多くの人たちにも波及的に及んでいる人権侵害問題について、法務省の御当局とすると何かこれは方法がないものか。永住権を持つている日本においては、きわめて善良であつた、しかも今度の留学も全部韓国国民の推薦で留学している、こうした前途ある青年たちの人権問題について、大臣に一言伺いたいのでございますが、何とかお力をかしていただけないものであろうか。これは家族のみならず多くの良識ある日本の国民の悲痛なお願ひというわけでございませうが、大臣、この事柄について何かお考えをお述べいただきたいと思ふわけでございます。○国務大臣(稲葉君)これ、なかなかむずかしい問題ですね。それから、まあ家族等に対する同情、慈悲の情感を持つということとはとまかくとして、外国におきまして、韓国において、韓国の国内法に違反した者として韓国の刑事訴追を受け、刑事法令に從つて裁判を受けた。その裁判についてとやかく日本の法...

務省、法務大臣として所見をいろいろ述べますことは、同国の裁判に対する干渉にもなりかねませんので、日韓両国のやはり友好等も顧慮すべき問題である。仮に反対の立場に立つてみた場合に、やはりわが国の法務当局、法務大臣としてはあんまり愉快じゃありませんから、わが国の裁判に干渉がましいことをやられるというよりは、そういう立場です。ただ、前にも申しましたとおり、佐々木先生のような立場の方が何とかならないものであろうかと、家族もかわいそうじゃないかという人間愛を表明されることは、それはそれとして、私の立場としては外国の裁判に干渉がましいことになることはこの際差し控えたい。ただ、外交上何らの措置がなされるかどうか、これはまた別問題でございます。以上が私の所見です。

○佐々木静子君 大臣のお考えもわからないではありませんが、やはり日韓の将来の友好ということを考えて、これは単に政府間の友好ということではなくて、国民相互の友好が両国の友好にとっては一番大事なのではないかと思うわけです。そういう意味で、ぜひともこれはお願い申し上げたいと思うが、ちやうど外務省アジア局の方からお越しいただいていただけますので、いま申し上げましたあたりこの所在がわからない趙得勲氏がここに留置されておるか、そして裁判がどこに係

属しておるかということをお早急に御調査いただけるか、そしてこれは新聞にも報道されました大阪弁護士会が慎重に審議した結果、ペク・オクワン氏がこの犯罪事実とされている北朝鮮に渡っていったという日時、日本でいろいろな場合に出ておったというその事実、これは調査書に弁護士会がまとめてあるわけですけれども、これを韓国のしかるべき筋に責任を持ってお渡しただけの御協力は得られるかどうか、そのことを外務省に伺いたいと思います。

○政府委員（大森誠一君） ただいま御質問のありました第一点につきましては、私ども外務省といえども、先ほど法務大臣からも述べられましたように、政府といたしましては他国内政干渉となるようなことはなし得ないところでございますけれども、在日韓国人の場合は日本に家族の方々が住んでおられますし、またわが国における社会人としてわが国の社会と種々密接な関連を有している方々に関する問題でございますので、私どもといたしましても成り行きに関心を持っている次第でございます。このような観点から趙得勲氏など行方がわからないという方たちの件については、すでに在韓の日本大使館を通じて調査中でございます。

○佐々木静子君 後の近畿弁護士連合会の調査事項について、これは外務省として韓国の

◇大韓教会青年会の声明

一五、一四金哲顛神学生死刑判決に

抗議する

去る五月十四日、ソウル地裁において在日韓国基督教総会が派遣した神学生、金哲顛氏に対し、死刑判決が下された。一種きわだつた感覚の鋭さと、生に対するひたむきな誠実さをもつた金哲顛氏を思い起す時、我々は在日同胞青年の所与的な歴史的な現実との闘いに、果敢に歩み出た者を、その生に対する真摯さの故に、翻弄し、死を強要するこの残忍な歴史に対する抑えがたき憤怒に身をよじりながらも、発する言葉すら見い出せずにいる。しかし、金哲顛氏をも含めた多くの在日同胞留學生と、共なる苦渋の歴史を共有してきた我々は、彼らがそうであったように、この怨念の歴史を断絶させ新たな歴史創造への参与のためにも、この重苦しい沈黙の闇を焼き払わなければならないと銘じつつ、ここに抗議の声明を発する。

昨年十月十五日の連行から五月十四日の死刑判決にいたる裁判過程に対する我々の懷疑は増幅されるばかりである。約六ヶ月の間、両親すら面会が許されずといったという事実は、公判における金神学生の「自白」なるものの客観的信頼性をゆるがすものであり、彼にどのような精神的状況が強要されているかは我

々の想像を絶するものである。

このように、不当かつ非人間的な裁判過程の中で、金哲顛氏に有利な証言を一切採用することなく短時日の審理の下に極刑が下され、在日同胞の歴史的現実を背負い、自己の生に誠実であろうとした一人の在日韓国人二世青年が、死を強要されようとする時我々は、抑え難き怒りを抱かざるを得ないのである。

金哲顛氏は、在日韓国基督教総会が派遣した神学生であり、この共同体の交わりの中で共に育ってきた青年である。彼がどのような生活体験の中で育ち、苦悩し、生きてきたかという真摯なる問いかけを通して我々は、彼を理解し判断し信頼するのであり、このことは我々に課せられた最低の道義的責任である。

そして、我々は今回の死刑判決が、在日同胞の歴史的現実が内包してきた不条理そのものの表出であることを直視する。一体、だれが何を裁くというのか。

法廷で祖国の「国家保安」の名の下に、裁かれ、死を強要されようとしているのは、金哲顛氏個人ではなく、全ての在日韓国人である。なぜなら、このような事件を事件として成立せしめる要因こそ、在日韓国人が強要されてきた非人間的な歴史と現実に求められるからである。

今回死刑判決を通して、我々は在日韓国人の歴史とは何であったかという問いを呼

政府の方にそうした調査事実の書面を責任を持ってお渡し、お取りつぎいただけるかどうか、その点も重ねて伺いたいと思います。

○政府委員（大森誠一君） 第二点のただいまの点につきましては、現在、日本と韓国の間には司法共助取り決めが存在いたしませんので、先ほど御指摘のような文書がありません。これを韓国政府に政府として取り次ぐルートはないわけでございます。このようないわば反対の証拠というようなものがありませぬ。私どもといたしましては、それは、関係者から韓国の弁護士に御送付願って、公判廷で提出されるのが適当なやり方ではないかと考えている次第でございます。第一次的にはやはりそういうルートを通すべきであろうというのが、私どもの考え方でございます。

○佐々木静子君もう時間がございませぬので、もちろん韓国の弁護士との連絡は密にとっているわけでございますが、重ねてできるだけ外務当局としても人権を守るための御尽力というものを強く要望して、時間がありませんから私の質問は終わりたいと思います。

びますことが、果なる過去への感傷ではなく、現在も我々の生となつて重要な意味を持ち続けている事を更めて知らされる。我々は「日本帝国主義の落し子」として日本に生まれ日本に育ち、日本の教育を受けながらどのように至められた人間形成の過程をたどってきたのか。

この日本社会の奇妙なまで堅固な差別は、独特の嗅覚を持って、我々をかきわけ痛ましい程に排他と同化を迫り、その人格を木端微塵にしてきた。これがひとつの我々の歴史的現実である。

もう一つの歴史的現実それは皮肉にも一九四五年の「解放」に始まる。「在日」という辺境性の中に野ざらしにされてきた民族疎外の歴史的現実である。「解放」とは在日同胞にとって、全体民族の中に位置しながらも、戦後処理の政策の中で、日本のみならず本國政府からも、やっかい者視・政治道具化され、「在日」というあらゆる意味における「辺境性」の中に野ざらしにされる歴史の始まりに他ならなかつたのだ。

六五年韓日条約締結時、本國政府高官が言つてのけた「在日同胞六十万は同化する運命にある。本國三千万同胞のため犠牲になれ」の発言に、憤怒をこえてただ苦笑するしかなかった我々の心情を一体だれが理解できるのか。そして何よりも我々の桎梏の現実をその

STATEMENT

From April 30 to May 8, Korean District Court gave and demanded the most cruel and brutal sentences to 14 out of 18 Korean residents in Japan studying in their motherland under the frame up arrest by KCIA in November and December, last year.

Mr. Paek Ok Kwang, Ms. Kim Oh Ja — death
Mr. Kim Choel Hyeon, Mr. Lee Cheol — death demanded (later sentenced so)
Mr. Kim Won Jung, Mr. Kim Jong Tae, Ms. Chang Myong Ok — 10 years in prison
Mr. Kang Jong Geon, Miss Chae Yeon Sook — 7 years
Mr. Lee Won Yi, Mr. Kim Dong Hee — 5 years
Mr. Hoh Kyong Cho, Mr. Chang Young Shik — 3½ years

We, having carried out a wide range of rescue activities organizing an association for their release, strongly condemn and can never accept such evil sentences.

The case was, as repeatedly described, created by flaming up criminal charges purposely exaggerating fragments of meaningless facts or producing suspicion from anything with no relation to them. And their confession of guilt is the product of physical torture such as confinement, assaults and outrages as well as spiritual one such as artifices, dirty tricks and plots under complete isolation from the world outside in an isolated cell in Seoul for more than 6 months in the past.

They were given birth in this Japan, graduated from high schools and universities, and went to their motherland for further study seeking for their pride and identity as Koreans, overcoming unjustifiable prejudice and discrimination by Japanese society and with sincere and highly growing desire for the pursuit of learning. Such fine fellows are now to be executed with false charges as "spies" being sacrificed for the maneuvering of the regime to stay longer in power degrading and suppressing the power for restoration of democracy in the present Korea and Japan. How mortifying they are! And it is preposterous and reactionary to the history of the world that they were sentenced the most cruel penalties including death in only one month (3 to 4 times) of trial. We can never pass over without protest the execution of the 18 promising youths with unreasonable charges.

The sun ray is going to be blocked by the black veil, and the mankind's dignified and universal idea of human right and humanity be buried in darkness. Our rescue movement will not proceed on a plain and easy road. We, however, will make the greatest efforts to achieve the return of 18 of them back to Japan so that they can start the new life with their families. We express our concrete determination of making the tide higher for their immediate release appealing strongly the innocence of the students and youths to the public opinion not only of Japan but also of the world from now on.

issued on May 12, 1976 at "THE EMERGENT ASSEMBLY PROTESTING AGAINST THE DEATH AND THE HEAVY PENALTIES SENTENCED TO KOREAN RESIDENTS IN JAPAN STUDYING IN THEIR MOTHERLAND" called by "THE RESCUE SOCIETY FOR THE KOREAN RESIDENTS IN JAPAN STUDYING IN THEIR MOTHERLAND ARRESTED ON NOV. 22, 1975."

The contact address of the Society is:
c/o Sttsu Tomita Kyokai, 3-7-25, Tomita-machi, Takatsuki-shi, Osaka-fu, Japan.

※ 5月12日の「死刑—重刑判決抗議緊急集会」

での声明文。20頁の新聞参照

邦訳は「11・22通信」2号に所載。

根底において規定するものとして、祖国分断の悲劇は、我々の上にも重くのしかかっている。まさに、今回の事件を事件として成立せしめる要因こそ祖国分断の歴史的現実ではなかったか。

このような二重三重の歴史的桎梏に苛まれながら、生き続けてきた。こう惨な現実を前に、ある者は人格を破壊され身をひきさかれてきたし、しかしある者は過去の屈辱の生と訣別し、民族的主体をその生き方の中で問い続けることによって、この屈辱の歴史に抗拒してきたのである。

そして金哲顕氏をはじめとする多くの留学生達も、この歴史の抗拒者であり、彼等にとって留学こそ奪われた自己への回帰に他ならなかったのだ。だからこそ、我々は、憤怒に身をよじらせ、絶叫せずにはおられないのだ。一体、だが、何の名において、この歴史的現実を背負って生きようとした青年を裁こうとするのか!

まさに裁かれるべき者は、我々にこの非人間的な歴史的現実を強要し続けている者達ではないか!

だからこそ、金哲顕氏に対する死刑判決は、同じ歴史的現実を背負って生きていくしかならない。在日韓国人に対する死の強要なのだ。我々は満身の怒りをもって金哲顕氏に対する死刑判決に抗議する。

在日韓国人青年の赤裸々な生の現実を、政治の道具として翻弄しようとするものを憤怒と痛みをもって告発する。

裁かれる者の逆転の上になりたつ虚構性と時代錯誤性を告発する。

我々を、覆い包むこの沈うつを蹴破って金哲顕神学生救出に全力を投入する事を通じて、真に裁かれる者は誰かと告発しつづけよう。

我々が、この沈うつに身をまかせ、足をなえさせるなら、あの無言の裡に響いてくる痛ましい生の絶叫を一体誰が鎮めようか。

七六年六月

在日大韓基督教青年会全国協議会

◇ 7/14 関西集会・決議

本日、七月十四日、私たち「一一・二二在日韓国人留学生、青年不当逮捕者を救援する会」は、昨年一月二二日、及びそれ以降に、貴国中央情報部に造作された「学園浸透スパイ団事件」の容疑によって不当に逮捕、投獄された一八人の在日韓国人留学生、青年の死刑重刑判決に抗議し、その即時釈放を強く要求する全関西集会を、大阪中之島公会堂で開きました。私たち参加者一同は、貴国に対して、以下の抗議文を送り、貴国の適切な処遇を強く望むものです。

貴国政府が、現在、無実の学生、青年らを

次々と逮捕、投獄し、厳しい処罰をくだしていることは、既に世界に知られています。私たちは、今回の事件も、貴政府のこうした弾圧の一つと見ております。日本国内で明らかになるアリバイを無視し、些細な事実を意図的に拡大解釈して起訴し、あるいは獄中でごう問を加え、自白を唯一の根拠としたスピード裁判の結果、不当な判決を下し、次々と処刑していく貴国の治安弾圧に対して、私たちは断固抗議します。

金哲顕氏について言えば、貴国中央情報部は「北朝鮮に渡った」と主張し、五月一四日に死刑判決をくだしました。然し、金哲顕氏が「北朝鮮に渡った」とされている時期に、日本人の友人と共に日本の秋田県を旅行していたという友人の証言があるにも関わらず、貴国ソウル地方法院が、その友人の証言も一言も許さなかったことに、私たちはきわめて遺憾に思わざるを得ません。白玉光さんにつき、まして、日本の権威ある大阪弁護士会が、アリバイの立証をしています。更に、ソウルの道路状況について語ったことが、国家機密を探知報告した罪にあるとされ、懲役判決をくだされた人もおります。貴国中央情報部が発表した「組織図」にしても、何人かの実在しない人物が「組織図」の「重要ポスト」に入っていたり、逮捕されたりしています。また、起訴状の「組織体系」と「組織図」とに

李哲君に死刑判決

スパイ容疑 他に4人公判中

ソウル地裁

毎日新聞 5月25日

(P 64~66の家族の訴え参照)

【ソウル二十五日共同】韓国中
央情報部(KCIA)が昨年未摘
獲と公表されないうまま審理が進
められていた在日韓国人留学生を
中心とする「第二次学園渡来ス
パイ事件」の被告、高麗大大学院生
李哲君(モ)熊本県球磨郡錦町二
一九三二に二十五日、死刑判決が
言い渡された。

在日作員に教育され、六九年九
月、青森から密出国して平壤に行
った。
このほか、第二次スパイ事件
として次の四人の在日韓国人が中
央情報部によって摘発され、裁判
を受けていることが二十五日まで
に判明している。
▽趙舞賢君(モ)大阪府東成区
中道四の五の二五、七五年十二月
三十日送検、七六年一月十七日起
訴。
▽梁南國君(モ)大阪府都島区
大東町一の二三の一八、七六年一
月九日送検、同月二十八日起訴。
▽李東石君(モ)大阪府市野区
三の九の八、七六年一月九日送
検、同月二十七日起訴、五月十八
日、懲役十年求刑。
▽康正憲君(モ)大阪府市野区
中川四の三〇の六、七六年二月四
日送検、同月二十三日起訴。

いずれも七一年から七五年とろ
にかけて韓国に留学、日本との間
を往復しながら、韓国の各種情報
を日本に伝える北朝鮮工作員に報告
したとしてスパイ容疑を受けたも
のだが、このうち康君は李哲君と
同じく、北朝鮮に渡り、労働党に
入党したとされている。このほ
か、李起勇という在日韓国人も摘
発されたといわれるが、日本での
住所、年齢など一切不明である。

朝日新聞 6月9日

岡大卒の韓国青年に 実刑10年の判決

ソウル地裁

昨年七月、留學先の韓国から
一時帰国しようとして、ソウルの
金浦空港で韓国中央情報部(KIC
CIA)とみられる男たちに連行さ
れた岡山大工学部卒業の在日韓
国

人、大阪市東成区中道四丁目、趙
さんは同日、懲役十年(求刑懲役
十五年)の実刑判決を言い渡され
た。
これは、訪韓中の両親から実家
に抗議する全関西集會 参加者一同
大韓民国朴正熙大統領賞下
に抗議する全関西集會 参加者一同
大韓民国朴正熙大統領賞下

(P 33の救援レポート参照)

矛盾する点も幾つかあることは、私たちに、
今回の事件のデッチ上げ性を色濃く映してい
ます。

昨年、今回の事件をねつ造するために不当
に逮捕されたと思える権末子さんは、貴国中
央情報部の残虐なごう問を、衆議院第二議院
会館で告発されました。また、私たちにとつて
徐勝氏の顔に残された痛ましいケロイドを忘
れることはできません。私たちは、死刑判決
を受けた金哲頭が、一日八十枚以上の調書を
毎日書かされるごう問をうけていると聞いて
います。

以上のような状況の中で、一八人の学生、青
年のうち、五人に対して死刑判決、一二人に
対して懲役判決をくだしたことに、私たち救
援会は深く胸を痛めております。昨年公布
された「社会安全法」によれば、有期懲役も
無期懲役に等しいことを知るにつけ、更に胸
の痛みを感ぜざるを得ません。

世界人権宣言は、
「人は全て、生命、自由及び身体の安全に対
する権利を有する—第三条—」
「何人も、ごう問又は残虐、非人道的若しく
は屈辱的な待遇や刑罰を受けることはない—
第五条—」
「何人も、専断的な逮捕、拘禁又は追放を受
けることはない—第九条—」
「人は全て、意見及び発表の自由について権

利を有する—第一九条—」
とうたっています。貴国政府がこれを正しく
実践されることを強く望みます。

私たちは、今回の事件でも明らかにされた
如く、貴国中央情報部(KCIA)が在日韓
国人朝鮮人を常に監視し、彼らの生活を弾圧し
ていることを許すことはできない。特に、在
日韓国人朝鮮人学生、及び貴国から日本への
留学生に対して、日本の全大学に身分調査を
依頼していることは、彼ら学生に対する教
育及び生活に対する不当な監視弾圧政策と考
え、強く抗議いたします。彼ら一八人の在日
韓国人留学生、青年は、貴国の発表に寄与す
べく、日本及び韓国で真摯に勉学に励んでい
たことは、肉親や友人の語るところです。

戦争を伴う悲惨な日韓の歴史の内、日本在
住を余儀なくされ、更に祖国の分断による生
活の不安定のために、日本に生活の基盤をも
たざるを得ない彼ら在日韓国人の祖国への思
いを踏みにじることなく、正しい処遇をなさ
んことを強く望みます。

私たち救援会は、他国他民族のこととは言
え、世界に於ける自由、正義、平和を認識し、
育てていく人類普遍の義務と権利の立場から、
貴国政府に強く抗議いたします。貴国政府が、
世界の全ゆるる人々の信頼をとりかえすために
も、人類の悲惨な歴史を克服する中で生み出
された「世界人権宣言」を正しく実践され、

デッチ上げ事件によって不当に拘留されてい
る一八人の在日韓国人留学生、青年を即時釈
放され、不当な裁判を無効中止されんことを
強く要求いたします。

一九七六年七月一日

在日韓国人留学生への死刑重刑判決
に抗議する全関西集會 参加者一同
大韓民国朴正熙大統領賞下

◇母国留學生の証言

KCIAに連行されて

私は、日本の大学を卒業後、韓国に留學し
た学生です。大学時代、日本での私は韓国人
である自分に殆んど背を向けて生活をする状
態でした。そのため、現在実際に日本で韓
人がかかえている問題にも、全く関心を示す
ことなく、当然のように在日韓国人の友達も
ないままに、その大学生活も終えるに至りま
した。でも、そういう生活が長続きする筈が
ありません。ある時突然、私は全てに虚しい
ものを感じていました。こういう自分の生活
は、みんな嘘だということを悟ったのです。
そして、祖国とは何か、それを自分の目で見
てみたいという、単純な欲求からではありま
したが、母国留學を決心したのでした。

ソウルでの私は、やっと見出した祖国の
姿を、一喜一憂しながらも、熱っぽい感激の
中に迎えました。それは些細なことが全て、

した審理の不充分さを補うことなく一回乃至二回の公判で判決を下してしまつた。われわれ救援に携さわつてきたものは、この不当な判決に接して心からの怒りを禁じ得ない。裁判の進行過程において「被告」諸氏が再三陳述した如く、かれらの今回の訪韓の目的は民族的な自覚を高めて祖國を愛するが故に祖國をよりよく知り、より深く学ぶためのものであつて何ら当局者が指摘するような「スパイ行為」などではない。だからむしろかれらの行為は韓国にとつて評価されても当然な内容をもつものである。

韓国中央情報部(KCIA)は現状の国際的緊張のなかで、政権の延命をはかるためにこの様な前途有為の青年たちを犠牲にしその青春を抹殺してしまつてしまつている。われわれは、この様な非人道的な裁判と、その背後にある政治体制に強く抗議するとともに、その犠牲に供されようとしている青年たちの救援活動に今後とも全力をつくすことをここに決意する。

一九七六年 八月三十一日
11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会
於 大阪浪花教会

◇八月三十一日白さんを救う集会

本日八月三十一日、私たちは昨年十一月二日、KCIAによつて造作された「学園浸透スパイ事件」なるものの「主犯格」とされた、白玉光氏を始めとする多数の在日韓国人留学生青年に対する死刑重刑判決に抗議してここに集会をもちました。

今回の判決は、ほとんどが自白のみを根拠として、あるいは、起訴内容を否認する中で下されたものです。白氏に関しては、三度目の入北に際しては、近弁連、大阪弁護士会の権威あるアリバイ証明が存在するにもかかわらず、第一審の死刑判決においても、今回の判決においても、一切無視されています。事件の本質を見ると、彼ら在日韓国人青年たちの切ないまでの民族への志向に直面して、私たちは、日本社会の同化と排外という差別構造に、責任を痛感させられます。又十一月二二日の大々的なKCIA発表文に、日本でのKCIAの暗躍が公言されていることを知り、金大中拉致事件を始めとするKCIAの不当な活動の下に在日韓国人朝鮮人の生活や日本の民主主義が蹂躪され続けていることに、そしてこのようなKCIAの暗躍を黙認している政府の姿勢に、強い危惧の念を覚えずにはいられません。更には、南北の分断と反目

という不幸な政治状況の中で、権力の都合によつて搦めとられていった青年たちの心情を思いやるにつけ、そのような政治状況の固定化、高杉、久保田発言を始めとする政府高官の歪んだ対韓認識、ロッキード事件にまさるともおとらぬ日韓の癒着、等々の日本政府の対韓政策、外交政策に対し、不満と憤りを感じ続けてきました。

人類普遍の原理である「世界人権宣言」の精神を正しく理解するならば、「内政干渉」という名目の下に、外国人ではあるはいえ日本で生まれ日本で育つた青年達への人権救済措置が等閑視されることは断じて許されません。私たちは、「在日」という状況下で真摯に生きぬこうとした可能性豊かな青年たちへの不当な判決をくつがえし、KCIAの日本での不当な活動を即時中止させ、日本国民の望む真の日韓関係を築き出すために、日本政府が最大の努力を払い、緊急かつ適正な外交的措置をとられるよう強く要請します。

八・三一白玉光氏を救う緊急市民集会
参加者一同
日本国政府首相 三木武夫殿

◇九月一日から四八時間ハンスト・兵庫
金哲頭氏の死刑求刑(才二審)に抗議する
48時間ハンスト宣言文

神戸新聞 9月1日(朝)

「金さん救え」ハンスト入り

神戸で死刑求刑に抗議
「死刑を求刑された在日韓国人留学生、金哲頭君の命を救おう」
と二日後、神戸市生田区の市



金哲頭君の命を救おうと48時間ハンストに突入した「金哲頭君を救う兵庫県民の会」のメンバー—神戸市役所花時計前で

役所北側花時計前で「金哲頭君を救う兵庫県民の会」(事務局・同市灘区八幡町一ノ六九、神戸雲内教会)が四十八時間のハンスト行動に入り、死刑求刑抗議と即時釈放を市民にアピールした。

この日は午後三時、同会のメンバー約五十人が花時計前に集まり、死刑求刑に抗議する宣言文を採択した。宣言文は、宝塚市基梅一ノ四、日本キリスト教団基教一即時釈放の運動を進めていく。

白さんの控訴棄却

ソウル高裁 死刑判決を支持

【ソウル二十一日時事】在日韓国人スパイ事件の控訴判決が、ソウル高等法院で、控訴を棄却し、死刑判決を支持した。

控訴人である白さん(本名、白雲)は、一九七二年に在日韓国人スパイとして逮捕された。ソウル高等法院は、控訴を棄却し、死刑判決を支持した。白さんは、控訴を棄却された後、ソウル高等法院に控訴した。ソウル高等法院は、控訴を棄却し、死刑判決を支持した。

※「48時間ハンスト突入声明文」は32頁参照

毎日新聞 8月31日(夕)

29、30頁の声明を参照

人が、自らの民族を愛し、その困窮をおのが困窮として負い、これに仕えんとする情熱は、他のいかなる意志によっても奪い去られてはならないものである。金哲顕氏が、在日韓国人として日本に生を受け、市立尼崎高校に学び、やがて日本に在在するおのが同胞にキリスト信仰を伝えんとして同志社大学に学び、更に韓国神学大学へと進んだのも、そうした志のあらわれであった。

昨年十一月、韓国中央情報部は「在日同胞本留學生を仮装した『北』工作員団」として十三名、後に五名、計十八名の逮捕を発表し、本年春以降の公判において、死刑を含む全員の判決が続々と出された。八月に入るや第二審の公判が開始され、昨三十一日には、白玉光氏に死刑判決が出されたことは、私たちの胸の内のなまなましい事実である。

私たちは本年五月以降、金哲顕氏の救援をめざして立ち上がり、広く県下の世論にうったえ、その声を二方に及ぶ署名、兵庫県議会総務企画委員会と尼崎市議会からの嘆願等にして韓国政府当局に訴えてきたが、昨八月三十一日私たちの訴えに反して、一審判決どおり死刑求刑が下された。この事実には大きなきどおりをこめて抗議の意志を表明するものである。

私たちは、金哲顕氏が「北」においてスパイ教育を受け、韓国内の反政府学生運動を煽

動する指令をうけて韓国に侵入した」とする一審求刑及び判決内容を、幾つかの証拠から捏造以外の何ものでもないことを確信するものである。明らかな反証材料が残されているにもかかわらず、不十分な裁判による一人の有為な青年に死を科していくのは、若き人命とひきかえにおのが政治的意図を貫徹しようとする支配者の悪しき意志の現われではないか。こうした政治状況は「日韓条約」以降、日本の保守政権とそれを支える日本企業のテコ入れに依拠して生み出されていることを見過すわけにはいかない。

私たちはそうした政治的プログラムのせいで、一つの生命がむしり取られていく事態を、座して見過すことはできない。世界のあらゆる良心もそれを許すことがないであろう。私たちは胸のうちにたぎるいきどおりと抗議の意志をここ四八時間のハンスト行動をもって表明するものである。

金哲顕氏を決して殺してはならない！
金哲顕氏の死刑求刑に断乎抗議する！
金哲顕氏をはじめとする不当逮捕者を即時釈放せよ！
金哲顕氏を殺すな！
一九七六年九月一日 神戸市役所花時計前
金哲顕氏の死刑求刑に抗議するハンスト行動
参加者一同



■二審判決に抗議してハンスト決行中（9月1日）

金さんに一審通り死刑

スパイ容疑晴れず

ソウル高裁

【ソウル十四日時事】在日韓国人（在日）韓国神学大学二年、伊人留學生スパイ事件に關連して一丹市海院一五〇一に対する控訴審で死刑判決を受けた金哲顕被告一審判決が十四日午前ソウル高

裁判部（韓正鎮裁判長）で開かれ、韓裁判長は被告の控訴を棄却し、一審通り死刑を言い渡した。被告の救援活動を繰り返してきた。友達の哲ちゃんを、あの前途有為な青年をなんとか助けてやってほしい」というのがメンバーの素朴で切実な願いだった。

無期の願いも無残

虚脱感の家族、支援団体

【ソウル十四日時事】在日韓国人（在日）韓国神学大学二年、伊人留學生スパイ事件に關連して一丹市海院一五〇一に対する控訴審で死刑判決を受けた金哲顕被告一審判決が十四日午前ソウル高

裁判部（韓正鎮裁判長）で開かれ、韓裁判長は被告の控訴を棄却し、一審通り死刑を言い渡した。被告の救援活動を繰り返してきた。友達の哲ちゃんを、あの前途有為な青年をなんとか助けてやってほしい」というのがメンバーの素朴で切実な願いだった。

またも死刑。ソウル高裁の審判、兵庫民の会の北田秀郎、牧師頭被告に対する判決は、家族や支援団体に重々しくのしかかった。「せめて刑一等を減じて無期に」との願いは、無残にも裏切られた。「たとえ北朝鮮に渡ったことが事実だとしても、それが死に値する重罪なのだろうか。日本で暮らす者にとって、想像を絶する厳しい大韓民国（韓国）のおきて、金さんの身を委ねる人たちは、なす術もない」といった虚脱感に陥っていた。

伊丹市旭尻字中島一五〇五の留守宅では金被告の弟三人、父親の守康さん（八七）も朝からいたたまれず、動も出さず。祖母の安新元さん（七九）は尼崎市の金被告の姉で、死刑判決の知らせを聞き、がっくりと身を落とした。「そんなはずはない」とうめいた。周囲の慰め言葉にも「金哲顕が」と首を振るばかりだった。

KCIAに強要され自由

在日「韓」人事件 死刑被告が証言 ソウル高裁

【ソウル十四日時事】在日「韓」人八人事件に関連して一審で死刑を宣告された高麗大大学院生、李哲哲(27)と本島球磨郡(27)と二審判決の妻、因香(27)と二審で懲役六年六月の判決済み(1)にいたる控訴審初判が十四日午後、ソウル高裁刑事三部(金澤淵裁判長)でおこなわれ、李被告は一審で認められた朝鮮民主主義人民共和国に渡ったと

北朝鮮行きを全面否定

康宗憲氏二審公判

【ソウル十九日共同】反共法違反などに問われ、一審で死刑判決を受けている在日韓国人留学生のソウル大医学部四年、康宗憲氏(26)と大阪生野区中川四の二〇〇六に對する二審第一回公判が十九日午後、ソウル刑事高裁合議部(韓正鎮裁判長)で開かれたが、康被告は「一審での供述を翻し、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に行つた事実はない」と、起訴状の主要部分を否定した。

(P55の渡韓記録参照)

※李哲氏の2審公判での証言は43頁～48頁

「公判議事録」参照

白さんの死刑判決に家族ら抗議

北朝鮮スパイとして起訴された大韓連盟青年会副委員長、白玉光(27)と大阪府東区(27)ら七被告に対する控訴審の判決公判が十三日、ソウル高裁刑事三部でおこなわれ、白被告の起訴趣意、死刑判決をほじめ、金言に有罪が言い渡された。

れたが、同日午後「KCIA」が在日韓国人留学生、青年不当逮捕を救済する会(大阪府東区)の原花(27)と、被告家族を代表して記者会見、抗議声明を発表した。白被告の姉妹(27)は「KCIA」は「自白を強要した。金言は手紙の例もある。でも、もし手紙と、上願してのだから……」をほじめ、金言に有罪が言い渡された。



「残念です。上告します」と語る白玉光さんの姉藤子さん(81日渡花敷会で)

金さんらを救え

韓国学園スパイ 首相へ要請文

【北朝鮮スパイ団】として控訴審でも死刑を含む重刑判決を受けた在日韓国人留学生の救済活動をしている「KCIA」が、ソウル高裁の控訴審で無期懲役刑宣告された「9・17」在日韓国人留学生、青年不当逮捕を救済する会主催の「9・17在日韓国人留学生・青年への死刑・重刑判決に抗議する全国西集会」が十七日夜、北区

中之島の中央公会堂で開かれた。集会には関西各地から約千人が参加。まず救済グループが留学生の一人、金五子(27)とソウル高裁の控訴審で無期懲役刑宣告されたというソウル教育大生、権末子(27)とがその体験談を語った。最後に朴大統領への抗議文と三木首相への要請文を採決した。

検事が机たたたく音も

韓国法廷の録音を公表

李さんの救援団体

【大阪】昨年暮れ「北朝鮮スパイ」などの容疑で、大韓民国(韓)中央情報部(KCIA)に逮捕された在日韓国人母国留学生十人八人の救済活動をしている「KCIA」が、二十一日、ソウルで起訴された「11・22」不当逮捕者を救済する会(会、原島義徳)は、十一月八日、本島市東区の森之宮青少年会館で記者会見し、「一審で死刑判決を受けた李哲哲さんには完全なアリバイがある」と発表、韓国の公判記録の録音したテープを公表した。

李被告(27)は熊本県球磨郡錦町出身。中央大学卒業後、韓国の高麗大で在学中の昨年十月、北朝鮮に行つたと認めなければ妻と妻の母を連行し、機内を拷問すると言われ犯行を認め、六月八日の二回の公判で結審し、十一月十八日二審判決を受ける。

同救援会はソウル高裁の二回の控訴審をテープレコーダーで録音取りした。珍しい韓国の政治犯公判の録音を日本語訳したものを発表。テープによると十四日の公判で李被告は一審で認めていた起訴内容を、中央大学卒業後、韓国の高麗大で在学中の昨年十月、北朝鮮に行つたと認めなければ妻と妻の母を連行し、機内を拷問すると言われ犯行を認め、六月八日の二回の公判で結審し、十一月十八日二審判決を受ける。

公正な裁判といえぬ。あるのに、十分な事実調べもせず、たまたま一回の公判で結審している。検事も強圧的な態度で証人を脅して取り、とても公正な裁判とは言えず、重大な人権侵害だ。

また、二十八日の公判には熊本県に住む李被告の母の粉筆が公証人として出席。「屋宇は北に行つたとされている七三年八月には熊本の実家(いた)」と証言。同被告が熊本市内の大洋パートに時計を買いに行った際、受け取った商店発行の同被告名義の時計の保

神戸新聞 11月12日 (朝)

※ 公判記録全文が43～48頁に掲載

友の命と青春を救うため

- ◇康宗憲君を救う会
- ◇梁南国氏を救援する会
- ◇趙得勲君を救う会
- ◇崔然淑さんを救う友人の会

◇康宗憲君の思い出

手を握り合える日よ、再び
天王寺高校陸上部同期生

彼の高校生活をふり返る時、どうしても触れなければならないのは、彼の陸上競技生活であり、それを語る事が、すなわち、彼の人間を語る事になると思う。

中学時代、全国放送陸上競技大会においてめざましい活躍をした彼は、天王寺高校入学後、直ちに陸上部に入学した。

当時、陸上部はある意味で過渡期であった。インターハイへの出場者が輩出した時代は過ぎ沈滞した雰囲気クラブ内にはあった。彼はその中であつて、百メートルハードルという自分の専門分野に、すざましい情熱を示しつつ、持ち前の、ほがらかな性格と、暖かさで着実にクラブの雰囲気を高めていった。そして、彼が二年生半ばに、キャプテンとなつた時には、陸上部はチームワークのとれたすばらしいクラブへと変ほうしつたつた。

彼のキャプテンとしての基本的な態度は、「暖かさ」と「厳しさ」であつた。彼は決して部員に対して威圧的な態度をとらなかつた。彼の異常なまでの陸上への熱意が、自然と人を惹き付けていったのだと思う。

陸上競技者としての彼は、決して平坦な道を歩まなかつた。彼は小柄であつた。これは

短距離走者として、大きなハンディーである。彼はそれを克服するために、人一倍、練習に励んだ。度々おこつた彼の持病ともいえる肉離れをも、彼は克服していった。

三年の春、姉妹校である兵庫高校と合同合宿をした時の彼の姿が強く我々の眼に焼きついている。連日にわたる厳しい合同練習スケジュールの為、我々の下肢の筋肉はカチカチに固まっていた。我々は苦痛を示しながら、のろのろと足をひきずりつつ練習をしていた。

その中であつて彼だけは平然とした顔でスイスイとスケジュールをこなしていった。あとで聞くと「肉体的には大変つらかつたけれど、精神的にはこの方が、結局楽だ」という。「ライバルの兵庫にはどんな点でも絶対に負けないという自信を持ちたかつた」と言う。我々が彼のこの態度にどれだけ鼓舞され、力付けられたかは、今さら述べるまでもない。

我々の最大の目標は、三年夏は、群馬県前橋へと一生懸命であつた。可能性として、最も期待されるのが、四百メートルリレー（百メートル×4）であつた。ここ一番という時に、爆発的な力を発揮する彼が最大の重責である最終ランナーの役を担うことになつていった。

さて三学年六月の大阪予選大会の時、彼はあいにく本調子ではなかつた。軽い肉ばなれをおこしていた。しかし彼の最終ランナーに

◇九月四日梁南国氏を救援する会

梁南国氏の無罪釈放を要求する決議

韓国はいま、朴政権によるファシズムの嵐が吹きあれ、その嵐の中、多くの韓国青年が政治犯として恣意的につくりあげられ、逮捕、投獄されています。昨年十一月二十二日以来、KCIAのこうした横暴は目にあまるものがあります。私たちの友人、梁南国氏も、こうした朴ファシヨ政権のいけにえにされた一人です。

彼は、大阪市立淀川小・中学校を卒業し、大阪高専に進みました。日本の学校に学ぶ中にも、韓国人としてのほこりをもち、祖国愛にもえた一韓国青年でした。彼のそうした情熱が、母国のソウル大への留学につながつていったのです。こうした彼が、スパイ罪という、いわば売国奴という不名誉な印を押されることすら彼の人のなりを知る私たちに、とうてい信じがたいことです。

面会も許されることなく、苦痛の日々を送っている家族の人たちと協力して、獄中の梁さんを助け、一刻も早く、梁南国氏の無罪釈放を実現するために努力することを、ここに決議します。

一九七六年 九月四日

梁南国氏を救援する会

第一回総会

「誰一人として疑問を抱くものはいなかつた。この重責を担えるものは、彼をおいて他になかつた。当日我々は決勝に勝ち残っていた。決勝は大会のメインイベントの一つであつた。すでに長居競技場のアンツーカーの広大なトラックには観覧席の陰が大きくのびていた。初夏の夕暮れの太陽が我々には妙に美しく見えた。我々は思いつめていた、八チーム中、六位内に入賞すれば勝ち残れる。勝ちたい！ピストルが鳴った。第一走者に、またたく間にレースが展開されていく。八チーム共ほとんど差はないようだ。アンカーにバトンが渡る。康は歯をくいしばり、眼をらんらんと輝かせ重い足と闘いながら走り抜く……。」

結果は七位であつた。我々の前橋への夢は実現しなかつた。ここに康の陸上競技生活は事実上、ピリオドを打つ。試合後、彼は「この大会に、僕の高校生活のすべてをかけて来た。自分としてやるだけのことをした。悔いはない。」と言いつつ切った。

高校卒業後、我々同期生9人は様々な方面へと大きく翼を伸ばしていった。しかしあの土ぼこりにまみれながら激しい練習にうちこんだ青春の日の思い出は我々の心を今だに強く結びつけて離さない。

康は偉大なキャプテンであつた。かけがえない仲間であつた。その彼が今、遠く離れていこうとしている。我々のこの手から奪わ



◀康宗憲君の天王寺高校陸上部時代

れようとしている。我々とはめどもなく衰しい。激しい憤りをおぼえる。今再び彼と手を握り合える日を待ち望んでやまない。

(パンフ「康君の命と青春を守ろう」I号より)

◇趙得勲君は無実だノ

趙君を支えていくために、更に力強い救援運動を

趙得勲君がいわれない「スパイ」という罪名をきせられ、法の場においてそのらく印を押されようとしているいま、趙君の闘いを支え、更に強力な救援運動をつくり上げていくために、何故私たちが、趙君は無実であり、今回の「スパイ」事件がデッチ上げであると確信するのかを、再度明らかにしておきたいと思ひます。

☆「スパイ」事件発表劇の意味するもの

まず、この事件が発表される四、五カ月前から、在日韓国人留学生（総数四六〇余名）の殆んどがKCIAによって連行され——拷問末子さんの告発にも明らかになつた——拷問によって、日本、韓国での友人関係を調べられ、KCIAの指示する通りに調書を書かされていったという事実は、今回の「スパイ」事件がいかにしてつくられていったのかを何よりも明白に示しています。趙君の「スパイ」容疑も、このような状況のもとに作られていったのです。

また、逮捕された十八名の在日韓国人留学生、青年のうち、第一次逮捕者十三名に関しては、昨年十一月二十二日、新聞表題「報道内容まで指定される」という完全な報道管制の

下に一韓国学園漫透スパイ団」事件として大々的に発表される一方、趙君を含む第二次逮捕者に関しては、現在に至るまで公式には全く発表されていません。このことは、「スパイ」事件そのものが、全く朴政権・KCIAの政治的恣意によって存在することを物語っています。

☆ 趙君の「容疑事実」について

趙君に対する「スパイ」容疑は、「指令をうけ韓国に潜入し、国家の機密を探知・収集した」ことが上げられています。しかし、その具体的内容は、ソウル市内で市販されている「東亜日報」系列発行の「新東亜」という月刊雑誌やソウルの市街地図を購入したことであり、また「兵隊は何才からいくのか」という友人との会話にすぎないことなのです。兵役の義務に関しては、私たち日本人でも一般に知ることが出来るものであり、また「新東亜」や市街地図が国家機密になるのなら、まさに韓国では国家機密が一般に市販されていることとなります。ところが趙君は、このような全くありふれた行為をもって「スパイ」行為をなしたとされ、一番では懲役十年という重刑判決を下されているのです。そしてその物証として上げられている物は、地図、雑誌、ラジオ、ハンカチなどにすぎません。

以上のことから、趙君にかけられている「スパイ」罪が全くのデッチ上げであり、また

在日韓国人留学生なら誰でもが「スパイ」にデッチ上げられることがわかります。

そのほか、起訴状では、趙君の「容疑事実」の殆んどが日本での行動に対するものであり、日本における行為に対して、韓国の反共法、国家保安法等が適用されていること自体問題だと思ひます。

いま、趙君はどんな思いで「法廷」に立ち獄舎での日々を過しているのだろうか。趙君の法廷での状況を伝え聞き、そのことを考えるとき、あらためて、私たちの責任ある救援運動とは何なのか、厳しく問われてくるように思ひます。と同時に、日本で生まれ育つたひとりの在日韓国人として、苦悩しながらも彼をとりまく日本社会の様々な差別と抑圧に屈することなく、自からの生きる道を母国に求めていった趙君のその思いが、全くの政権の政治的恣意によって無残にふみにじられるうとして、深い憤りを抑えることができませぬ。

趙君が日本社会で何を考え、どのように生きようとして渡韓していったのか、そしてその彼がどのようにして「北のスパイ」にデッチ上げられていったのかを、私たち一人一人が理解していくことによって、更に趙君救援の運動を押し進めていかなければならないと思ひます。

（趙君を救う会通信2号より）

◇崔然淑さんを救おう

※崔然淑さんを救う友人の会発行の「韓国通信II号」より転載。

一九七五年一月二二日、この日は私たちにとって忘れられるに忘れられぬ日となつた。深い衝激、苦痛、諦念、怨恨、挫折、嫌悪、本当に様々な思いを残す日となつた。

六十年代から、とりわけ七一年以降、数多くの在日韓国人「スパイ団」事件がおきていた。沢山の人々が逮捕、拘留され、死刑を受けた者も多い。しかし、私たちにそれはそれが唯の知識ではあつたが、それほど身近な問題ではなかつた。もうそうはいかなくなつた。

— 救援にたちあがる —

あれからほぼ九カ月を過ぎる。崔然淑さんの逮捕という動かしがたい事実絶句し、為す術を知らなかつたあの日から一年近い歳月を経ていた。この間、崔然淑の友人が数多く集まり、救援の運動を話合つてきた。何十回、何百回と会議、集会、ピラマキ、連絡を行ない、沢山の印刷物を発行して来た。崔然淑さんを救援するための組織は十に近く出来た。延十人に達する渡韓、百万円を越す救援費用、何千時間の労力が注ぎ込まれた。

私たち、「崔然淑さんを救援する友人の会」だけに限つても表だつたカンパ額で八十万円近くに達し、六人の友人が渡韓し、千の単位の嘆願書を集めてきた。

彼女の誠実な、勉学に一途に打ち込む人柄を知り、その生き方に

共鳴してきた友人たちは、初めて会つても互いに何十年来の友人同様となつた。彼女を直接識らぬ人も運動を通して本物の友人になつていった。

こうして、人の輪が広がり、崔然淑さんを救援する運動はますます興行きと幅広さをもつた運動に成長して来たのである。

崔然淑さんは日本の地で救援運動がおこつていくことを知つていくだろう。公判毎に渡韓者が出、法廷の中庭で彼女に挨拶しているのだから。

— 八月十七日、第二審始まる —

八月十七日、とうとう第二審が始つた。ソウル高等法院第一一七号法廷に彼女は姿を見せた。この日は、白玉光、李元二、蔣明玉、姜鍾健、金東輝、そして新たに加わつた金元重、許景朝の七氏と同じ法廷に出て、目まぐるしいばかりのスピード公判が始まつたのであるが、午後二時から六時までの四時間余り、白玉光、金元重、姜鍾健、許景朝の四氏のみで終つて、彼女の順番まで行かなかつた。

二四日には、彼女の控訴理由、弁護士の弁論、検事側の訊問が行なわれ、弁護側から証人申請が出され、彼女の従兄の崔然範氏が彼女の留学生生活を証言した。

彼女はやや顔色が白いものの元気で、正確な韓国語で受け答えして、自らの立場を説明した。

第二審で争点となつたのはおよそ次のとおりである。

第一に、崔然淑さんの留学した目的は、北傀の指令を受け対南工作のために韓国に入国したのではなく、あくまでも韓国人として自国語を己れのものとし、祖国の風俗、言語、自然、歴史、社会など

を一つでも多く知りたいという当り前の希望から出たものだという点である。

第二に、何人かの韓国人大学生と語らったことが韓国学生を包摂し、北傀の宣伝活動をし、学生動向を探知しようとしたとされる被疑内容についてである。しかし、これは彼女が北の指令に基づき留学したものでないから、本末顛倒した話であるし、仮りに話した内容の是非に関したところで、単なる雑談に花咲いたに過ぎない。

第三に、北の放送を聞いたことをもって、北傀の活動に同調しその指令に従おうとしたとする点であるが、唯聞いたというだけで北を利する行為と断じる事は出来ず、またそれだけで裁くのは韓国法例から見ても不自然だと見られることである。

第四に、バス停で陸軍将校に話しかけパッチの階級や所属、部下の数などを聞いたことをもって、軍事機密を探知した間諜であると断定している点であるが、彼女が色々な人と仲よくつきあひ祖国の実情に明るくなるうとした結果に過ぎない。

以上の他、日常の生活を通して決して北傀のスパイ活動をしてゐた形跡はないこと、その言動に不審な点、時間のあいまいさが見られないことなどを弁護側と彼女が主張した内容である。

次の公判は三十一日であると言われている。韓国の法廷は非常に時間が短く、裁判期日がおしつまつていて関係から、八月一杯に片付けられてしまうかも知れない。こうした中で、本人と弁護側が無罪判決に近いものを求め、その立場と事実を明らかにしようとする努力しているのが現状である。

私たちは、この公判が崔然淑さんに一つでも有利となり、また彼女の身を安じ、無罪判決が出ることを心底より希っている者の多い

ことを裁判長以下関係者に伝え、彼女を励ましていく具体的救援活動を最も重視していきたい。現在は非常に微妙な段階である。このパンフレットが出る頃、場合によっては判決が出ているかも知れない。この最も大事な時期を私たちは慎重に大胆に運動をすすめていきたい。

救援運動の論理

これまで私たち「崔然淑さんを救援する友人の会」(以下、友人の会と略称)は一月結成以来、崔然淑さんの救援一筋に様々な活動を行ない、また沢山の他の救援運動の人々とも協力、対等の交わりを続けて来た。どちらか一方が命令者や主人であつたり、一方が下部団体であるかの運動は一度たりともして来なかつた。それが決して、救援運動の本筋でなく、また目的に適合するものではないと固く信じる私たちは、自らと「友人の会」を信頼してくれる膨大な人たちの温かい援助に依拠して、自主的自立的団体として活動してきたのである。

私たち「友人の会」は以下、自らの立場と運動論を方法化・体系化して記述したいと思う。それが私たち「友人の会」の運動にプラスになるばかりでなく、救援運動の今後にとつても実あるものとなると信じるからである。救援運動が今なお試行錯誤と経験主義の段階にあるとは言え、それが一定の社会的・民族的结果をもたらす社会運動であるかぎりその定型化は不可避に違いない。事実、そうした動きは数多く見られる。「友人の会」もまた救援運動の将来を信じ、その一層の発展を希って止まないものである。

最初に救援運動の目的について触れよう。私たち「友人の会」の

目的は、崔然淑さんの一日も早い釈放と日本への帰還の自由の獲得(これは、日本に帰る帰らないを本人が自由に決められる権利の回復を指す)にある。そのために即時釈放と公判において無罪判決が下されることが私たちの最高の目標と考える。

これはもう少し細かく定義される必要がある。第一に私たちは、韓国では絶対に無罪判決が現行体制下では実現できないなどと予め断定した運動はする気がない。その理由は次の二つによる。先ず、被告は、自らのこれまでの生活と思想と行為の経過を可能な限り、公判の中で明らかにしようとする努力しているであり、弁護士、家族、関係者はそれに協力している実態を、その考えでは最初から灰に帰し、むしろ妨害する結果になるからである。さらに、この考えによる救援運動は、公判対策を軽んじめて、救援の手段の名を借りたそれ以外の目的や理念にすり換えられてしまうことになろう。

仮りに事実上、無罪判決が困難であることをもって現行体制への批判に救援運動の主眼を置くとするれば、それは救援運動と政治運動の混同であり、現実の運動の困難さからの観念的逃亡に他ならず、あるいは自己弁明の帰着に過ぎない。

即時釈放無罪判決を私たちが目的とするのは、その可能性が容易か困難であるかと関わりなく、また事実関係の結果から帰納される訳でもなく、人間の道徳的問題への根本的立場に帰因するからである。

およそ、ある人間を識っているかいないかとか、思想がどうであるかとか、あるいは行為の結果の是非に関係なく不審だと主観的に判断されることを材料にして、一人の人間の生命・身体が自由が消し去らえようとするのは全く不当である。これは如何なる民族・

国家の名を借りようとも容認されることでは決してない。

続いて、救援運動の方法を考えてみよう。様々な方法があるにせよ、本人の利益を度外視した運動の形態は許されず、救援運動をする側の自己満足や目的達成、享受はあくまで放棄されるべきである。救援運動は条件運動でないし、人質は向うの手に入っているのだからこちらで運動スタイルを選択する余地は殆どない。問題は本人が人間的・精神的に衰弱して自我が崩壊してしまつたり、完全に屈服して精神的奴隷になることはなんとしても救援運動の側で阻む必要があり、公判の中で本人が有利になるための材料や方法を提供することが大事である。予断や偏見による手段の自らの拘束は避け、可能な限り方法を尽くす必要がある。但し、言っていることとやっていることが全く正反対の、政治ではよくある背理を救援運動では決して取るべきでない。

次に救援運動の主体の規定である。私たち「友人の会」は、客観的状況や救援運動の対象を説明することをもつて、救援運動の主体を意味付けることも位置づけることも出来ないと考えている。だから、崔然淑さんが一在日韓国人二世であることや韓国の内外政治の動向に触れ彼女が巻き込まれたことの説明をもつて、救援運動をする側の立場は少しも説明されたり深い認識に到達したことにならない。このことは、従来救援運動の中で全く語られなかつたが極めて不思議な話である。一体全体、自己に直接関りない課題に直面し、全力で運動をしているのに何故、運動における自己主体の存在が運動の中で語られずに済んでしまつたのであろう。

私たち「友人の会」は崔然淑さんと直接の友人であり、事件を知つて矢も楯もたまず救援運動を始めた者の集りであるが、もう一

歩冷静に考えてこれを一般化し、救援運動の主体の位置を明らかにしようと思うのである。

私たちは、自己が日本人であり、そして、現在及び過去の韓国と決して望ましくない、あつてはならない歴史をもつ日本の上に二本の足で立ち生活する存在である。私たちは韓国どころか日本の問題すら十分に解決して自己の爲になる道を切り拓くに力不足な、弱い日本人の集りである。だから、自分の問題が片付き、次に人助けをしてやるという余裕から運動を始めた訳ではない。但し、弱いからといつまでも課題の前にたじろぎ、人の困難を見て見ぬふりをし、まず自分の解決が最初だと利己的に振舞つていたのでは、弱い者同士は協力はいつまでたつても出来ないと思ひ立つただけのことなのである。だから、私たち「友人の会」の運動は弱者同士の連帯に他ならず、崔然淑さんという一韓国女性を初めとした弱者の相互扶助の第一歩なのである。

国家が良いことをせず、民族が良いことをしない以上、せめて複数の個人がやれる範囲のことをやつて相互に助け合おうという趣旨と考へが、私たちの行動と存在の主要な根拠である。従つてこの救援運動は、現在の負の状態を認知する日本人集団の具体的相互扶助相互助けあひの一里塚である。

こうして私たち「友人の会」は原則や建前への固執を退け、被救援者の少しでもプラスになる道を探ることに力点を置いて考へることになる訳である。

—— 第一審公判への批判 ——

私たち「友人の会」は、第一審の判決に対して以下の理由で批判

する。

(一) 裁判の進行過程が客観的証拠による立証や事実確認を余り追求せず、予め設定された結論に無理矢理結合させている傾向が強いこと。

(二) 刑事訴訟法で認められた被告の諸権利、裁判の運営が行なわれず、わけても面会、差し入れその他の非常な制約があること。

(三) 本来、公表されるべき起訴状や判決文が外部の者どころか本人にすら見せようとしてないこと。

(四) 実定行為の立証よりは、被告の思想にこだわり、行為よりも思想を裁く思想裁判となつていふこと。

(五) さらに今回の場合、著しく在日中の被告の人間関係を裁いた属人的裁判である。

以上のような裁判は決して立派な裁判とはいえない。裁判結果以前に、裁判形式そのものが私たち日本人には理解できない。私たち日本人だけではあるまい、アメリカ、ヨーロッパ、アジアでも圧倒的多数は理解できないであろう。

—— 救援運動への参加を呼びかける ——

「友人の会」は決して崔然淑さん個人の直接的友人だけのものではない。それは、崔然淑さんを通じて、相互に友人となる全ての人々のものである。勿論、私たちは崔然淑さんの友人であるが、彼女の全てを百％知つていふ訳でない。ある者は何年かつきあつていふし、ある者は一、二度しか会つてない。しかし、今一つの事実——不当にも拘束され生命の危険にさらされている一女性がいる——に直面して誰一人として黙つていふことが出来るだろうか。最初からプ

ログラムも理念も組まれていた訳ではない。今でも経験的であることは避けられない。しかし、識つていふ者も識らない者ももう黙つていふことは出来ないはずだ。

私たち「友人の会」はこの事実をこのパンフレットを買つてくれた全ての人々につきつきたいと思う。今一人の女性が危険な状態に

置かれている。あなたは見過してしまふのですか、それとも少しもその人が助かることを希みますか。——後者こそ、人間性を持つた人の選ぶ道である。私たち「友人の会」はイデオロギーや政治情勢の是非と関わりなく、一貫して救援運動を続け、救援運動を一人でも多くの人に呼びかけたいと思つていふ。

—— あなたはこの事実を識つてしまつたはずです ——

裁判の記録・訴訟資料

◇李哲氏、才二審公判記録（十月十四日、二十八日）……………43
◇金元重氏、控訴理由書（七月二十一日）……………48

李哲氏才二審公判

才一回、一九七六年十月十四日、才一一七号法廷、午後二時。
全乗淵裁判長、崔休樹、金鐘華両判事入廷。
被告、李哲、閔香淑、金澄薫（※李哲氏は、判決文（才一番）を手に入廷する。）

○朴世徑弁護士、「李哲は、一番の判決文の内容に就いて言いたいことがあると云うが、何か言ってみなさい」

○李哲、「一九六七年九月、徐某に在日朝鮮人留学生同盟に加盟申請書を出した事実はなく、又、一九六八年三月中旬、神奈川県藤沢市で舉行されたという関東地方各大学留学生同盟合宿討論会に参加したとあるが、事実に相違する。

・判決文にある田中なる人物は朝鮮連関係者でなく、受け取った金額も、十万円、二十万円ではなく一、二万円程度で、銭別であった。

又、一九六九年九月下旬より十一月月上旬にかけて一回、一九七三年八月初旬に一回、計二回、北朝鮮に行ったとあるが事実でない。

閔香淑に対して北朝鮮の実情を詳しく伝えた、とあるが全く事実でない。二十世紀の憲章（※総連発行のパンフだそうだが、日本で照会したところ、そのようなパンフはないそうである）を読みなさいと言つて渡したのでなく、保管を依頼しただけである。
以上の点で事実と相違します。」

○朴弁護士、「一審法廷で起訴状の内容を殆んど認め、検事調査の段階でも認めていたのが、突然一審公判廷に於て否認するということは、否認する理由、才三者が納得しうる理由が必要だと思いが、いかなる理由によるものか」

○李哲、「起訴状の前半部分即ち、北朝鮮に行つて来たという所までは、中央情報部の調査段階で当局が作製してきて、このようになっているから認める」と云われた。才一、十年程前の事に対して、そんな気憶がある筈がない。又、検事の調査の時も、非常に早いスピードで読まれる上に、こうだろう、そうだろう」という調子であつたという間に事が運ばれた。そして又、情報部では、起訴状の後半の部分からして、そんな人間なら北に二回は行って来た筈だ」と云われ、もし認めなければ閔香淑と彼女の母親趙万朝を連行して裸にした上で拷問する」と言うので認めざるを得なかった。

○朴弁護士、「(※頭を揺すりながら)それでは被告は、二回に亘つて北に行つたとされている時、一体何処に居たのか」

○李哲、「一九六九年九月下旬からの才一回目は、当時中央大学が七〇年安保の学生運動のため休校状態にあつたので、アルバイトをするため、大阪の義兄の会社で電気工事を手伝つていたし、一九七三年八月は郷里の熊本にいました」

○朴弁護士、「閔香淑も一審公判廷で、認めているのだが、何か言うことがありますか」

○閔香淑、「李哲に北朝鮮の実情を聴いたことはありません。二十世紀の憲章」は何の本か知らずに読みました」

○朴弁護士、「何故、一審でそう云わなかつたのか」

○閔香淑、「情報部で、君も幸福な結婚生活を送りたいだろう、認めればそうさせてあげる」と云われた。しかし実際に連れて来られたのは西大門拘留所でした」

○検事、「被告李哲は、一審で認めておきながら、何故二審で否定

するのかわ/そんなことが認められると思つたのか、中央情報部、検事調査、その上に公開の一審公判廷に於て、認めただけではないか!」(※激昂して机を叩く)

○李哲、「それらの事実は情報部の係官が提示したものでばかりです」

○検事、「被告は、北に行つた当時、一九六九年九月下旬は、中央大学在学中で、勉学中の筈だが、そういう時アルバイトなどに行けるのか」

○李哲、「当時の日本は、日米安保条約改定の騒然とした中にあり、そのため大学は休校状態にありました」

○検事、「数多くの判示事実のうち多額の金を受け取つたところがあるが、受け取つたのは事実か」

○李哲、「それは額数が違う。一万円程であつた」

○検事、「受け取つたのか、受け取らなかつたのか事実だけを言え!工作金を受け取つただろう!」

○李哲、「それは工作金として受け取つたのではない。餞別として貰つたのだ」

○裁判長、「李哲は金を受け取つたのか」

○李哲、「先程、申し上げましたように、額数が違います」

○裁判長、「一審法廷で否定できたのに、そこで何故一言も言わな

たのか」

○李哲、「先程事情があつて、そうすることが彼女たちにとって幸いであろうという判断からそうしました。しかし、才三審にきて事実でない部分はたとえ極刑に処せられても認めるべきでない決心ができませんでした。そうしなくては処刑されても眼を安らかに閉じることができません。(※以上李哲氏は手にした判決文を見ながら答えた。瘦せて両頬がこけ、昨夜は緊張のためよく眠れなかつたのか眼が少し充血していた。しかし検事の脅しにもひるむことなく堂々と陳述した。)

○朴弁護士、「李哲のいう事実確認のため、彼の実母李粉義と義兄

金秀顕、兩人を証人として申請します。この法廷に居るのですが」

閉廷

才二回、一九七六年十月二十八日午後二時

○裁判長、「李粉義、金秀顕両名ここに来なさい。住所、生年月日、職業を述べよ。但し、李粉義は母親故、宣誓して証言するのがいやであればしなくてもよいが、どうしますか」

○李粉義、「宣誓して証言します」

○裁判長、「それでは、代表して金秀顕、宣誓書を読みなさい」

(※金秀顕氏宣誓書朗読、両氏署名捺印する。)

○朴弁護士、「証人は、被告人李哲の本当の母親ですか」

○李粉義、「はい、そうです」

○朴弁護士、「いつから日本に住んでいますか」

○李粉義、「結婚のために日本に来て、それから現在まで日本で居住しています」

○朴弁護士、「日本の居住地はどこですか、又、民団の所属員ですか」

○李粉義、「居住地は熊本で、又民団の所属員のみならず、亡夫は団長経験もあります」

○朴弁護士、「被告人の父であり、証人の主人はいつ他界されましたか、生前の職業は」

○李粉義、「夫は今年一月十九日亡くなりました。哲が昨年十二月十一日、情報部に逮捕され、更に嫁の閔香淑までもが一月十二日逮捕されたと知つて苦悶の余り、その日の早朝発作を起し他界しました。生前は、建設業を営んでおりました」

○朴弁護士、「李哲が中央大学に通つていて、何故韓国に留学するようになったのか、父母としてご存知でしたか」

○李粉義、「はい、中央大学を卒業したのは子供の中では哲一人ですし、そのような中で更に、韓国で勉学させる必要性を私たちも感じておりましたし、本人も希望したので行かせました」

○朴弁護士、「被告人李哲は、一九七三年八月初旬に北朝鮮に行き中頃まで教養を受けてきたと一審では述べていたが、先の一審一回目の公判廷では、その時期には証人と一緒に熊本の家に居た、と云う。事実はどうなのか」

○李粉義、「その時、八月三日迄、家の建設業を手伝い、同四日には、熊本市内の大洋デパート時計部にグランドセイコーという時計を買いに行き、夕刻帰ってきました。確かに家に居りました」

○朴弁護士、「証人が被告人と一緒に居たという確実な記憶があるという確証がありますか」

○李粉義、「ここに大洋百貨店時計部が発行した昭和四十八年(一九七三年)八月四日付のその時計の保証書と、哲が拘束時に押収されたグランドセイコーの時計を、先日、ソウル拘留所より返還を受けてきたものがあります」(※弁護士がその二点を受け取り、各々の時計番号が一致するのを確認した)

○検事、「一九七三年八月三十日、証人が初めて帰国(韓国へ)の時、乗つた飛行機は、JALですかKALですか」(※ためにするための問いで、当時JALは運行していなかつた。)

○李粉義、「わかりません」

○検事、「被告の中央大学卒業時の科は何か」

○李粉義、「わかりません」

○検事、「そういうことも分からなくて、息子がどこに行つて、どうしていたかが分るわけがないではないか!」

○李粉義、「でも、成人した子供が外に出て何をしているか、親と

いえども関知できないこともある」

○李粉義さんと交替して義兄の金秀顕氏が証人席に立つ

○朴弁護士、「証人は義兄だそうですが、本当ですか」

○金秀顕、「はい、そうです」

○朴弁護士、「証人はどこに居住していますか、民団の所属員ですか、又、日本にはいつからいますか」

○金秀顕、「はい、大阪に住み、民団の団員です。日本で生れたので、それ以後日本にいます」

○朴弁護士、「証人は、何の仕事をしていますか」

○金秀顕、「電気工事業を自営しており、従業員は十人ほどいます」

○朴弁護士、「被告人李哲が韓国に留学に来る前、即ち中央大学在学中の一九六九年九月頃、証人の仕事を手伝っていたというが、事実ですか」

○金秀顕、「はい、そうです。確かにいました」

○朴弁護士、「その年のいつからいつ迄証人宅に居ましたか」

○金秀顕、「一九六九年九月下旬から十月下旬までの約一ヶ月間です」

○朴弁護士、「電気工事というが、どんな仕事ですか」

○金秀顕、「普通、ビルの電気工事が主で、配管したり入線したり照明器具をつける仕事です」

○朴弁護士、「証人は被告人李哲と閔香淑の仲人をしましたか」

○金秀顕、「仲人でなく、一九七一年九月、私が初めて来韓時に、兩人を紹介し、その後兩人が互いに愛情を持つようになり、何とかして欲しいということで、両家の中心にいた私が仲介の労を取り、結婚問題を解決してあげたのです」

○朴弁護士、「被告人李哲は、一番の裁判時までは、一九六九年九月下旬に日本を出国し、北に行き、十月初旬に平壤招待所に収容され、十一月初旬まで教養を受けたと陳述していたのであるが、二番では、一転して、その時には証人の家で仕事を手伝っていたと云う、

どちらが事実ですか」

○金秀顕、「私の家に居たという方が事実です先程申し上げたように、その当時、一ヶ月間私の家に居りました」

○朴弁護士「被告人李哲が本当に、証人の家に居たなら古い話だし、証人もどんな確実な記憶があつて云われるのでしょうか、その点を言ってみて下さい」

○金秀顕、「ここに、一九六九年九月二十日、寝屋川郵便局を通して、李哲に送金六千円をしたという現金封筒の受け取り証があり、当時の出勤簿にもそのことが記載されて居り家計簿にその送金の記載があります」(※この送金は、大阪に呼び寄せるためのもので、通例、アルバイト前に必ず行っていたという)

○朴弁護士、「出勤簿があるというが、一九六九年のものが現存するの

か」

○金秀顕、「私のところでは、結婚後直ぐ開業したが、十五年前即ち創業時からの書類は全部有ります」

○朴弁護士、「日本では何年の保存を義務づけられているのか」

○金秀顕、「青色申告をとっているし、又、私自身凡帳面な性格なので、保有している」

○朴弁護士、「当時何人の従業員がいたか、そして李哲にいくら給料を払ったか」

○金秀顕、「五人程いて、確か千円位払ったと思います」

○朴弁護士、「一番にあんた来ていたろう！その時何故今のことを云わなかったのか」(※かなり怒気を含み強い口調)

○金秀顕、「私たちにすれば、こういう裁判は初めての経験ですし、一番に於ては被告たちも認めていましたし、そうこうする内に終つてしまい、何も言えなかったような訳です」

○朴弁護士、「しかし、弁護士を通じて云うこともできた筈だ、何故か」

○金秀顕、「私は最初から、哲が北に行っていないという確信がありましたが、今も信じています。しかし、一番公判を見ていると、

行っていない者が行つたと云うし、やっけないことをやつたといひ、

どう考えてもわからない。又、彼が何も言えない状態で、裁判が進行しているのを見ると、この国の裁判はこういうふうにするものだと思つた。例えば、起訴状は私は最初から読んでよく知っていました。が、一九七〇年八月、東大門高速バスターミナルに於て李哲の叔母から切符を買つた貰つたとあるが、事実と反する。(※実際にはその事実は全くなかつた) こういう類の虚偽の記事は沢山あります」

○朴弁護士、「お前、おかしなことを云うじゃないか。他に何かあるんだ全部云つてみる」(三十項目に及ぶ事項が全部うそだと云うのか)

○金秀顕、「起訴状の殆どの箇所に亘つて事実でないのが多い、ということですよ」(※秀顕氏のこの勇氣ある発言に、信じられないことに傍聴席で一斉に拍手が起きた。この事件に関係のない人々だが、ソウル市民の声ならぬ声を始めて聞いた心地であつた)

○朴弁護士、「電気工事に李哲のような学生を一体どういう所に使うんだ」(※かなり興奮した様子)

○金秀顕、「哲が私の所でアルバイトしたのは一九六九年だけでなく、毎年の慣例です。又、学生アルバイトは他にも使っている。電線を引張る時に加勢したり、技術者を補助したりする仕事をさせていました」

○朴弁護士、「証人は義夫が亡くなった時、葬式に行きましたか、いつですか」

○李秀顕、「はい、行きました。今年一月十九日です。当時は、李哲が拘束されただけでなく、一月十二日に閔香淑までもが拘引されたというのを聞いて、義父は病床に就きました。そして義母と私がソウルに出発しようとした日の午前四時頃、容体が急変し他界しました。死因は急性心不全です」

○朴弁護士、「被告人李哲が、家に一諸に居た時話しあつておかし

と思つたことはないか」

○金秀顕、「はい、何も聞きませんでした」

○朴弁護士、「李哲は閔香淑に北朝鮮の事情を伝えたこと一番で陳述し二番にきてそうでないと云っているが、云つたのは事実だろう」

○李哲、「『そういうことを言つたに違いない』と情報部で云われたが、断じて言っていない」

○朴弁護士、「『二十世紀の憲章』を読んでみると一番では云つたではないか」

○李哲、「『二十世紀の憲章』は新聞紙に包んで中身が分らないようにして、日本に帰る前に後女に保管を頼んだだけだ」

検事論告

「三人の控訴は理由不十分に付、棄却し一番通り求刑(※李哲には死刑)する。李哲は北に行つてないと云うが信用できない。残る多数の項目についても適合することは明白である、よつて棄却する」

朴弁護士の最終弁論

「李哲に対しては起訴状が不分明である。例えば、北に行つたとされる二回とも、いつ出発しいつ到着したか、という日付が書かれていない。オ二回目の北行きの一九七三年八月の時は、八月八日、平壤の招待所に居たとあるにもかかわらず、その日から逆算すると入吉駅出発が八月二日になる。しかし、八月四日には歴然としたアリバイがでてきた」

又、起訴状には、李哲が北に行く時に乗つた工作船が何処に行くか、彼は知らなかつたとあるが、実際問題、行く先も分らない船にどうして乗つたのか、常識では考えられない」

それに、過去の例を見ても、北に行つたスパイは、必ず労働党員になつて、党員番号まで記されているのに、彼の場合は、二度に亘つて北に行つてきたのに、入党したとは書かれていない。おかし

判然と現示された。

裁判長閣下、被告人李哲は、一番に於て大部分を承認した後、二審にきて否認しています。つまり、一番はなら先にあげたように証拠もなく、自白のみによって北に行ったことにされている。この国の法によっても、自白だけの事実でもって、極刑に処することはどうかと思います。寛大なる御裁量をお願いします。

関香淑には、これといった間諜補助の事実がないのに一番では六年の懲役を受けておりますが、この国の言葉にも、夫婦は一心同体で嫁いで二夫にまみえず」という美風を伝えるものがありますが、彼女が李哲に嫁いで夫に従わざるを得なかった、ということもあるわけです。将来のある若者に、何卒温情ある判断を願います。

ここに、日本の国会議員一四九名の署名を含む一万名の署名簿を提出します。

○裁判長、「被告人たち、何か云うことはないか

○李哲、「私は、自分の是認している部分について判決を下されても受ける用意があるが、妻の関香淑には、何も知らなかったことであり、彼女が重刑を受けるのは忍びない。裁判長の寛大なる御措置をお願いする次第です。

(※他の二人は別になし)

○裁判長、「その証拠二点を記録簿に貼っておくように。今回は十一月十一日午前判決」

閉廷

対話したとして、反共法の同調罪、会合罪、潜入罪で有罪宣言を下したのみならず、国家機密を探知したとしてスパイ罪を付加している原審判決は、起訴状そのままを複写したものであり、被告人の陳述とか証拠法上の問題点を考慮せず、有罪を認定したのは審理をつくせなかつたばかりでなく、事実を誤認した判決として、被告人の真意をあまりにも悪意に満ちた方向でだけ把え、在日僑胞学生の留学動機さえも不純な方向に断定したという誤りを犯しているといえる次第です。

原審判決によると、一九七三年日付不明二十時頃、民統事務室において、上記金仲泰と会合し、彼から「我々は、日本で祖国統一のために民統を組織して斗争しているが、祖国統一のためには、その舞台を南半分に移して斗争するのが原則である。我々は、マルクス主義実践斗争部隊を南半分に移すために努力しなければならず、同志もそのためには早く国語を習得しなければならぬ。」等の指令を受け、「私も国語を熱心に勉強して、社会主義路線に立脚した祖国統一の斗争に積極関与します」として、これに同調したと判示したが、金仲泰との対話の中で南半分という用語を使った事実はなく、また、国語を習う動機がまるで社会主義路線に立脚した祖国統一路線の手段として使用するのが目的であるがごとく断定したのは、被告人の心情をあまりにも知らない一方的な判断であると見るし、被告人も原審法廷にて、強力にこれを否認しました。

被告人は日本で成長し、日本社会の中で韓国人としての自覚を持つまでは様々な蔑視を受けたが、韓国人としての自負心を持つためには、言葉や学ばなければならないと認識するようになり、高校卒業時には、卒業生代表として答辞する中で「私は韓国人金元重である。これからは、韓国人として祖国のために力をつくすつもりだ。」と声高く叫び、勇敢にその所信を表明した時、その境内が静まり返り、善良で誠実な学友が韓国人であったと、皆一様に驚いたという

金元重氏の控訴理由書(七月二十一日)

被告人 金元重

上記人に対する国家保安法違反等、被告事件に関し、上記人の弁護人は、次の様に控訴理由を明らかにする次第です。

(一) 原判決は審理をつくせなかつたばかりでなく、証拠法に背反して事実を誤認し、それが判決に影響したと見るので、破棄されなくてはならないと信じる次第です。

被告人が金仲泰を知るようになったのは、被告人が日本の法政大学在学時に、同大学の韓国文化研究会の会員である崔康勲の勧誘により一九七〇年十二月(日付不明)いわゆる民族時報事件で処刑された趙鏞寿の第9回追悼式に参席して、その時に崔康勲から紹介されたのが始まりとされています。被告人は、その時に紹介された金仲泰は、民族統一新聞社の記者として信頼にたる先輩であり、親切に後輩を指導することのできる人だと信じ接触したのであって、金仲泰が北傀及び朝総連の指令を受けて活動するものであるとはとても考えられなかつたのであり、実際、金仲泰の身元に関し、朝総連の指令を受けて活動する者であるというはつきりした証拠はありません。そしてまた、民族統一新聞が、表面上では、反外勢・反封建・反独裁・反買弁の基本路線を民族統一を標榜しながら、実際には、北傀及び朝総連の指令を受け活動する機関であることは知らずに、同紙の論調が、大韓民国に対し批判的ではあるが、是非非主義で真底から4・19学生達の義挙、それと同様の路線で祖国の平和的民衆統一を念願した中立新聞であるだけ知り、また、それが事実なのだと思っていた被告であります。

それにもかかわらず、被告人は、金仲泰が北傀及び朝総連の指令を受けて活動している者であることを知っていたと断定し、彼と会い、エピソードのある被告人であるので、分断された祖国が一日も早く統一を成しとげてこそ、我々も他と同じ様に幸福に暮らすことができるといふ信念は、被告人の脳裡から一日も消えたことがないのが事実であります。

知識欲に燃える被告人が読書家として、経済学徒としてマルクス経済学を研究した事だけで、被告人を共産主義者と決めつけるという近視眼的思考方式は是正されなければなりません。

在日僑胞問題に対しては、彼等の立場を理解し、彼等の苦悩を解くのが、我々の正しい対応であると思います。朝連系の母国訪問に対する暖かい歓迎は、血は水よりも濃いという言葉と同じ様に、祖国統一の礎えであるうと見ますし、我々は、在日僑胞の純粋な行動を理解しなければなりません。

原審判決は、

1 被告人は、一九七三年九月日付不明二十時頃、東京都新宿区信濃町駅頭で、同金仲泰と会合、彼から「祖国の発展相を直接見て勉強するためには、同志も一度、平壤へ行つて来い」という勧誘を受けた時、すでに、当時までの金仲泰との接触過程で、彼が熱烈な共産主義者であるだけでなく、表面的には、民統副委員長及び民統新記者として処生しながら、裏面的には、北傀及び朝総連の構成員であることや、その指令を受け活動するものであると知っていたと判示したが、被告人は、金仲泰に平壤行きを勧誘されたこととはないと法廷で否認しています。被告人の性格、あるいは、公判廷での態度、陳述からして、被告人が否認した部分は真実であると認められるし、明らかな証拠もなく、ただ、収容期間中の任意性のない自白だけを唯一の証拠として有罪認定をしたのは、あまりにも、刑事法の原則を無視した、時代便乗的な判断だと言えます。(2、4、略)

5、判示部分は、一九七四年四月二十一日時東京羽田空港からKALを利用して同日十三時頃、金浦空港に到着、入国したことに対し、

反国家団体の幹部構成員から指令を受け、その目的遂行のために潜入したとしてあるが、これもまた、あまりにも、被告人の意図からかけ離れた一方的判断であり、被告人の韓国人としての素養と民族的自覚を身につけようとした留学目的を歪曲判断したもので、事実上反していません。

6、判示部分は、被告人が反国家団体の構成員として、その目的遂行のために国家機密を採知収集する等、スパイ行為をしたとありますが、被告人が反国家団体の構成員でないことに偽りはなく、国家機密を採知収集等、したこともないのに関わらず、僑胞留学生である被告人に対し、スパイ罪を被せるならば、在日同胞達に、かえって大韓民国法管に対する不信を招来せしめるおそれがあり、また、被告人の燃えるような真理探求の過程でマルクス主義の書籍を読んだからと言って、共産主義者と呼びスパイ罪で処断するのは、被告人には、どう考えても納得することのできないところでは、被告人を有罪と断定してしまふのでなく、自己を弁解する術を持たない学生である被告人の立場をもう一度検討して刑事法の原則にのっとり無罪宣告を下さなくてはならないと信じる次第です。

9、判示部分のスパイ罪、これもやはり、誰もが知っており、日常生活で見慣れているものを国家機密であるとし、スパイ罪を下した原審判決は破棄されなければなりません。

(二)百歩譲って、我国の現実が切迫した状況にある特殊社会であり、疑がわしき時は、被告人の不利益を被告に甘受せしめてしまうことが、国家と民族のためであり、それはむしろ、法以前の生死に関わってくる問題だとしてあきらめても、原審の十年という量刑はあまりに苛酷です。10年と言えば、昔、山河も変えると言われたほどですが、現代では、一年がその昔の10年に匹敵するほどのものです。国民が総進軍として新しい国の担い手に成るべき絶好の機会に、在日僑胞と

しての民族意識を捨て、日本人化し、安逸な生活を送る学生の多い中で、真味ある在日僑胞学生として国のためにこれなら身も心も捧げることに生きがいを見出し、熱心に勉強している被告人に対するの対応としては考えられない。韓国の実情を知らず、日本で自由に育ってきた被告人を十年の懲役刑に処して一体どうしようというのか、それならいっそのこと、青春を根こそぎ奪ってしまふ方が、即ち死を選ばせた方がかえって卒直な判決であるとみる次第だ。

貧しかったゆえに、被告人の両親は学ぶこともできず、故郷で生きる術を夫い、やむなく日本に渡り、苦勞のすえにある程度生活の安定を見、子どもにはどのような犠牲を払っても勉強させようという血の出るような願いの中から、自慢の子どもを送り出したのは、祖国がその暖いふところの中でよく保護し、教育してくれることを信じていたからこそであり、その結果がこのようなものであるとしたら、両親の祖国に対する愛情もさめていくのは当然でありましょう。

一九七六年 七月 二十一日

上記被告弁護人

弁護士 金 鐘吉

ソウル高等法院 刑事一部 貴中

又、逢おう！

——渡韓報告——

◇希望を失うな	内村公義……………	51	◇又、逢おう！	崔然淑さんを救う友人の会……………	59
◇李東石君に逢って	李東石君を救う会……………	53	◇酷寒の冬を前にして	金鐘太氏を支える会……………	60
◇康宗憲君の才二番才一回公判を傍聴して 救援会……………	救援会……………	55	◇救援レポート	梁南国氏を救う会……………	61
◇韓国訪問レポート	李元二の会……………	56	◇渡韓の中で	金哲顕君を救う会 千葉……………	62
◇才二番を傍聴して	白玉光氏を救援する会……………	57			

希望を失うな — 第一審死刑判決を聞いて

内村公義

四月三十日午前十時、ソウル地方法院大法廷において金五子（キム・オジャ）さんに対する判決公判が開かれ、許正勳裁判長は求刑どおり死刑を言い渡しました。

金五子さんと最初に会ったのは、一九六五年九月十二日のことでした。その朝、乙訓中学三年生であった彼女は友人に連れられて、

七条キリスト教会少年部の集會に出席したのでした。その日の少年部の説教は、当時の日曜学校教案によると、旧約聖書創世紀三九章がテキストで、「ヨセフがエジプトで無実の罪を着せられて投獄されたが、その苦難の日に神が彼と共に居られた」という内容でした。十年後に五子さんが同じような苦難に会うとは思ってもよらぬことでした。それ以来、彼女はほとんど休まず礼拝に出席し、翌年の夏に洗札を受け教会学校の手伝いをするようになりました。とくに長岡の分校での活躍が印象に残っています。

働きながら堀川高校定時制に通っていた頃に彼女が書いたものを読みかえしてみると、人はいかにして他者を愛することができるか

という問いをかかえていたように思われます。厚い壁にぶつかりながら、隣人と共に生きる道を模索していたのです。

高校を卒える頃から、彼女は教会とは距離を置くようになり、また。それは、神の前で平等な人間として生きるという教会で得た視点を、日本という差別社会の具体的な状況の中に置けばどうなるか、一般的な人間としての生き方を問うだけではなく、在日朝鮮人としての自覚的な生き方を探求しなければならぬと考えたからです。そういう趣旨の手紙をもらったことがあります。

それから数年、彼女の問いはずっとわたしのうちに突き刺さっていています。つまり教会は神の前での平等を観念的に説くことによつて、差別の現実から目をそらせ、かえって差別を助長しているのではないかとこのことです。わたしはこういう差別性の克服をみずからの課題としつつ、やがていつか彼女と再会し卒直に批判し合うことのできる日が来ると信じて、この数年間をすごして来ました。

◇

昨年一月二日、韓国中央情報部は十三人の在日韓国人留学生・青年を含む二十一人をスパイ活動容疑で逮捕したと発表しました。その中に「主犯格」のひとりとして五子さんの名があげられているのを知って、ひじょうにおどろきました。相見ることのなかった数年間、彼女は何をめざして歩いてきたのだろうかと、幾人からの友人から話を聞いた結果、わたしたちが確かめたのは、以前と変らぬまっすぐな足どりでした。一九七二年、母国に留学し、ソウル大学在外国民教育研究所を経て釜山大学史学科に入学しました。爾来三年、学資をつくるためにアルバイトを続けながら、さまざまの困難にくじけず一心に勉強に励みました。彼女がいだいていた志は、教師になつて在日韓国人子弟が民族的自覚をもつて生きる手助けをしたということでした。そんな彼女が「スパイ」であるとは、どうしても認めることができません。

このもようを共同通信は次のように伝えていきます。

「……判決で許裁判長は金五子さんに対する起訴事実を全面的に認め「軍事機密、国家機密の探知はしていないまでも、北朝鮮の指令通り学園内でスパイ活動を行ったのは、それに劣らぬ重大な犯罪行為であり、情状酌量の余地なし」と求刑通り死刑を言い渡した。

判決言い渡しを受けた金五子さんは、純白のチヨゴリ姿に黒のゴムぐつ、手錠をはめられたままだったが、判決理由読み上げのあと、主文「死刑」を宣告された瞬間、グツと口びるをかみしめ、そのまま立ち尽し「判事様、判事様」と何事かを必死に訴えたい様子だった。しかし裁判長はとりあわず、金五子さんは刑務官に付き添われ退廷した」

その後を追って大法廷からとび出し、控えの建物にはいる直前の五子さんに、お母さんと一緒に声をかけました。お母さんとは目が合い、うなずいたようでした。泣き崩れるお母さんを励ましながら、もう一度声をかける機会を待っていると、やがて出口に乗用車が横づけられ、係官にかかえられるようにして控えの建物から出て来た五子さんがそれに乗せられました。必死で名前を呼ぶと彼女は初めて目を上げ、わたしたちを見ました。「弁護士に控訴を依頼した」と言ううちに、車は動き出しました。後を追って走りながら、大声で「オジャノ！ 希望を失うな！」と呼びました。彼女はふりかえったまま、放心したような、助けを求めようような、そんなまなざしでじつとわたしたちを見つめていました。

◇

彼女は終始無言でした。しかし、あのまなざしは確かに悲痛な叫びがこめられていました。わたしは、おのがいのちと志を奪おうとする不条理な力に必死で抗おうとする、その叫びをしつかりと聞きとり、それをこの国の人々の耳に、魂の底に届けたいと思います。生きんとする意志をもつ者であるかぎり、彼女の言葉にならない叫

しかし、十二月十日に起訴され、三月二日に公判に付されました。そして早くも四月十三日には死刑が求刑されました。わたしたちは、十二月二十一日、七条キリスト教会を中心に「金五子さんを救う会」を発足させ、他の救援グループと連絡をとりながら、どうしたら彼女を救うことができるかを暗中模索してきましたが、公判開始とともに、裁判傍聴と差し入れのため渡韓することを決め、三月十六日に予定されていた第二回公判に向けて二人の友人がソウルに赴きました。しかし、その日になって裁判が十日後に延期されたため、傍聴席から五子さんに声をかけて励ましたいという願いは果たされませんでした。けれども、それまで連絡のとれなかった弁護士に会うことができ、西大門拘置所に差入れに行くことにより五子さんにわたしたちの救援の意志を伝えることができました。その後、弁護士の努力により、なんとか死刑だけは免れることができるのではないかと希望をつなぎました。それだけに苛酷な死刑求刑に大きな衝撃を受けました。

◇

四月三十日、ソウルは雨でした。その雨の中を、五子さんは中庭を横切つて、大法廷に入廷しました。お母さんと一緒にわたしたちは彼女の名を呼びました。(当初二十七日に予定されていた判決公判傍聴のため「救う会」から三人が渡韓しましたが、延期されたためこの日傍聴したのは二人で、彼女は目を伏せたままわたしたちの前を通りすぎました。いくつかの事件の被告に対してまとめて判決言い渡しがなされるという方式のため傍聴席は超満員で終始ざわついていました。裁判長が判決文の朗読を始めましたが、声が小さくてほとんど聞きとれません。いちばん近くにいた記者たちも身をのり出して聞いています。一瞬、五子さんがうなだれました。そして、手錠をかけた手を胸の前に合わせるようにしました。それが死刑判決の瞬間でした。実にあつげなく命を奪う決定が下されたのでした。

びがわかるはずです。彼女のうめきを自分のうめきとしつつ、どうか彼女を救うために力をかけて下さい。

◇

金五子さんを救いたい、その命をなんとかして救いたい。これがわたしたちの切なる願いです。それは、もう一度彼女に会いたいという願いだと言ってもよいでしょう。差別をはねかえすために、日本人に同化することを拒否し、わたしたちとの関係を一度切ったうえで、全く新しい関係をいつか築きあげたいと願っていた彼女。過去の関係を突き破って未来の関係にむかって歩いていった彼女。彼女のいのちを救うとは、この未来の関係——韓国人である彼女と日本人であるわたしたちとの再会を実現する事に他なりません。その再会の日を望みて、それを阻もうとする力と闘いを続けたいと思います。ソウル地方法院での再会ほんの一瞬で、わたしたちは引き裂かれるように別れました。しかし、また彼女に会いに行きましょう。いかに厚い壁に阻まれようとも、それがあきらめる理由にはなりません。第二審（おそらく7月頃に始まると思われま

す)にむけて一層のご協力をおねがいします。

「せんかたつくれども望みを失わず」ノ(コリント後書より)

「再会」1号(金五子さんを救う会)より

李東石君に逢つて……………

李東石君を救う会

10月13日、前日の判決公判のどしや降りとはうってかわつて、気の遠くなる様な青空であった。コスモスや菊の咲き乱れる拘置所の中で、私は信じ難い気持ちを抱いて立っていた。昨日、韓国内では顕著な活動はなかったが、指令を受けて潜入し

た潜伏スパイである。初犯であることと考え合わせ、量刑を考慮する。懲役5年」という判決を受け、控室に消えてゆく彼に、何を思ったのか、根拠もないまま「明日逢いにゆくから」という言葉を書かず発し、おそらく、逢えるはずもないだろうことをお互いにわかりながら、彼の方は、うなずいて応え返したのだった。

その晩遅く、電話がかかってくる。明日、面会できる」ということをきいた時、嬉しいという気持ちと、そんなばかな、何かのまちがいだろうという思いと、なんで面会など今、しようとしているんだらう、なんで、彼が裁かれてるんだらう、なんで彼がしばらく戻らんだらう、なんで……なんで……という癖になってしまった問い返しが、まるで映画でもみているかのように表われ、狂ったように笑い涙がでてきました。

今度の渡韓の大きな目的は、面会であった。弁護士に逢うたび、面会させてほしいとくり返した。5月に、面会できないまま、日本に帰ってきたくやしさを忘れていなかった。4ヶ月の間、この事ばかりを考えてきたのだった。

それが、今日、いざ、拘留所の中で、面会の二五八番のカードを手にした時、涙がポロポロでできた。夢じゃない。本当に面会できるんだということが、信じがたくも思えた。頭の中では、つい一年前の同窓会での彼が駆け廻った。最終電車になるまで、難波の喫茶店で、カミユの異邦人やギロチンについて、時のたつのも忘れ夢中になって話した彼の姿が浮んだ。その彼が、今、韓国で捕えられ、一年近く拘束されているなんて。そして、韓国に遊びにいでよ、案内してあげるから」といった彼に、面会する為私が来てるなんて。そして、本名を名乗った時、教壇の前で顔をこわばらして立っている彼が浮んだ。それから、なんで、民族の誇りに生きようとした彼が、両手両腕をしばられ、祖国に裁かれねばならないのかという怒

りと悲しみがこみ上げてきた。

私は、このような思いの中で、ただ順番を待った。私達と共に50名程の人が、カードを手渡し、金網で囲まれた面会所の方に入った。スピーカーが、しきりに、面会する被告たちの収監番号と名前、部屋番号を流している。緊張の時間がすぎ、イードンソーナーゴー（李東石 8番 ⑨号室）ときいたのは、30分位たつてからだった。面会は3分間で、3分毎にブザーがなった。部屋は、30位並んでいて、1畳より少し広い程で、まん中は金網とガラスでしきられ、記録係が座っていた。

ブザーが鳴り、私達3人は、とびこむように中に入った。彼は、ゆっくり入ってきて（その時、しばらくいらなかった）私達は、子じめ子定していた話を、たて続けにしゃべった。「李君、同窓会があつてね、9月に皆が集まったよ」3分という時間を1秒たりとも無駄にしたくないという気持ちからだ。しかし、記録係が急にわめきたて、日本語で話すなといった。彼は、隠やかな調子で「日本の人だから自分も日本語で話してよいか」と尋ねた。ダメという応えだった。仕方なく3人の中の1人が、韓国語で矢つぎばやに話すことになった。

「拘留所でどんな生活をしているのか？」

李「体操もしているし、勉強もできる。フランス語の本を入れてほしい。自分は元気だ」

「お金と本を入れたがといたか？」

李「お金だけ入った」

「東大阪市の市議会で、李君の釈放の要望決議があがった。皆が李君を応援している。8千名の方が署名をした。他の留学生と連絡とれるか？」

李「とれない」

「一番伝えたいことは？」

李「皆に元気だと伝えて下さい」

この頃から、なりゆきで、日本語で話してゆくことになった。

「私達は、救援会の代表で来た、二審の弁論や主張をきいて皆喜んで」

李「初めは失敗したけれど」

「5年と聞いてどう思うか？」

李「大丈夫。オ三審には自分が上告を承諾した」

「裁判が少しでも良い方向に向くよう考えている。李君が帰ってくるまでがんばってゆく。」

ここでブザーがなり、次の人がまつ中で、「手紙をかきから」という私の言葉を最後に互いに見送りながら部屋をでた。

李君は真剣な目つきで、一つ一つ覚えるように、静かでおだやかな調子だった。私は非常に興奮していて、彼もそうじゃないかという予想がはずれた。しかし、隠やかな彼をみて、しばらくは、安心して日本に帰れると思った。

私と彼との出会いは、4回あった。3回目は、本名を名乗った時で、民族の誇りに生きようとする力強い彼だった。4度目は、今年の5月28日の判決公判で、突然裁判傍聴にたずねた私に驚ろきとまどいと嬉しさの彼であり、8年という重刑判決に必死で自分を支えようとする彼だった。

そして新たな出会いは、10月13日であった。これ程静かで隠やかなおちついた彼を、私は知らなかった。私の想像の中の彼は明るく、くつたくなかった。その彼が、新たに、自分が生きぬくことにについて考えているように思えた。

翌日の夕方、私は、帰途についた。晴天のソウルを発った飛行機は、私に、美しい雲の上の夕暮れを見せてくれた。そして、大阪に

近づくとつれて、小雨が、窓をたたき、雲の切れ目から町の灯りがうすくなったり濃くなったりした。それは、なつかしいわが家を見るようで「ああ日本へ帰ってきた。私の国に帰ってきたのだ」という思いが、頭の中を駆けめぐり、涙がポロポロでできた。私には帰る国がある。しかし、今、彼には暖かく迎え入れてくれる祖国がない。いつになったら彼の祖国は、彼を励まし、彼に希望をもって生きることをすばらしさを与えてくれることができるのだろうか！

◇康宗憲君のオ二審オ一回公判を傍聴して

「あつ、康がいる。」と友人が叫んだ。いま、とにかくそこに、僕らの目の前に康がいた。昔のままとかわらぬ強い意志と精悍な魂を内に秘めた彼の顔が僕らの目の前にあった。「ナガシマ」僕らは思わず彼の日本名を呼びかけ手を振っていた。

十月十九日午後二時、ソウル裁判所の法廷に入廷するために縄につながら控室の建物から出てきた二十数名の被告たちの一番後に彼、康宗憲がいた。法廷の方へ追いつたようとする護衛にそむいて彼は僕らの方を振り向き、「すまん、日本のみんなによるしく伝えてくれ」といった。昔ながらの上半身を前後にゆきぶるようなしぐさ、長い獄中生活で皮膚の色は日焼けした者の健康色ではなかったけれど、しかしとにかくそれは彼だった。昔ながらの彼の顔、彼の体、いまやと彼と顔を会わすことができたのだ。いまやと彼の顔を見ることのできたのだ。彼はどんな気持ちで僕らの顔を見たのだろうか。手をとりあい喜びあえる出会いではなかった。何故なら彼の手は、彼の体は、しっかり縄に縛りつけられていたから。僕の体の中は熱いものがこみ上げてくるのを僕は全身全霊で感じていた。

彼の姿を追い求めるようにして傍聴人席に入った僕らは、そこで再びこちらを振り向いてくれた彼と視線を合わすことができた。そこではもう声をかけあうことはできない。それでも彼は僕らの顔を食い入るようにつめ深くうなずいていた。

これが高等法院かと思わせる狭いチャチな法廷でまたたくまに審議が進行していく。彼と同じ法廷で行なわれた他の雑犯たちの審理が終了してついに彼の裁判が始まった。法廷で韓国の言葉を一言一言かみしめるようにして話す彼の後姿を見ると、彼が休みになると日本に帰ってきても僕らに会うたびに言葉の障害が大きいともしらしていたことを思い出し、僕は胸がゆさぶられるような思いがした。その大きな障害を自らの力で乗り越え祖国愛に燃えて韓国の地を踏んだ一つの青年の魂が、今何かわけのわからない巨大な力によって踏みじられようとしている。彼はその巨大な力に対してくじけることなく、いま必死に、正々堂々と闘っている。彼の精神力は高校時代陸上の苦しい練習の中に自らの先頭に立って僕らを引っ張っていき耐え抜いてきたあの昔のままのものだ。彼の正義感と情熱は高校時代自らの日本名を捨てて祖国の名前を名乗ろうとい出したあの昔のままのものだ。彼の精神は長い獄中生活で衰えるどころか、さらに高まり強靱なものとなったのだろうか。僕は深い感動に襲われるのを、そしてこんな美しい青年を縛りあげた何者かに対して激しい怒りがこみあげてくるのをおさえることができなかった。

はたして彼は、僕らの予想どおり一番の証言を翻し、入北の容疑をきつぱりと否定した。何故一番で検事側の主張を認められたのかという点に対しては、彼も、彼と共に共犯としてあげられた彼の友人達も、それがCICの裏工作であったことをはっきり証言している。いかに汚ない手を用いて口を封じようとしても真実の叫びをおさえることはできない。彼が一番の証言を翻したことによって日本での救援運動も少なからず変革すべき点が出てくるだろう。彼にとつて

○三十一日、判決公判。判決は一番どおり。

この時は誰も法廷へ入ることはできなかった。判決後、お母さんは裏庭の片隅で泣いておられた。言うべき言葉は何もみつからない。

又、死刑判決直後、法廷から退する白玉光さんが、笑顔で彼の母親に頷きかけながら去っていった。彼のお母さんは怒りが全身にこみあざるといった様子で足がふるふる震えていた。

彼らの白い囚人服とくすんだ青色の縄がまざまざと目に浮んでい

る。彼らは在日韓国人として日本で生れ育ち、日本社会に現存する差別の苦しみの中で、民族的自覚を持ち、本名をなりのり、主体的に生きる事を願った。彼らの、より真実に生きたい、己に忠実でありたいという願望、そしてそのための試行錯誤が罪に問われている。彼らは物を盗んだわけでも人殺をしたわけでもない。不確かな、そして過酷であろうと想像される取り調べ、巧妙な心理的拷問の中の自白のみによって——スパイ政治犯——として死刑・重刑の判決を下される。彼らが一体どんなスパイ行為をしたというのかが、そして最も思むべきことは、とらわれている者の心の姿がどうであれ、とらえている側は政治の道具としてしか彼らを見ていないという点だ。彼らとの真の出会い、再会を願う時、私たちはこうい

った者を相手にしなければならぬのだ。これにはもちろん影で手をにぎり合っている日本政府も含まれるし、日本人である私たちが相手にするのも、当然ここだろう。私たちは基本的人権を無視し圧殺してしまう者の正体を見すえなければならぬ。

あと三ヶ月程で「韓国の法」のもとで裁きは結審をむかえると聞く。私たちの新しい出会いを求める気持は、日常的永続的なものとして根つき、広がりを求めるものである。そして、この三ヶ月間、集中的に世論への盛り上りを訴えるのも又必要なことと思われる。

も、そして僕らにとつても本当の斗いはこれからだ。明日からの救援運動についての思いを胸に僕らは裁判所を出た。

◇韓国訪問レポート

李元二の会

八月二十二日より九月二日まで李元二の会より初めての渡韓。

○八月二十三日、弁護士を訪ね、本人の健康状態等を尋ねる。弁護士にはかなり警戒されており、又、私たちが李元二と面識がないところから、面会を希望してはみたが、強く押すことができず、実現しなかった。ゴッホの画集、スケッチブック、お金の差し入れ等を弁護士に託す。(ソウルを離れる日に弁護士に、本が本人の手に届いたかとの質問をしたが、確認はしていないとの答え。しかし、帰国後お母さんの話を聞くと、本は全部届いていない様子。)

○八月二十四日、求刑公判。

法廷の裏庭で、大勢の縄に繋がれた囚人が車から降りて来る中、李元二の姿を求めながら待つ気持はやはりやり切れぬ。

裁判開始。正面に三人の判事。(うち一人は途中から居眠りをするというやる気のなさ。)李元二は起訴事実ほとんど認めているが、スパイ行為(韓国の国家機密を日本で報告)については否定。しかし、この国家機密なるものは、KCIAの起訴事実で見ると、機密などと呼べるものではなく、一般常識にすぎないものと思われるのだが……。

最終陳述。在日韓国人として民族意識に目覚め祖国のことを知りたいた願った時、導き手が自分の周囲にはいなかったことを強調。法廷から退出の際、一人が岩本君と呼びかける(日本から来ていることを知らせるため)彼はふり向き、凝っと見つめていた。その時の澄んだ瞳が今でも私には忘れられない。

◇才二審を傍聴して

白玉光氏を救援する会

才二審の二回目の公判が開かれた八月二十四日、ソウルは朝から暗い雲がたれこめ、時折ゾクツとする湿った風の吹が私の到来を思わせる日であった。午後二時すぎ、不安と熱気をはらんだ騒々しさの中で裁判は始まった。狭い法廷は「学園浸透スパイ団事件」の在日韓国人被告九人を含め、二十数名の被告たちと、つめかけた多くの傍聴人で、全く身動きできない混雑ぶりであった。

初めに李元二さんの審理が行なわれ、続いて許景朝・金元重さん二人が立ったあと、三時過ぎから、白玉光・崔然淑・蔣明玉・金東輝・姜鐘健さんら五人の審理が始まった。この日のこの審理は、白さんを除く崔さんら四人の審理が中心のようであった。その中で、白玉光さんは、蔣さんらをかばって発言しているのだろうか、しきりに隣の崔さんを、蔣さんを、そして金東輝さんをふり返って抗弁していた。しかもその間、白玉光さんは、肩を落とすことも、うなだれることもなく裁判官を正視し、検事の執拗な質問にも、決してひるまず淡々と答えていた。それは、大学時代「シラタマヒカル君」と担任教官に呼びかけられ、「いいえ僕はペクオッカんです。僕は朝鮮人です。」と答えた時の、あるいは、日本史の講義において「半島経営」と述べた教官に、その用語の不用意さを指摘した時の、もの静かではあるが確固たるものを持った彼の態度にどこか通じるものがあるように思える。それが、あるいは、「一貫して何かを侮っているようだ。」と、前回の公判において検事を怒らせたというものだろう。

その日の審理は、各被告の弁護士が入れかわり立ちかわりして、四時間余にわたって続けられた。しかし、その間、何ら「スパイ」

を立証するような物的証拠は提出されず、その殆んどを、検事や弁護士と被告たちとの言葉のやりとりで終止していた。そしていつの間にか、崔さんら女性を含む五人の青年の青春をふみにじる懲役刑が、白玉光さんの何にもまして重い生命を奪う「死刑」が求刑されていたのである。裁判は、何より確かに目の前で展開され、しかも被告ひとりひとりの存在がまぎれもない実存の重みをもって迫ってくるにもかかわらず、何故か現実感が希薄で、私は気味の悪い芝居か夢でも見ているような奇妙な感覚にとらわれた。この白玉光さんが「スパイ」で「死刑」——そんなバカな、信じられない。怒りや悲しみより、そんな思いが胸をついた。

公判のあと、白玉光さんは、疲れからだろうか、心なしか肩を落として控え室に引かれていった。私は、彼のオモニと共に、迫りくる夕闇の中、せっぱつまつた思いで、護送バスを取り囲んだ。少しでも被告に近づこうとする人々と押しあい、何度も廷吏に押し返されては、バスに乗り込む彼の姿を必死で求めた。彼は私たちを凝つと見つめながら、廷吏に促されてバスに乗った。その後部座席に息子の姿を認めるや、オモニはその窓際に駆け寄り、声もなく、何度も何度も自分の胸を叩いてみせた。彼はその母を力づけるように微笑んで頷いた。私は、そのオモニの後から、「日本ではみんなが応援している。挫けずに頑張つて」と精一杯叫んでいた。すると彼は、その印象深い笑みの中から、「ありがとう、ありがとう」と大きな声で返してきた。一日中気強く耐えてきたオモニは、崩れるように涙を見せた。

オモニは、くり返しくり返し、彼がいかに母思いのやさしい息子よくできた息子であったかをかきぐどき、嘆く。そして私もまた、白玉光との出会いをかみしめる。——大学時代の彼は、それまでの白玉光から白玉光に大きく飛躍を遂げた人間であった。それは、日本の厳しい差別社会の中から屹然と頭をもたげ、誇らかに朝鮮を

て守るべきもののあることを示しているのではなからうか。

彼はこれから、「死刑」の重圧のもと、酷寒の冬を迎えるだろう。私達は一日も早く彼をその獄中から取り戻さなければならぬ。その日まで、獄中で今なお肉親の面会しか許されず、孤絶した闘いを続ける彼に、バスの中から見せた彼の勇気ある笑み、厳しく禁じられている中で敢えて返してきた「ありがとう、ありがとう」のこの言葉に、その彼の内実にも迫る救援運動の質をもつて、応えていかねばならない。

◇又、逢おう！

崔然淑さんを救う友人の会

弁護士の努力で、崔(チエ)さんと面会することができた。面会した場所は崔さんの担当検事の部屋で、私が部屋に入った時には、すでに崔さんはソファに腰かけていた。

面会したのは、私と市大の川久保教授で、弁護士、検事、係官らが同席した。時間は約五分位で、私は崔さんの隣りに座った。

崔さんは、長い間日本語を使わなかったせいも、余りうまく喋れず、日本語で話し出してもすぐ韓国語になってしまう。私が困った顔を見ると、彼女も懸命に日本語を思い出そうとするのだが、どうしてもつかえてしまふ。彼女自身も、非常にもどかしそうだった。

「おつとめは大丈夫なんでしょうか。私のことは心配せず、仕事をして下さい。」これが、一番最初に私に言ったこと。しかし、どうも日本語が出てこない。「心配しなくても大丈夫です。上告します。上告理由書は自分で書くと思います。」

「本が読みたい。今、入っているのは聖書と辞典だけ。本を読めれば心も落ち着くのですが……。」日本で運動している皆さんに感謝しています。皆さんによろしく。面会の間、崔さんはいろいろな

名のることであった。その意味で、彼との出会いは、私にとって初めての真の朝鮮・韓国人との出会いであるといつてよからう。日本の友人の多くが、自らの民族を、その歴史・文化を語つてやまなかった白玉光を語る。私たちは、決して激昂することのない穏やかな彼の話しぶりの中の、静かなしかも熱く燃える民族愛に強く胸打たれてきた。そして今、救援運動の中で、その後の彼の、日本における同朋の生活の安定と向上を願った、府営住宅入居制限撤廃闘争をはじめとする様々な活動の足跡を見た。その彼ならばこそ、祖国に賭ける夢、あるべき祖国への期待が、彼の中に大きく育つていたのであなからうか。

わずかな滞在中で私の見た韓国は、目まぐるしく経済成長を遂げようとしていた。ソウルを中心街は、いたる所で掘り起され、建設の槌音が響いていた。人々は、せつかな日本人よりさらに足早に街を歩き、歓楽街には、外出禁止の夜半近くまでタクシの騒音と嬌声が絶えなかった。早朝四時半頃からカバンを持って予備校へ急ぐ学生達の姿も見た。こうした異様なまでの活気の一一方で、裁判所にも何台も大型バスを列ねて被告達が送り込まれ、街を一步出た要所には、銃をかまえた兵士が緊張の面持ちで立っている。折しも、テレビでは、轟音をあげて飛び立つ戦闘機を映しながら、アナウンサーが調子高く板門店事件以来の軍事的緊張を語っている。

「彼らは日本で生まれ育つたとはいえ、韓国人である。」と、裁判所は韓国現体制との一体化を迫りつつ、何ら具体的証拠も示さず、綿密な審理も尽さないまま、いとも簡単に、白さんに対する死刑をはじめとして、前途ある青年達に重刑判決を下した。日本の差別社会で育ち、必死に民族と祖国をとり戻そうと努力してきた彼らに、南北の分断と、その固定化をはかる日米韓一体の体制を、そのままとしきれぬ彼らなりの祖国への愛と夢があったに違いない。静かな中に確固たるものを持った白玉光さんの態度は、一命を賭し

事を私に伝えたかったようだ。日本語が韓国語に変わっても、かまわず韓国語でベラベラ喋り続けたことが再三あった。私たちへの感謝のことは崔さんは何回も口にした。

最後に崔さんと握手して部屋を出た。私は、「体に気をつけて！」と言うのがやっとだった。崔さん、体に気を付けて！ 又会おう。(八月三〇日、ソウル高裁にて)

◇酷寒の冬を前に——金鍾太の公判を傍聴して

八月十九日、二時から金鍾太君の公判が予定されていた。日本から来たメンバーは、彼が通る通路で待ちうけていたところ、姿を現した。沢山の日本人が「ジョンテ、ジョンテ」と叫ぶものだから、彼もその声援に應えるかのように、胸を張り前方を見て法廷の中へ消えて行った。

鍾太君の直前の公判では、ソウルの大学生らが、緊急措置令に触れたとかで裁かれていた。恐らく日常茶飯事であろうこの事件の被告たちは、いづれも一くせ有り気だった。

公判では、彼は自分の無実を執拗に繰り返した。一番では、検事とKCIAのデッチ上げに屈してしまつた、と明白に述べた。又、労働党に入党した、というのも事実無根で、日本での呉清達氏との関係も、以前は違つたことがあるが、ここ数年避けていて会っていない、と。

しかし、それを聞く判事は、時折うすら笑いや居眠りをしたり、不真面目極まるものだった。実際、この問題を一回きりの審理で何が裁けるのか！

彼は証拠に自分が読んだ本として、デューイ、サルトル、ベラーリンの書籍と、自分の日記帳を提出した。つまり、自分は決して共産主義者でない、ということを主張したかったのである。

検事の言う彼の罪状を聞いて、思わず噴き出してしまった。彼が

清水谷高校在学時に、所属していたクラブが、朴政権に敵対する組織で反国家団体として認められるというのである。今回の事件で、ある人は、在日韓国人は韓国の実情に疎く不用心であった、と述べた。しかし、始めから引っかけようとする強大な権力の前で、今さら用心もあるまい。誰が、何年も前の高校時代のことに危惧を感じるのだろうか。彼らは、どうして日本の高校のサークルを裁けるのか。

私たちは今、日本人が韓国人を救うということが、一体何なのか考えなければならぬ。
長い統治と抑圧、差別を彼らに強要してきた私たち日本人が、どうすれば彼ら韓国人の奥深いひだを捉えられるのか。
鍾太君を始めとする多くの逮捕された青年たちは、日本での差別に打ち勝ち、ひたすら己が祖国への念いを育んで来た人たちばかりであった。いい換えれば、日本への深い失望が、彼らを母国へ追いやった、とも言える。

そこに待ちうけていたものが、日米韓のどす黒い癒着の中で、自らの政権延命を目論む畏だつた時、私たちは、日本人としてやるせない気分を襲われる。

金大中事件の際、日本人が事の本質を見抜き、韓国政府とKCIAの暗躍に釘をさしておけば、今回のこのような事件は起らなかったであろう。

今、多くの青年たちがその多感な青春を掠奪され命まで奪われようとしている。

私たちは、どう抗うべきなのか。鍾太君の救援を通じて、自らの胸にその答えを用意しなければならぬ。

これから、再びソウルは酷寒の冬を迎える。冷えびえとしたコンクリートの床で、彼は弧独に耐えなければならぬ。
彼を勇気づけて、再び生きる希望を抱かせるのは、私たちの救援

がどこまで彼の内実に迫り、届くかにかかっている。
一人でも多くの人が、この救援運動に参加されることを切に希む。
「金鍾太氏を支える会」



一審公判を終えて裁判所構内を出る金元重君（76年5月）

＜救援レポート＞

梁南国氏は、昨年十二月某日「国家保安法」「反共法」「刑法」の「パイ罪」の容疑のもとKCIAによって突如逮捕されました。

ところが、このことについての報道は一切なく暗黒のうちに事態は進行し、六月二十九日、第一審の判決が下つたのです。その内容は懲役十年（求刑無期懲役）という重刑を課すものでした。しかし、このような重刑判決を下す裁判でありながら、公判は4回、あわせて5時間であり、しかも、弁護士と検事が起訴状を確認するだけといった言語に絶する不当裁判でした。

私たち梁君の友人や小学校中学校時代の教師が送った事実を知り、救援会を作つたのは六月二十二日でした。新聞報道の、一断片を見かけ、彼が淀川小中校下の人であることを知って急ぎ上救援会をつくつたのです。そして、11.22救援会や不当逮捕被疑者家族会からの話を聞き逮捕の不当性を学習してまいりました。また、必さんの南皓（ナンホウ）さんから、南国（ナング）さんの生いたち、生き様を教えられて、私たちの救援会の使命を明確に定めました。

南国さんは在日朝鮮人の二世として生まれ、日本の民族排斥主義といふ差別的環境の中で、自らの歴史を持たない「朝鮮人」として生きてきたのです。その彼が大阪府立工専時代に日本人名「良原勝治」から「梁南国」という本名を名のり民族意識を深めてきました。そして、渡韓し母国で学ぶ目的は、まさにそのような意識によるものです。その彼に朴ファツヨ体制は北朝鮮のスパイであるという汚名をかぶせ、朝鮮人の間に分断をもち込み、権力支配に供しようとしているのです。

梁南国さんの第二審控訴審は十月八日に第一回公判が開かれ、第一審と何ら変わらない無期懲役の求刑も行われました。そして、二回目の公判日の十月二十二日に早くも判決が下されました。それは

いちまつの希望をくぐくかのように懲役十年という重刑判決です。南国さんは、第二審公判期間中、兄南皓さんとの面会において「私も、判決が第一審に比べるべきがらむのでなければ控訴しない」という私たちの胸につきささる発言をしました。これは種々の条件を本人が配慮したという見方もあるでしょうけれど、それ以上に私たちは、救援会の南国さんへの関わりのおかげで、彼を絶望に追いやるという反省をしなければなりません。

そのようなことから、十月十二日の世話人会において「判決公判には必ず救援会メンバーが居て彼をばはけまめだ」という決議をしました。そして、十月二十一日、十月二十六日にわたつて淀川小教員一人が、兄南皓さんとともに渡韓し、彼を以て大法院に控訴する決意を得ました。

私たちは、彼のそのような意志に基づき、運動を再び整え、第一審に最善限の取り組みをすすめていきます。

＜梁南国氏を救う会＞

この会は、梁南国氏の不当逮捕と懲役十年という重刑判決に抗議し、その救済と、在日朝鮮人の民族意識の向上を目的として、十月八日に第一回公判が開かれ、第一審と何ら変わらない無期懲役の求刑も行われました。そして、二回目の公判日の十月二十二日に早くも判決が下されました。それは

渡韓のなかで

—金哲頭君二審判決を傍聴して—

千葉 宣 義

九月十四日、ソウル高等法院一七号法廷は、判決を受ける五、六十名の被告で満座であった。...

私達が、九月十三日、停滯台風十七号の影響で遠く宮崎の上空を迂回して韓国に着いたとき、韓国は快晴であった。...

は、「防空訓練」の日として「北」からの攻撃を想定しての国家的訓練日であるという。私達も、その日、三十分ほどの待避を経験した。...

が、死に備うるとは、彼のアリバイを証言する友人館山君は、金君の裁判での従順な姿にふれて「その真意を理解できかねていて」と書いた。...



(一九六七・九・二九) (同志社大学宗教学主事)

叫び

家族は訴える

- ◇追悼・故許昌斗氏へ..... 63
◇不当なデッチアゲにこみあげる怒り 李楨麟..... 64
◇ザ・クライ・オブ・ア・コリアン・ペアレント..... 67
◇詩・不当逮捕者家族の叫び 白媛子..... 68

◇追悼—故許昌斗氏へ (許景朝氏の父)

暑い盛り、故許昌斗氏の訃報を告げられた。享年七〇才。故許昌斗氏は「留学生事件」の被告である大阪の許景朝君(ソウル大医)の御尊父であられる。...

この理不尽な事件は、多くの人を困惑と焦燥と苦悩の渦中に陥し入れた。とりわけ、獄に在る被告たちとその家族の辛酸は言語に絶するものがある。

許昌斗氏も、老骨に鞭打って息子の無実を訴え東奔西走の日々であった、という。愛息への念いが死期を早めたのは想像に難くない。筆者も一二度お会いしたのだが、強烈な印象を感じた。骨太の大柄な風貌で、御子

息の無実を微に入り細に渡って、幾度となくいい涙みつつも強く訴えられた。話された、というよりも吼えてるふうであった。抗いえないものに対する怒りと無念さで切歯扼腕している様であった。

このアボジもまた、三十余年、遂に祖国をその双眸に写すことなく、この異郷の地に客死した。加えて、科なく獄に繋がれた最愛の息子を想えば、死んでも死にきれなかったに違

多くの在日韓国人一世がそうであるように、このアボジもまた、三十余年、遂に祖国をその双眸に写すことなく、この異郷の地に客死した。加えて、科なく獄に繋がれた最愛の息子を想えば、死んでも死にきれなかったに違

いない。悲憤と憂悶の中で苛烈な生涯を終えざるを得ないその口惜しさは、察するに余りある。権力の何気ない恣意が、平和な家庭をここまで蹂躪し翻弄したことに、改めて滾(たぎ)る怒りを禁じ得ない。

もう一葉は、やさしげなまろい線を画した故郷の山河。孤影蒼然、寂として声なし。哀哭の挽歌、双丘を揺曳す。

故許昌斗氏の御冥福を心よりお祈り申し上げます。 合掌。

不当なデッチあげにこみあげる怒り

※法政大学「告発」を観る会発行の「眞実を闇から救え」より転載

李楨麟「イ・チヨソリン」

私の甥、李哲「イ・チヨル」は「第二次学園浸透スパイ団」事件の主犯格とされ、五月二五日、第一審において死刑判決を受けました。判決文は、まだ手元に届いていないので、わたしはあきらめませんが、あと一週間もしたら韓国へ行っている我々の家族が帰ってきますので、すべてわかると思っています。しかし、それでも、判決文がどういふ内容かということは、およそわかりません。というのは、起訴状を手に入れて読んでみたのですが、起訴状が日本のマスコミでつけた「第一次学園浸透スパイ団」事件の被告とされている人たち、とくにそのなかの主犯格とされ、死刑判決がおりた人たちとまったく同じだからです。変わっている箇所はひとつもないのです。私の甥の場合は、北に二回行ったとされているが、一九六九年に一回と一九七三年に一回と合計二回行ってきている。労働党の元役員だ、ちと接触しスパイ教育を受け、日本に帰って来たというところになっています。その後、指令を受け韓国のソウルに飛んだというところもありません。高麗大学大学院政治外交科に留学し、共和国のどんな内容そのものは、他のスパイにデッチあげられている人々とすこしも変わりはないのです。留学生の「スパイ団」事件の被告、一〇人が一〇人ともすべて同じなのです。起訴状は、まったくマンガみたいな内容で、北に二回行って来た事がバックボーン、骨とされて、これにいろいろなことがつけ加えられているのです。たとえば、韓

国には日本と同じような高速道路があり、ソウルから釜山という南の端まで走っています。しかし、日本の場合には、東名高速なんかはすべて真ん中にグリーンベルトがあって、左から右へ渡ることはできなくなっているのです。韓国の場合は、部分的にグリーンベルトのない箇所があるのです。こういう箇所は、いたる所にあり、かなり長い距離で、シマンボ機は無理としても普通の戦闘機ぐらいはあがったり、降りたりするところまでできるぐらいの距離なのです。日本から韓国へ行く大勢の観光客が、「おい、すか分家おつた伴り方だぞ」、「これはやっぱり、なにか事あらばこを飛行場代わりに使おうに作ってあるんじゃないか」と、ウソつけるぐらい知られているのです。そればかりか、観光コースの心づつになつてくるぐらいなのです。起訴状では、こういうことを日本にいる北の工作員にいろいろ報告したとされている。あるいは、「高麗大学の学生は、何名か、ソウル大学は何名か、また男は何名で女は何名」という誰でも知っているし、誰でもがわかることを報告したということが、スパイ活動とされ、はつきりおぼろげにしている。話を、たとえ報告したとしても何の役に立つというのか、その他、日本の国にくらべ、私の国である韓国は、貧しい、言葉で表現できないくらいに貧しいということ—ソウルの街を歩いていると、俗に言うコジキのような人をたくさんみかけるし、小学校一年生か二年生ぐらいの小さな子供が靴磨きをしていたり、ガムを売っていたりし

て学校にもいかないで、すべて生計のたしにするためにと思つてがんばっている—そういう貧しい生活を一般庶民がしているというようなことを報告したとされているのです。それこそ報告したとしても実のないことばかりなのです。結局、スパイ活動をしたという事実がないからこういう話しかつけ加えられないのです。そして、この様なことを本人に認めさせるために、KCIAはどれだけの拷問をおこなったのか、私は想像もできません。

△たつた三回の公判で結審▽

私は、四月九日、第一回公判に、生まれて初めて祖国のソウルへ行って甥の裁判を傍聴してきました。裁判官にしても検事にしてもおもてから見た限りでは日本の裁判とかわりはありませんが、しかし、軍事裁判だからそうだとさえいえばそれまでだけれども、裁判の内容はまったく話しにもなりません。軍事裁判の典型的なやり方だろうと思いますが、検事側のまったく一方的なやり方でおこなわれ、被告人である私の陳述をまったく聞くこともない。ただもうあたまたまから、こうだろう、ああだろうと、トントン拍子に進められてしまう。生命をとられる、死刑判決を受けるという事件でありながら、また、反共法、国家保安法違反、そして大統領緊急措置第九号違反という現在の韓国の政治状態では、いっばん大事な問題をふくんだ裁判でありながら、たつた三回で結審になってしまいました。

△陰険な拷問▽

拷問も確かにあったと思います。今の韓国中央情報部で拷問がないといったらうそになる。というのは、李哲は私の兄貴の子供なのですが、もうひとりの甥っ子、私の妹の子供が、同じ下宿屋に居た李哲が連行されたのち、一〇日ばかりしてやはり連行され一〇日ぐらい痛めつけられ、帰ってきたのです。そして、自分の見たこと、経験したことを絶対にしゃべってははいけないとKCIAにおどかさ

昨年暮れに日本に帰ってきました。それで、私は今年の一月十八日に会いに行つて見たのですけれども、体じゅうミミズばれです。拷問の跡があるのです。そういうわけで、デッチあげにしろ何にしろ主犯だとされている者が拷問を受けていないわけがないと確信したのです。

ところが、裁判では服を着ているので拷問のあととはみえないのです。顔とか、手足は全然傷跡はないし、ただ、それでなくとももともと青白い顔がさらに青白くなっているだけです。日本では拷問を受けるような者はおそらくいないと思いますが、韓国の情報部のやり方は顔であろうが、手であろうがどこであろうが、手あたりしだいいろいろなかたちで拷問をおこなっていました。しかし、ひとところ違って最近では、上手になつてきて、衣服を着ている限り外からは跡が絶対に見えないというところしか手を加えなくなつてきています。だから、衣服を脱がない限りはどれだけの拷問を受けたか、わからないのです。ということでは私の甥っ子も拷問を受けたという事は事実なのです。

△父親の死▽

今年の一月十八日、私の兄、すなわち李哲の親父が死にました。もともと体も丈夫ではなかったんですけど、十七日に李哲が反共法違反、国家保安法違反等で連行され、死刑に処断する罪であるという情報を韓国のある筋から得て、その内容を聞いたあくる日に急に亡くなったのです。病院に入院して亡くなったと言ふのなら「ああやっぱり病気が重かったんだな」と考えられるが、病気に關しては病院に入院するような重い状態ではなかったのです。李哲に關するくわしい内容を聞いてから一〇数時間しか生きられなかった。話を聞いてからもの一〇数時間もたたないうちに死んでしまったというわけは、ようするに、ショック死したということなんです。こういうわけで、私自身はKCIAによって私の兄貴—李哲の親父が殺されたと思っています。そのうえ、KCIAは私の甥っ子を私

の家族の二人目の犠牲者として殺そうとしているのです。

△明確なアリバイ▽

現在、李哲のことで日弁連の人権委員会に救済の申し立てをおこない、アリバイの捜査、裏づけでさかんに動いてもらっています。二、三日前にも李哲の同級生がわざわざ九州から上京してくださり、話を伺ったのですが、北朝鮮に入国したとされている一九六九年九月から十一月頃、東京で李哲に会い、お茶を飲んだり、パチンコをしたりしたといういろいろなアリバイが出てきているのです。東京にその頃いたというのになんで北朝鮮に行かなければいけないんだ！ ゴムボートに乗って二、三時間で日本海の沖あいにて、待っていた北朝鮮の軍艦に乗りかえて行ったんだと、起訴状に書いてあります。しかし、私もよく知っているが日本海というのは荒っぽい海でゴムボートで行けるようなおだやかな海じゃないし、日本の沿岸警備がそんなにズサンな警備じゃないことは誰でも知っている。それを二回も行ってきたと書かれている。まして、二回目のときは、一〇日間行ってきたとされているが、行くだけで二日、帰るだけで二日間かかるとされ、たとえ行ったとしても向うに滞在するのはせいぜい五日か六日間ぐらいしかなく、それだけの滞在でどんな教育をするのか、こんなことのために北朝鮮の政府がバク大な費用をかけて、ましてたったひとりのためにやるのでしょうか。デッチあげるなら、もうすこし上手に誰か聞いたって「なるほどな」と思うかたちでデッチあげればいいんだ。ところが、まったくマンガみたいな内容で話しにならないということなんです。

△純粹な青年たち▽

私の甥っ子のように留学生の場合は、日本で生まれ日本で勉強して、それでも飽き足らないといったらおかしいですけれど、もっと自分の国のことを勉強し、自分の国のために尽すんだという気持ちで、自分の国に勉強をするためにソウルへ飛んだのです。親も息子が娘が勉強するならさせた方が良くないかと、親子兄弟が一心同体となって苦しいなかから学費を送って勉強を支えている。私の甥は、将来外交官になる望みを持っていたのですけれど、みな一生懸命勉強している。そういう青年をつかまえてスパイ事件をデッチあげているんです。デッチあげるだけならまだいいが、拷問を加え、そのうえ死刑にする！ こういう無謀なやり方をしなければ自分の政権というのか、権力の座を守り続けることができないというのはとてもないことだと思っております。私は思想的なことやむずかしい政治的内容のことはわかりませんが、しかし、とにかく、若い勉学にはげんでいる青年たちがデッチあげられ、生命をとられようとしていることはわかるし、絶対許せないのです。

△さらに強力な救援運動を▽

しゃべりたいことはいろいろ沢山ありますが、時間的なこともあつし、こんど機会があつたら、もっと内面をめぐりだすように話したい。最新の情報も私たちは得ている。私たちの家族も入れかわり立ちかわり、今年の二月からソウルへ行ったり来たりしているのです。いろいろなところから情報を得てやっています。しゃべって良いこともあるし、しゃべってまずいこともあるので、御理解願いたいと思えます。韓国人であるかぎりには、いろいろな制約もありまして、韓国へ行かなくてもいいんだ、甥っ子を殺されても仕方ないんだというあきらめの気持ちでぶちまけるなら構わないですけれど、やはり、自分の国である韓国にも行ってきたいし、甥も救い出したいと思っております。私の甥っ子をはじめ、デッチあげられている在日韓国人の生命を救うために、日本人のみなさんの御支援と大きな世論の盛りあがりをお願いします。私たちの立場、言い分を御理解のうえ、よろしく御支援のほど御願ひ致します。ありがとうございます。

THE CRY OF A KOREAN PARENT

Our children who have gone abroad to study in Korea, our mother country, have been groundlessly accused of spying and thus condemned to bitter penalties. When Japan occupied Korea we came to Japan. There are now 650,000 Korean people—including second and third generations—in Japan. In the past as well as today, we have lived in bitter persecution, distress. But we have devoted our lives to the education of our children. Our long cherished desire is to raise good Koreans; loyal to their country and neighbors. Our children, too, take this as their mission and have studied for their whole lives to develop superior abilities and techniques.

But in the Japanese social system, we can't exhibit these abilities and education because of Japanese prejudice and contempt of the Korean. Thus we must find employment as Mah-Jong managers, Pachinko managers, small restaurant owners, money lenders, and coolies.

In this context, we have sent our children abroad to our mother country. Our children, cheerful with the opportunity to study and contribute to our race and native land, left with their parents' and friends' encouragement.

The people who were governed by Japan, who were taken from their home country, and who have been socially maltreated all these long years—all these people want to embrace their mother country and unselfishly give their love and affection and participation to its plentiful growth.

But why are these youths to be arrested and judged as spies? Our children in Japan don't fully understand their mother tongue. After the second world war, Japan gained freedom of speech, assembly and association, and its people were able to read the literatures of the world. It is in this environment that our children have formed their spirits.

Our children who have sensibility and curiosity and creativity made many friends in Korea. And they exchanged many letters with them. This, in their minds, is most natural. But the ROK government said that to meet friends is to spy and to write letters about the Korean situation is to report about national secrets.

This incident is made within a scheduled scenario without concrete fact. The accused have never received political material from friends and they have been unable to interview with their barristers who are their only hope. In court proceedings, the chief prosecutor threw the worst charge—of spy. He delivered his charges and arguments for a long time and made the students, who don't know their mother tongue, lose consciousness.

Under this type of situation, our children can't deny the charges. When they are mercilessly punished to fulfill President Pak's order of one month, we can't help but think our children are being falsely charged.

We parents, concerned about our children's health and well-being, are asking for the support of our children. The cry us, their parents, is not enough, too powerless. Please, please help our children with your voices of concern!

※「母親よりの訴え」—『11・22通信第3号』(9/17)の第二面に訳文が掲載。

〔詩〕

不当逮捕者家族の叫び

白媛子

海を隔て
空を隔てて
ソウルのいずことも知れぬ
檻の中に玉光ノあなたは今
痛ましい捕われの人
冷たく重い扉に
無惨にもさえぎられ
遠く遠く
あなたは
引き裂かれていってしまった
ああ しかし
鮮やかに紅く肉体をかけめぐる血
あなたの中からに流れ
私の中からに流れる血だけは
玉光ノ
どんなに遠く裂かれようとも
まごうかたなく
同じ色、同じ温かさなのです
ある日突然に
全く 思いがけなく
そして 行方も知れず
玉光ノあなたは

ソウルの街角から
無気味な暗闇の中に
無理やり
引きずりこまれたのでした
憎むべき一九七五年十月八日ノ
行方を案じ、心配の上に
心配を重ねた日々……
不安と共に夜がおとずれ
わが子、わが弟を想う心を
さんざん痛めつけ
疲れた心をいやす間もなく
朝がめぐり
このようにして
二百日がくりかえされました
そして今日は
一九七六年五月二十四日ノ
弟よ
引きずりこまれ
閉じこめられたその日から
何かがあなたに襲いかかり
何かがあなたをたたきのめし
何かがあなたを
破壊しつくそうとうごめき

夜となく昼となく
あなたをせめつけ
さらにせめつけて
ああ どんなに苦しく
どんなに切なく
過ぎたのでしょうか
そして ある日
恐ろしい発表が
忘れもしない
一九七五年十一月二十二日
KCIA発表
学園浸透スパイ団
主謀者 白玉光
「北」のスパイと
あなたは、行ったこともない
「北」に行ったとされ
あなたが会った人びとは
指令を与えたり
与えられたりした人となり
街を歩き人と話をしたことが
スパイ活動をしたことになり
ああ あなたは

魔術師にされているのです

弟よ
あなたは
なぜ眼をえぐりとってしまわなかつたのですか
なぜ耳をふさいでしまわなかつたのですか
弟よ
あなたが
その頭脳を潰してしまわなかつたのか
「罪」なのです
「罪」なのです
面会も許されず
物的証拠は何一つとでなく
それでも超スピードで
裁判が何回か
そして
一九七六年四月三十日
二十八才の玉光ノ
ほほえみを忘れなかつたあなた
努力家だった 若くみずみずしい
あなたに
鉛のように重く ぽく
無気味に
死の宣告が

死刑判決が！

貧しく育っても
まっすぐで朗らかだったあなたに
「差別」にうちかち「同化」を
はねつけ、民族にたどりつき、
民族をにぎりしめたそのあなたに
「お母ちゃん」を「어머니」に変
えた笑顔のあなたに、死刑ノ
無実の
誇り高き玉光 あなたに
死刑とは

後記

どう表現すれば、この苦しみを伝えられる
のでしょうか。もう七ヶ月になります。
しかし涙を流して悲しんでばかりはおられ
ません。残された者の義務を忘れないために
も、もう二度とこんなことをくりかえさせな
いために。
一人でも多くの人に知ってもらい、一人でも
多くの人に良心と人道の声と力を期待した
く思います。

11・22「学園浸透スパイ団」テッチ上げ事
件「主謀者」とされた
白玉光の姉 白媛子

玉光を知るすべての人びと
玉光を知らないすべての人びとも
この無力な姉の
しかし 精一杯の さげびを
どうか聴いて下さい
助け下さい 大切な弟を
助け下さい 若いあまりに若い
弟を
助けて下さい 何もしてやれない
無力な姉を
ああ どうか
助け下さい 朝が来なければ
眠れない 衰弱しきった老母を

在日韓国人二世・三世の 母国留学制度について



(高麗大学の正門)

この制度は、私たち日本人が一般に理解している「留学制度」とは、少し趣きを異にしている。大方の日本人は、救援運動に携わっている者も含めて、「11・22事件」で始めてこんな制度が在日韓国人社会にあったのかと知ったはずだ。

この「留学制度」は、今から約十年ほど前に始まった。当時、総連系の朝鮮大学の認可問題が世間の耳目を集めていた。もちろん、民間側は派手な妨害を繰り返していたが、たゞ反対だけでは能かないとみたのか、何度か自分たちも「日本に韓国家の大学を」というような声もあるのだ。今後の救援運動の参考になればと思う、少し詳しく述べてみる。

代用として考えられたのが、この「母国留学制度」である。発症当初は、十二名しか応募しなかったが、その後志望者はうなぎのぼりに増加していった。その要因としては、大学を出ても就職口すらない日本の偏見と差別社会で母国への愛に目覚めたとしても不思議ではない。また、多感な二世・三世の青年たちが父や母の生地、見果てぬ祖國でさらに高度な学問を身につけようとしたのは自然のなりゆきであろう。加えて、韓国人として主体的に生きるのに必須の母国語を体得するのには、極めて好都合であった。

まず、留学志願者(日本で高卒以上の学力を有するもの)は、所轄の教育文化センターに届け出る。十二月初旬に簡単な筆記試験と面接に合格すると、翌年の四月には渡韓する。ちなみに留学生は、その年によって異なるが、この数年は、年に百人を超え、発症以来、千二百人余りになるといふ。また高卒と大卒の比率は三対一で、男女比は三対二ほどである。韓国に一步を印した留学生たちは、まず「語学研究所」に入學することから学園生活が始まる。ここは正式には「ソウル大在外国民教育研究所」といい、通常、ミン

グソ(研究所の意)と呼ばれている。いわば予備校のようなもので、在外韓国人子弟の母国留學生たちに、韓国語や歴史等(選択科目に理科英もある)を基礎から教育する機関である。研究所は、都心よりバスで四十分ほどのソウル大工学部の中にある。クラス編成は、試験の成績で能力別にA、B、Cと一、二、三十人とに組み分けられる。余談になるが、今回不当逮捕された留學生たちは全員Aクラスに組み込まれた。最も優秀な学生ばかりである。これは、優秀な力、という前世の発想図式がまだ残っている証拠であろう。

学園生活は、かなり詰め込み教育が行なわれ、物見遊山のような気分にはなれないという。また、語学的なハンディや過去に留學生主動の「スパイで、ち上げ事件」が相次いでいる等の理由で、本国の学生と友人になるのは難しいそう。十二月初旬に卒業式が行なわれ、これに先だって大学への入学試験があり、卒業生のほぼ半数が受験する。以前には日本で育ったという諸々の事情を考慮して、ほぼ全員が合格であったが、近年は厳しく、ここに入校のある医学部などは、教員しか合格しないそう

である。これは入学しても韓国語の講義に追いついていくのが困難で、一二年で脱落していくからといわれている。志望大学は、国立のソウル大、それに私立の雄、高麗、延世大が圧倒的で、女性に梨花女子大が多い。学部別では医学部を筆頭に、文学部(歴史や英文学)、経済の志望が多く、その他、理工や法学部も少ないが、また日本で大学を卒業しても、直接大学院に入るのは少なく、おおむね大学三年次から編入するのが普通である。

これら留學生がそれぞれの学園生活を快適に過ごしていることは、難しい。いくら隠蔽しても情報ファッシュ政治が醸成する空気は、一人ひとりを逼塞した空気に追い込む。日本で自由にものを考え、話し、行動してきた留學生には、それが耐えられないという。そして、その閉塞した社会状況で留學生らは、本国の市民と同じように、貝のように押し黙る習性を知らず知らず身につけている。たゞ救いは、留學生らは夏冬の休暇時に日本へ戻ってくることでできる。それは文字通りの命の洗濯であるといえよう。しかし、このことをして本国の学生からは「お前たちは帰る所があるが、自分たちは

はこの国しかない」と皮肉られる所以だそう。最後に元留學生のAさんの話を紹介しよう。「とにかく政治運動など絶対にできないというのが留學生全員の傷らざる感想のはずです。実際は、本国の学生からは、生活状況の差異や考え方の違いゆえに疎まれているという噂も聞かれます。またKCIAの回し者と思われる。一方KCIAからは、日本でアカの洗礼を受けていると常々晩まれ、監視されている。そんな立場に置かれている留學生がどうしてスパイ行為に及ぶのですか、祖國の機嫌は暖いと信じて、囚われの身となつた友人たちが不憫で……。」(Q・N生)

『11・22通信』
才2号(76.6.10)
11・22救援会発行
より

資料

広がる救援運動の輪

韓国で囚われた

日本人記者

太刀川氏の手記

KCIA(韓国中央情報部)のデッチ上げの手法

「週刊現代」より (一九六五年三月二十五日号)

CIAが太弁護士に圧力?

六月十三日昼すぎ、担当の眼鏡検事が拘留所に来てきた。起訴状を読んだ感想をきかせてほしいという。こんなでたらめな創作に感想も何もあつたものではない。日本語ができない検事は英語と韓国語をおりませで話した。

太刀川「起訴状にあるようなことを私は言ったことはないじゃないですか？」

検事「いや、これはまわりからの証言だ。趙直暉、早川、李哲、柳寅泰の四人が証言した。お前が否認してもムダだ。素直に認めれば出られる。今日弁護士面会を許可したから、しばらくし

れもちがいますよ。総連のスパイだなんて冗談じゃない……」とたたみかけると、彼は横の視線を「注意しなさい」とでもいうようにチラと見て、「でもね、趙直暉、早川、李哲、柳寅泰の関連調査をみるとみんな認めているのにあんなだけ否認したら誰を信じるか……?よく考えて……」

今思えば太弁護士が目で合図したのは深い意味があつたのだが、私はそれを察することができなかった。

その時は、あれ、これはおかしい? 検事と同じことを言うな、と思つた。第一回の面会では、「堂々とするものはある、

ないことはないと言いなさい」と言つてくれたのに、今は全く正反対のことを言う。屈伏せよ、ということではないか?

太弁護士は日本大使館が選任したと思ひこんでいた私は、こう考えざるをえなかつた。

「日本側の方針が変わつた。後宮大使(当時)は金鍾泌首相と親しい間柄と言われている。私たちが正論をはき当局と衝突することを回避して、日韓両政府間の交渉で解決するつもりだ」

日本大使館側が太弁護士に「けんかしないで穏便に裁判を終えて……」とアドバイスしたことは想像にかたくなかった。だが、後に獄中で学生に聞いたのだが、私選弁護士は全員裁判が始

まる前にKCIAに呼ばれて、裁判に協力するよう強要され、誓約書を書かされたともいう。多くの被告は経済的理由と自ら選任する時間の余裕がない(二次起訴された学生の場合には弁護士を選任せよとの通知から裁判まで、数日しかなかった)ことから、国選弁護士を受け入れざるを得なかつた。彼らの役割は「起訴事実を素直に認めて情状酌量を乞え」と学生達を説得するだけだつたようだ。安養刑務所で聞いた話だが、法廷での弁護士弁論では、被告人らが無罪を主張しても、国選弁護士は空しく、「何も言うことはありません」と言わざるをえなかつたという。

一方、太弁護士はかつての抗日運動の闘士でもあり、今も学生の間で圧倒的な信頼と尊敬を集めているので、KCIAとしても徹底的にマークしている人物である。学生らは私に太弁護士がついたことをうらやましがっていたことを考えれば、太弁護士にはこの間相当な圧力があつたにちがいない。KCIAの圧力に抗して、身に危害が及ぶ

のも恐れずに、献身的な弁護活動をしていただいた太弁護士には、今はただ感謝するだけだ。

しかし、当時私は政治的解決を期待するあまりに太弁護士の言葉の裏にある意味を読みとることができなかった。

韓国側は日本大使館に太弁護士という図式が頭の中にあつたのだ。

人が通りすぎてゆく。日本人観光客を乗せた観光バスともすれちがった。

ありふれた初夏の都会の風景をこの時ほどまぶしく感じたことはなかつた。車のドアのひとつむごうに、たとえ軍事独裁国家とはいへ、それなりの自由があるように私の目にはうつつた。

「日本に帰りたい。何が何でも日本に帰りたい」

ソウル市内の光景を見て、弱い気持ちで私の中をかすめた。

公判の二時間半前に国防部軍法会議に到着した。眼鏡検事がささやいた。

「裁判は簡単にすませよう。トランプは起こさなくていい。日韓間の政治解決はすでについているんだ。起訴事実を認めても判決は形式的に二、三年の宣告だ。しかし否認すれば死刑だ。裁判長は軍人で単純だ。スリースター(三星)中将でベトナム戦争でユギオ(朝鮮戦争)にも参加したたくさん人を殺してき

た。怒るとすぐ人を殺すクセがあるんだ。早川は協力すると約束している。趙直暉も李哲も柳寅泰も皆生き残りたいのだ。お前も生き残りたいのか。お前が否認して裁判が混乱すれば、裁判長はいつら日本人を二人とも殺してしまえとなるぞ。(ここだけ日本語で言つて、バーン、バーンと銃を射つジェスターをした)」

私は十三、十四日の検事の工作と弁護士の言葉を誤解したことによつて相当動揺していた。外部との接触は一切遮断されていて、判断し覚悟を固めるための情報はゼロの状態だつた。

日本とソウルの両家族はどうしているのか? 日本政府は何をしているのか? これらの断片的な情報は一方的に検事や捜査官の口からしか入ってこない。看守はこちらが何か尋ねても口をきかしてはくれない。

検事は日本の週刊誌をもつてきて、コラム「東京情報」の記事を私に見せた。見出しは「日本国憲法は万国共通ではない」とあり、検事はその記事を指さしながら「日本でもお前たちの行動は軽率で、外国の法律に従うべきだ」という見方だ」と言つた。S誌の論調は知っていたが、一瞬、弱気になつた。

法廷で否認すれば死刑だ

翌十四日午後、今度は国防部軍法会議検察部に呼ばれた。眼鏡検事は私を進行してきた係官を外に出し、部屋の中には、私と二人だけが残つた。内側から鍵をかけた。懇談調であつた。「私の上官(国防部長官とKCIA部長)も非常に神経を使つている。お前が素直に認めてくれれば、韓国政府の顔も立つ。私の立場もよくなるし、お前も釈放される。日本政府も国民を納得させることができるじゃないか」

検事やKCIA係官がたびたび口に出したのは、「韓国政府の顔をたてる」という言葉であつた。

検事は私の機嫌をそこねないようという配慮か、特別にソウルロンタンという韓国の米スー

プを外の食堂に注文してとりよせた。食事の時には窓が開けられた。窓の外は緑の木々や風にそよぐ葉でさえも私にはまぶしく明るすぎた。自由がすぐ窓の外にあるんだという気がした。

翌六月十五日、第一回公判の当日。開廷の予定は九時だつたが午後一時に延期された。十時になると国防部から幹部用の外車が拘留所まで迎えにきた。車中を何重にも太い紐でしばられ、手錠をかけられた時は屈辱感が熱くなつた。

車は拘留所を出ると独立門をすぎ、ソウル駅を右に進んだ。ソウル東急ホテルの細長いビルが左側にそびえていた。市内の光景が窓の外に流れる。ミニスカートの若い女性や色とりどりのシャツを着た、自由な、韓国

私は考えをめぐらした。協力するとはウソをつくことだ。自分の心を偽ることだ。

学生運動の目標が民主回復にあるのに、共産主義政権樹立を計画していたと認めることだ。それは又、学生に取材した際に「北から武器入手などできるのか?」というきわどい質問をしたのだが、それを「武力蜂起に必要な武器は北から供給を受けるよう努力してみよう」と言つたなどと拡大解釈されても、容認することをも意味した。

他の四人もウソを承知で、芝居の脚本を読みあげるように、KCIA作成の起訴内容をスラスラと認めるというのだろうか。私が起訴状の文面に目をお

としてみると検事が促すように言つた。

「簡単な話じゃないか。それに早く結婚式を日本でやりたいだろう。否認すれば、お前の妻にも影響するぞ。われわれは何もしないやつでも死刑にすることもできるんだ、という事を忘れるなよ」

見上げると、検事の額の上にアブラ汗がにじんでいる。検事も筋書きどおりの供述を得るために必死なのであろう。

何とかして生きたい。

検事は執拗に妻のことに言及するが、こいつらは、本当に何をしてくるかかわからない。しかし、汚い手口を知つてはいても囚われの身に今、何が出来るだ

ろう。何となくでも生きて、こ
こを出なければ……。押し問答
が二、三時間続いた。私は押し
切られた。

「わかった。協力する。しか
し、武器入手法や日本共産党
学生との連絡云々については絶
対にイヤだ」

できる限りの抵抗をしよう
と努めた。が、検事は私が協力す
るハラをきめたとして、強気に
出てきた。

「それが一番大事な所だ。それ
を認めなきゃダメだ。いいか、
今から法廷でする質問事項をあ
らかじめ言っておく。答え方も
こちらが指示する。それ以外の
余計な事は言うな」

起訴状を前にして、検察官が
起訴状の文章を断片的に読みあ
げるから、そのつど、はい、い
いえ、と簡単に答えること。火
炎ビン云々の学生たちとの会話
は事実が冗談話だらけだったが、
検察官問では冗談話だったと言
ってはいけない……。などと指示
された。弁護士尋問は適当に答
えておくこと。細部では、ニー
アンスががちがってもかまわない
が、大筋を是認すること、など
とも言われた。

この時期は、検事の強気一本
やりと対照的に、私のほうは板
を転がらされてゆくような従順さ
におちいっていた。

検事 本当は日本での行為(金
大中先生救出委員会への出入り
と雑誌での朴政権批判活動のこ
と)も起訴したかったが、そ
れはできなかった。韓国に入学
した時点からの全ての起訴事実
を認める」

日本での取材活動がなぜ韓国
検察当局の起訴の対象になり
るのか？ 要するに気に入らな
い人物は、どこにいても運行、
処罰できると考えている証換で
はないか。金大中事件はそうい
うKCIAの感覚からひきおこ
されたものではないか。

私は何も金大中氏と個人的関
係をもっている者ではない。七
三年三月、東京ではじめてイン
タビニョーシ、その年の八月、K
CIAに拉致された後に、ソウ
ルに飛び、十月末(軟禁解除直
後)と十二月中旬に取材で金大
中氏宅を訪問したことがあるだ
けだ。

しかし、現在でも金大中氏と
彼を支持する朴政権批判グル
ーは朴政権にとって一番頭の痛
い相手であった。

私がうけた軍事裁判は、私が
それまで金大中氏とも三度にわ
たつて面談し、取材した活動を
裁くものでもあり、朴政権に批
判的な日本の世論やマスコミへ
の報復行為でもあったと今考え
ている。

拷問の形跡を探る父の視線

国防部の敷地の一番奥まった
小高い丘の上に軍事法廷があっ
た。検察部のわきの小さな緑色
のバラックが法廷である。わず
か十坪程の狭い所だ。先導の監
視員が扉をあけると父の顔がす
ぐに目に入った。弟(明)がい
た。妻がいた。

「正樹！」と父は大きな声で呼
びかけ、私の身体に拷問の跡が
ないかと確かめるかのように、
一心に目をこらして私を見た。

私語は禁止されている。太弁護
士が「大丈夫？」と近寄ってこ
ると、警備の二人の看守が、「ア
ンデ(だめだ)」と叫んだ。

被告席にすわらせられた。時
おり、うしろを振り返る。私を
取り調べたKCIAの係官もい
た。妻の顔は睡眠不足と心労の
ためか、むくんでしまっている
ようだ。大きな目と私の目があ
った。しばらくすると妻は、涙
をこらえようとしたのかうつむ
いてしまった。弟は心配するな
どもも言いたそうにうなずいて
いる。

カーキ色のヘルメットを目が
かかれるまで深くかぶった若い
ガッシリした体格の憲兵が両側
に立った。右腰にはピストルを
さげている。中央にマイクが一
つある。

法廷に入ると父がニコニコ笑っ
ている。妻も心なしか元気な表
情にみえた。妻李相淑の喚問は
中止されたのだ。帰国後に聞い
たことだが、検察側に証人喚問
されても、妻は陳述を拒否する
つもりだったという。今考える
と、妻の口から私を有罪に落と
し入れる言葉をはかせるという
汚いやり口は日本のマスコミが
反発する動きがあり、察知した
当局が素早く、喚問を取り下げ
たという経緯だったようだ。

台おかれていた。憲兵は法廷内
に五、六人いて、外側にも五、
六人が警備している。

「いったいなせオレはこんな所
にいるのか？」

横にすわっている早川さんを
見ると、彼は興奮と不安をおさ
めるかのようを目をとじたまま
だった。

開廷五分前、検事が二人、正
面左側の席に立った。韓国では
取り調べた検事が、そのまま法
廷にも立つから、権限が強大で
ニラミがきく。眼鏡検事が私を
見た。「いいか、わかったな」
とでも言いたそうだった。

「イルトン・キリップ！(一同
起立！)」

憲兵が叫ぶと、法廷内の全員
が起立し、審判官を先頭に五人
の裁判官が入廷した。最後には
胸に色とりどりの勲章をつけた
軍服姿の裁判官があらわれた。
精悍で目つき鋭いかに軍
人らしいタイプだ。憲兵が再び、
「コンバン・ジュンビ・クッ!
(公判準備おわり！)」

と叫ぶと裁判官はわれわれに
対して右手で敬礼した。検事か
ら、「人殺しの好きな単純な軍
人」と言われていたその男だ。
公判は通訳人選任、人定審問、

上告理由書によって明らかな
ように、早川さんは、第一回公
判前日の六月十四日、拘留所内
で担当検事によって李哲、柳實
泰両君と会わされ、裁判でケン
カするより、おとなしい態度に
出るようにと、(検察官・KC
IAの工作によって)彼らから
忠告をうけたことを明らかにし
ている。

一番後、李哲君は、「趙直暉
だけが悪いのではない。検察側
のワナにひっかかったオレたち
も悪かった」と早川さんに語っ
たという。

李哲君らは、検察側から「起
訴事実を認めれば、判決は懲役
十五年、実際には一年で出して
やる。二次起訴予定の学生らも
釈放する」という期待感をも
たされたらしい。(李哲君らは
最終陳述では堂々と闘った)

この茶番劇に参加してしまっ
た限り誰をもせめるわけにはゆ
かない。だが、趙君の陳述をき
きなながら、何とかなければ、
という気持ちも動いていた。こ
の日出廷する前に検事からは、
「質問は一切してはいけない」と
と禁じられていた。だが、
一言でもしゃべっておかねばと

起訴状朗読、検察官問と相手の
シナリオ通りにすんだ。眼鏡
検事は公判終了直後、快心の表
情をうかべ、興奮のあまりか、
法廷の家族のいる前で私に、「チ
ャル・ヘッソ(よくやった)」、
言った。辱しさと怒りで涙が出
そうになった。これは痛恨事だ
があるが、法廷での私たちの証言
が即座にテープにとられるとは
想像もつかなかった。

私が韓国の民主的学生運動に
大きな迷惑をかけた点はこのこ
にある。私は早期の政治的解決
を信じていたし、軍事裁判その
ものが茶番劇でしかないことを
熟知していた。とにかく出るこ
とが先決だった。

裁判を、政治的解決のため
の単なる手続き、つまりひとつ
の儀式と考えていたから、検察
官のシナリオに「協力」もした。
そのウソの発言が学生たちを裏
にかけるための材料として再
び、KCIAに利用されると思
ってこなかったのだ。

学生たちの警察指名手配が、
私が進行される以前の三月二十
九日に既になされていた事実を
考えれば、私たち日本人二人の
逮捕がキッカケとなって、韓国
学生がいもづる式に逮捕された
というようなことはあり得な
い。どだい私は彼らの所在地を
一人として知らなかったのだ。

私(趙君)への質問によって十
二月二十四日、二十五日の李哲
君らとの会合があくまで前もっ
て彼らに断つたとおりに、取材目
的であったこと、そして、会見
の内容は記事化する前で見える
約束をしておいたことなどを明
らかにさせた。と考えている。

公判が終わる、検察部事務所
にいと眼鏡検事が真っ赤な顔
をしてやってきた。開口一番、
「なぜ質問したんだ！ あの質
問では、お前は煽動じゃなくて
取材したのだと言おうとしたの
だらう？」反省文を書け」
と私に迫った。公判の前にも
検事は、「この裁判は単なる手
続きであり、ショーだ。裁判長は
恐い顔をしてお前を見つめ、お
れはお前をやっつける。しかし
裁判が終われば、皆家に帰って
休むんだ。お前も日本に帰れ
る。ただおとなしくしていろ」
と再三にわたって裁判への協力
をさとした。帰国後、妻が私に
語った所によると、その同じ
日、軍法会議からの帰り道で、在
ソウル日本大使館の手島一等書
記官は同行の韓国人通訳に、あ
きれて、あいた口がふさがらな
いという表情で、「ショーだ」と
語っているのを聞いたとい

検察側証人として妻が……

六月十八日第二回公判。証拠
資料提出、証人採択があった。
証拠物件として、私が柳實泰君
からもらったビラ、ソウル大の
デモ現場でとったフィルム、週
刊現代十一冊、潮「金芝河イン
タビニョーシ」が検察側から提
出された。

検察側証人として趙直暉君が
出ることは当然予期していた。
彼は証人台に立ち公訴事実を認
めることを条件に不起訴になり
自由の身になっていった。後に早
川さんから聞いたのだが、趙君
は、四月二十六日私達がソウル
拘留所に入れられてから証人喚
問の当日まで、ホテルに確保さ
れていたらしい。

だが、一番で検察側の主張を
容認したために、KCIAの狙
いにはまって、学生たちに、ア
カ、のぬれぎぬを着せるための
傍証を与えてしまうという予想
だにしまかた結果になつてし
まった。

帰国後、金芝河氏が私たちに
批判する発言があり、波紋をよ
んだ。私は自分の行為について
思い返すたびに腹がにえくり
かえり、情けない気持ちで自分
を責めている。一日も早く民青
学連事件の真相を解明する手だ
てとするために、現在この手記
もつづけている。今後の行動を
通して彼らの批判にできる以外
にないと、今は思う。

証人として出廷させようとい
うのだ。……起訴状では、
「……妻李相淑の前で、デモを
するのになぜ五年以上の懲役で
あり死刑なのか？」このよう
な措置は反民主的であり、自由
の抑圧である、などと同措置緊
急措置四号を誹謗しつつ……と
となつてゐる。妻との会話を
とらえて、緊急措置に違反した
として、日本人を追いこむため
に、弱い立場にいる韓国人の妻
を証人台に無理やり立たせよ
うとするKCIA(軍法会議)
のやり口には言葉には言い表し
得ないほどの怒りを感じた。

ショックだったのは妻李相淑
の喚問が裁判官から提起された
ことだ。しかも私を弁護するた
めではなく、私の「犯罪行為」
を糾弾させるために妻を検察側

然としていられる朴政権軍法
会議とはいったい誰から人を裁
く権利を得たというのか。際限
のない残酷さにただただ寒気を
感じた。
六月二十一日、第三回公判。

これほど人間を踏みつけて平
然としていられる朴政権軍法
会議とはいったい誰から人を裁
く権利を得たというのか。際限
のない残酷さにただただ寒気を
感じた。
六月二十一日、第三回公判。

趙君は検察官尋問に対して、
起訴状と全く同一の内容をす
すらししゃべった。「共産主義
政權」「労働政權」「ゲリラ」
よくもしゃあしゃあししゃべ
ることができたという怒りが
こみあげてきた。しかし、その
怒りは私自身にむけられたもの
でもあった。実際、私自身第一
回公判で、検察側の用意した起
訴内容を、学生との会合が取材
目的であること、郭東儀氏から
の指令などはなかったことなど
を除いて大筋で是認してしまっ
たではないか。趙君ばかりをせ
める訳にはゆくまい。私も早川

う。はからずも日韓両政府当局者が「裁判はショーだ」という

辞書にひそめた暗号の文字

第三回公判後の六月二十四日頃、従兄の太刀川敬一から英語と漢字の辞書が差し入れられた。四月二十六日からほぼ一月間は本の差し入れが全くなく、毎日狭い便所の窓から庭のハトをながめるだけのくらしが続いていたが、その頃は、二週間一回、本や下着などが届けられるようになっていた。

漢字をながめ、ペーシをめぐっていると、「供述」という文字の下にうっすらと鉛筆で「くつがえせ」とかかれていた。胸が鳴りはじめた。さらにペーシをめぐった。「取引」という下には「するな」とあった。「懐柔」の下には「されるな」の文字だ。多分、これは従兄が自ら書いたものだろうと思つた。私は混乱におちいって、独房の中を歩き回った。

私は当時、弁護士と言葉を日本側の方針と解釈していたので、弁護士と言葉と、肉親が書いたにちがいない辞書の言葉と、どちらを信じてよいか迷つてしまった。裁判で私の発言が許されるのは最終陳述だけだ。ここで反論せよという意味だろう

ことをもらしたことになる。

が、とにかく弁護士に会おうと保安課長に弁護士面会を要請したが結局拒否された。六月二十六日昼すぎK CIA六局に呼ばれた。係官は、「一番がおわつたら日本に帰れますよ。判決が死罪でも大統領が許してくれます。あなたの女房さんいい人ですね。お父さんも元気で、一番がおわつたら解決できるよとよここんでいましよ」と言つて、食事をすすめた。

係官のいう「死罪」といい、「女房さん」といい、硬軟をたぐみにつかひわけけるK CIAの象徴的な表現だつたと思う。六月二十七日、公判日ではなかったが、軍法会議検察部に呼ばれた。二人だけの部屋で検事は新聞をチラと見せた。記事内容は、金鍾泌国務総理が日本人記者と会見したものだ。

「金大中氏の出国問題は裁判継続中であり、行政府は関与できない。日本人二名の問題は、裁判が終わるまでは何も言えないが、本人達が悪かつたと反省する場合には情状酌量を考えることもありうる」

この手紙は去る二月十四日、東京で「カトリック正義と平和協会」(代表 相馬信夫)主催の記者会見の席上、公表された。

【解説】

昨年十一月二十二日、いわゆる「十一・二二留学生スパイ団事件」が、デッチ上げられたが、その後、ソウルではCIA(韓国中央情報部)CIC(陸軍保安司令部)による主に大阪府下在住の在日韓国人留學生の連行事件が続発し、その多くは今も獄中にある。

これらの事実と、幾多の危険を冒してソウルよりもたらされたこの手紙の内容とを、併せ考えると、韓国治安当局者が近々にも大々的な「スパイ事件」のデッチあげを画策しているのは明白である。又、これには「三、一民主教団宣言発表事件」を恣意的にからませて弾圧する可能性もある。

ある陰謀
ソウルからの手紙
いふまでもなく、数十名の学生たちを拘束して、新たに大規模なスパイ事件をデッチあげようとしている。現在までに確認された内容はその通りです。

某氏(特に名前を隠す)が保安司令部に連行され二日目に出来たことがあり、当時まで逮捕のラ・ビョン・シク(羅輝烈)君(ソウル文理大生、緊急措置四号違反により無期刑の宣告を受け、昨年二月一五日に釈放の居所を教えると脅かしたと伝聞され

私は金大中と日本人二名を交換条件にして政治的解決をするのか、とが思いを味わった。検事は、その記事をもとに、「日本人二名の問題は行政府が解決する」ということは法的には、軍法会議が終わると十日以内に軍法会議管轄官(国防部長官)の確認書が届く。管轄官は刑の軽減や執行免除を命令でき

七月十二日、第四回公判。事前に検事から最終陳述の内容を指定された。要するに、我々の軽率な行動を反省し、日韓両政府によりしくお願ひする、というものであった。

検事の論告の口調は厳しかったが、内幕を知っている本人にとっては白々しいものでしかない。求刑は懲役二十年、資格停止十五年であった。馬鹿々々しい。後列の傍聴人席からは涙をすすりあげる声がかたかた

その夜はさすがに気分が悪く天井を見上げたまま眠れずいた。深夜二時頃、K CIA職員が独房の前にやってきて「(求刑は)何年もらった? 気分はどうだ?」などいや味を言った。七月十五日判決。求刑通りだ。検事は用済みだ、とてもいう表情をしてそつけない。検

お前達は管轄官措置によって釈放される」とはつきりと言った。元来、被告人というものは検察官の言うことなど信じるわけがないのだが、他の情報を一切与えられないとどういいうわけか、検事の言うことに傾斜してしまうのも事実だつた。

獄中で耳にした文世光事件

察側ベースで一番は終わった。屈辱感だけが残った。何とか自分自身を回復できないのだろうか。このままではたとえ政治的解決がなされ、日本に帰れたとしても、自分の良心を裏切ったままではいか。何とかしなければ。控訴して事実を全部ぶちまけるしかない。

しかし、K CIAはそれほど甘くはないだろう。こちらが一步譲歩すれば、さらに譲歩をせまってくる。K CIAは政権維持のために金大中氏をイケニエにし、学生や人民革命党と呼ばれている人々をイケニエにした。イケニエがなければ政権維持はできない構造になっているのだ。今後、K CIAは新しいイケニエを求め続けるだろうと思つた。一審判決の一ヶ月後に格好の材

料がとびだしてきた。文世光事件であった。(以下次号)

私は祖国を弾劾する

伊 桑 尹



尹伊桑氏の略歴 国際的な前衛音楽作曲家。一九一七年、韓国・慶尚南道生まれ。五五年、『弦楽四重奏曲第一番』と『ピアノ三重奏曲第一番』で、ソウル市文化賞受賞。五六年渡仏、五七年から西独・ベルリンで作曲活動に入る。六七年六月、韓国の反共法、国家保安法違反容疑で、KCIAにソウルへ強制連行され、獄中生活を体験。その後、西独国籍を得、現在、西ベルリン国立音楽大教授。獄中で書いた『胡蝶の夢』は代表作の一つ。

それで警察での拷問が日増しにひどくなっている。KCIAの拷問が、電気拷問、飛行機、いわゆる陸戦、海戦等、多様であつても外部に傷をつけないが、反面、警察での拷問は、殴打、膝にカン棒をはめふみつけ、ツメをはがす等、外部に傷をつける残忍なものである。

最近、南部軍の留置場にて釈放された人たちの話によると、去る一月一八日、不発に終わったソウル大のアモに連行して拘束されたウォン・ヘンヨン(元憲兵、二五歳、ソウル文理大生)、バク・インヒョ(元仁塔、二五歳、ソウル文理大生)君らは、獄中が傷だらけで顔の見わけがつかないぐらいに拷問を受けた。元君と朴君は、七五年の四月、「ソウル大」に連行(緊急措置九号発布以前)、「集金及び示威に関する法律違反」で拘束され、去る一〇月末に執行猶予判決を受け、釈放された。

釈放されてから一週間に再び一月一八日の前記アモに連行したとしての報復をうけているのは知らないが、外形的にも、たたくに足る程に警察署で殴打されたことだけは間違いない。

木曜日折獄会では普通、しぼられた手の折り、利の歌、等が合唱された。家族たちの現況発表などが後に、折獄会が普通であるが、もしも自由な状態では折獄会が開かれるならば、その場所がどこであろうかと思われるばかりに集まることである。このようにして開かれる折獄会でも、事前に情報部に発表される道に立ちまはらば、折獄会の参加を除去、又は、参加する学生を連行して、折獄会を閉鎖する。折獄会が閉鎖された場合、折獄会を再開する。折獄会が再開された場合、折獄会を再開する。折獄会が再開された場合、折獄会を再開する。

この場は正に「正義の審判場」であることとを感ぜさせ、恐れることなく真理と正義の言葉を説教される。「ペンフェール」の告白の教会運動の一端と言われるこのガリヤ教会の呼びは、音もなく近隣に伝達され全国に波及し、言論が統制されている中で新たな消息と情報と交換されることでもある。

- 【註】
- この手紙は「世界」七六年四月号から転載した。尚、傍線を引いている人名は「三、一民主救国宣言発表事件」で逮捕された人士達である。
- ① 番号を付した人達は、「11・22事件」で康宗憲氏と共に公判をうけた人たちである。(文中と少し氏名表記が異なるが、この註での氏名の方が正しい。)
 - ② 康宗憲(25才・ソウル大医4年) 死刑(求刑死刑)
 - ③ 徐光兌(24・ソウル大医4年) 刑15年(求無期)
 - ④ 朴鍾烈(26・会社員、高麗大経卒) 刑10年(求15年)

- ④ 全盛煥(23・ソウル大医4年) 刑3年(求10年)
- ⑤ 黄惠憲(23・ソウル大医4年) 刑3年(求7年)
- ⑥ 陣観普(22・ソウル大医4年) 刑2年(求3年)
- ⑦ 黄承周(26・元ソウル大医) 刑3年(求3年)
- ⑧ 李寅洙(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑨ 宋君植(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑩ 鄭弼鉉(23・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑪ 張武煥(23・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑫ 金永勲(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑬ 李根厚(26・元ソウル大医) 刑1年(求1年)
- ⑭ 羅炳湜(27・元ソウル大文) 刑8ヶ月(求1年)
- ⑮ ⑯の人達は、執行猶予がついた。⑰⑱は、「民青学連事件」(七四年四月)に連座し、羅氏は死刑、李氏は10年刑の判決をうけ執行停止中であつたが現在は再拘束中。

朴政権の圧制にあえぐ無告の民に代わって

「朴政権の圧制と独裁は、単なる韓国内の問題ではなく、世界の平和に対して重大な脅威をはらんでいる」とする人びとが、韓国問題緊急国際会議に集まった(八月二二、二四日、東京)。参加者は韓国、日本はじめ、アジア、アフリカ、欧米一六カ国の平和運動家たちで、「非同盟国」の立場から、「民主回復」を目ざす韓国民衆にむけて「何か」をしなければならぬ、と結集したのである。

「平和運動家」といっても、文学者、生物学者、牧師、ジャーナリスト、国会議員など、さまざまな活動分野と皮膚の色をもった人びとであり、朝鮮問題の「公正な解決」を求めて発言と討議を重ねた。なかでも衝撃的だったのが、「朴政権の最も残酷な被害者の一人」、作曲家・尹伊桑氏の祖国糾弾の証言である。尹氏は韓国の現状をえぐると同時に、それが日本人自身の問題に直結することを明らかにした。

「この発言で、すぐ事態が動くとは考えない。ただ、自分としては今これをいうことが、行動の第一歩なのです」という氏に、「思いついた」を語ってもらった。

(編集部)

——七四年の来日の際、日本人に訴えたことと、現在訴えたいこととの共通点、相違点は？

尹 あのとときは、私は十分自購するつもりで、日本人に対して言いたいこともあまり言わず抑えていましたし、ぼくの過去の一身上の事件の限度内で話しました。金大中さんのことについて問われたとき、「日本は民主主義の国家である。民主主義が日本の社会を支えている限り、その力で原状回復ができるだろう」ということを言いました。

しかし、いまに至るまで私の希望は満たされていません。それは、日本の民主主義の中に実は大きなガンがあるからですね。そのガンはいまちょうど、ロッキード事件という形で表面に出てきています。だから、これを切つてしまえば日本

の民主主義が健康を取り戻すんじゃないか。ガンの手術の後にくる民主主義の力を信じています。日本も、アメリカも、第三世界も、政治的な情勢は大きな転換点にさしかかっています。アメリカでは大統領選挙が迫っています。国連総会が目前にある。それから、スリランカでは非同盟諸国の会議もひらかれた。また日本では、大きなスキャンダルが起こつていて、これは韓国の腐敗政治と密接な関係を持っている。

その意味で、こんどの会議を通じて、その腐敗政権を直接支えている日本の政権の実態があらわになることによって、そういう日本の大きな力と野合していた韓国政府の腐敗性もさまざまな形で表面に出されました。

朴大統領は、政権を取ってから着々と

地盤を固めてくれる親分が必要だった。それを日本で探し出したわけですね。また、その親分は最も都合のよい子分が必要であった。そういう意味で野合したわけですね。それが一九六五年からだんだんと表面化して、いわゆる「韓日会談」を政府が強行しようとしたとき、学生、知識人、一般民衆の間で大きな反対運動が起こりました。

けれども、不幸にも私たちの「西独留学韓国人蒸発事件」というのが起こって、当時の朴政権に反対する韓国の民衆運動は壊れてしまったんです。そして、このときの成功を土台に、朴政権は着々と、巧妙でしかも非人道的な手段を通じてその支配を永久化する体制を固めていった。そして、日本の経済的な勢力はそういう好都合な韓国の社会的、政治的な状況の中で、すくすくと伸びていったんです。

言いかえれば、もし私たちの事件が当時起こらず、一九六七年の大統領選挙をめぐる最も大きな不正に対する一般民衆と学生の運動が勝つたならば、おそらく韓国はその後、ほかの道をたどったのではないかと思えます。

「政治人間」ではなかった

——ご自身の拉致事件が起きる以前から朴政権に対して批判的だったのですか。

尹 そうです。私はヨーロッパに行つて二〇年ばかりになります。一九五六年にパリに行つて一年勉強して、それからベルリンのホッホシュレ(音楽大学)を卒業しました。それからずつと作曲家として活動するなかから、西独留韓国人会の会長をしたから、留學生の運動を指導してきたわけなんです。そのときの運動は、将来の韓国の政治や経済を学術の面において検討して、長期的にどういう将来を建設していくかということとを真摯な態度で考えるというものでした。しかし、自然と知識人たちは朴軍事政権を批判しはじめ、私とその先頭に立っていたわけですね。

なぜならば、軍隊が武力で政権を奪うことがそもそも非民主的なことであつて、しかも当時の軍隊の知的程度ではどういふ政権を維持できないかということを見ていたからです。また、朴正熙という人間の価値も、いろいろな情報でそのころから知っていました。

彼は、表面では大胆な政策で建設を進めるようなことを言いつつながら、他方では反共主義を出してきた。「反共を国政の第一とする」というような意思表示を出しましたね。彼の政策はすべて幼稚きわまりなく、しかも時代に逆行してしまつた。

彼は、政権を民間に譲るといふことを何度も公言しながら、中央情報部、KCIAという大きな団体をつくつて、それ

を拡張して、いつの間にか一つの大きな警察国家をつくつていったんです。私はそれを最初から懸念していましたが、だんだん実行に移されてきたので猛烈に反対しました。

ぼく自身は、実は政治的にアクティブではありません。ただ生来、情熱を持った人間で、しかも正義感の強い者だと思つています。だから、何も政治家になるつもりでやつたわけではありませんが、私は日本帝国時代から監獄に入れられ、拷問を受けたこともあります。

ぼくが朴政権にどういふいきさつで引っぱられていったかということは省きます(本誌七四年九月一三日号「民族の悲劇を越えて」参照)。が、とにかく、無罪であるというのでも愚かしいほどなんです。まず、政治問題、思想問題については犯罪というものはありえないとぼくは断言したい。思想問題は、どういふ政権が支配しているかによつて罪にもなるし、愛国的なものにもなるわけなんです。だから、流動的なのは法なのであつて、思想自体じゃないと思つています。とがめられるのは思想自体であつてはならないということですね。

ところが、いまの韓国政権は、だれそれが考えていることは自分たちの気に入らない、それは危険な要素があるとして罪にして処罰するわけですね。彼らは思想的に国民に影響を与えたり指導力を発揮することができない。こういう鈍感

で、しかも幼稚な政権にとつての一番大きな資本は監獄なんです。商人は、資本が大きければ金も力がたくさんできる。独裁者にとつて何が資本であるかという、抑圧です。抑圧の武器は監獄ですね。気に入らない人はだれでもぶち込んでしまふんです。それから、たまた出して罪をつくるんです。そして、その人間の精神と身体を壊してしまふ。こうして、彼らは最も安易な方法で政権を維持し、拡張していきける。

人の資本や財産を管理するために、ひどい圧迫をもって人民を抑えて、その目的を貫徹しなげななかつたんです。こうして、今日、愛国的な人々々が投獄され、人民は生活に苦しみ、それから社会や経済の秩序は混乱の極に陥っているわけです。

私はソウルに拉致されてから初めて、韓国には国家保安法と反共法があることを知りました。ごく普通の言動も、韓国では大きな犯罪となるわけです。私はK CIAに拷問をされて初めて、韓国の当時の現状の目から見れば、自分がどれほど大きな罪を犯しているのかということを知りました。それから、毎日毎日自分が見たり聞いたりしたことは、みな驚くべき事実でした。というのは、民心がすっかり反共一色にさせられているんです。また、監獄の中は政治犯で満員でした。

その政治犯は、高度な政治的理想とか理念をもって入っている人ばかりじゃありません。最も平凡で単純な農民とか市民、学生、家庭婦人という人たちが、変な理屈で監獄につながれ、さんざん苦しめられていました。

無名な人びとの悲劇

たとえば、選挙のとき隣の人に代理選挙をしてもらった何も知らないおばあさんが、人に頼んだという罪で六カ月間、

裁判を待っていました。あるいは「朴正熙のばかやろう」という言葉を口に出した医大の学生が、大統領冒瀆罪ということでこれも六カ月間、自分の裁判を待っていました。

また、私が釈放されるまでにたくさんデモがあつて、そのたびに大勢の学生が連れてこられました。その中の何人か、あるいは何十人かは長くつながらたり、刑を与えられたり、死刑に就いたりしました。純粋な青年の熱情で、一回こぶしを上げたとか、あるいは叫んだとか、友達と社会主義の本を読んだとか、ことごとくでね。

そのほかにも、私はたぐさんの青年たちが、北からの工作者だということで引っぱられてきたのを見ました。ところが、その人たちが親戚を訪れるとします。向こうも食事を与えたり、別の親戚へ連れて行く。そこからまた別の親戚へ連れて行く。

そういうようにして、一人が北からの「間諜」とみられれば、本人は必ず死刑にされます。しかも、その人が一回でも通った足跡のあるすべての人、親類ばかりではなく、道でその人と話をした人まで捕まえてしまふんです。しかも、その一人一人は政治犯として取り扱われ、独房に幽閉されます。

これもよく韓国に帰ってから知ったんですが、反共法に不告知罪というのがあつたんです。当局に告げない罪というこ

とですね。で、そういう人たちは少なからずとも六カ月幽閉されて、予審を経て、最高五年までの刑を科せられるんです。たとえば、ある農民の一家が捕まると、ソウルまで連れてこられたとします。そうすると、だれが農作物をつくりますか。それから、弁護士を頼まなければならぬ。しかたがないから牛を売ります。田畑を売ります。監獄の中でも金がいります。家も売らなければならぬ。そして六カ月間、お父さんも入り、お母さんも入り、娘も入り。

運よく六カ月の予審を経て、無罪というのにはほとんどありませんが、執行猶予というので釈放されても、行くところはない。どうやって生活できますか。そういう人たちがたくさんいました。

死刑が決まった人は、死刑の判決の日から手錠をはめられます。寝ているときも起きているときも、手錠をはめられて生活しなければなりません。そういう人たちは私をたくさん見ました。

それから、思想的な理由で死刑を言い渡された人で上級審を待っている人もたくさんいました。つまり、政権がもしかすると変わるかもしれないという希望をもって、控訴、上告するわけです。地方裁判所から高等裁判所、大審院へいくまで、自分が延命されるからですね。そういう人たちは手錠をはめられ、一日五分の運動時間以外は小さな部屋に閉じ込められているんですが、ぼくは一〇年もそう

いう生活をした人を見ました。その人たちは弁護士を通じて根気よく、いつもいづも書類を出したんですね。監獄では人間が最低限の生命を維持するために必要な栄養しか与えないから歯が抜ける。髪が抜ける。ほとんど人間とは思えないほど姿が変わった人たちがいました。

拷問もかなり行われていたんですね。尹 日常茶飯事です。屈辱的で思ひ出したくないが、ぼくも、丸裸にされて三日間も天井から逆さに吊るされる目にあつた。ぼくが最初K CIAに連れていかれたときには、深夜にところどころの部屋から、地獄の悪魔のさけび声のようなものが聞こえてきました。K CIAや警察の拷問のやり方は、日本の朝鮮総督府時代から直接うけつがれたもので、それに近代技術を加味した手口です。ぼくは西洋で発展途上国の人たちからいろいろ聞きましたが、その中でも、韓国は最も恐ろしい拷問をやっている国の一つですね。

裁判所はどうなんでしょうか。尹 ぼくの例を言います。私たちの事件のときには、三十八人が裁判を受けました。ところが、そういう人たちは例外なく拷問によって強要されて罪をさせられたわけなんです。脅迫と強制のために、「もう何でも書け」という気持ちで調書も向こうが書くのをほったらかしておいた。最後は拷問で拇印を押させられます。

ね。ところが、後になってそこに書かれたことが事実になってくるわけです。

そりゃあ、韓国の刑法では被疑者の自白だけでは罪が成り立たないんだという明文があります。しかし、その明文は現実的にはウソなんです。全然証拠のないものでも拷問でつくり上げられた起訴状が裁判所では証拠になります。裁判所で、なんぼそれを否定してもむだでした。ぼくには三人の弁護士がついていましたし、ぼくたちの事件には一流の弁護士が大勢ついていました。彼らは一生懸命にぼくらの無罪を主張したが、一つもそれは通らなかつたんです。

なぜなら、そのときは検察がK CIAに強制されて求刑したし、判決を下す裁判官が、K CIAによって判決の日まで三日間、ホテルに軟禁されて、検事が求刑したとおりの判決を下すことを強要されたんです。

私は不幸中の幸運な例

—それでも先生が釈放されたのは？
尹 私は裁判を三回受けましたが、三回とも死刑を求刑されました。私は彼らが主張するスパイ行動をやったことは一つもありませんし、韓国の反共法から見ても私の行動が当てはまるような条文は一つもありません。しかし、彼らはぼくのような者に死刑という重刑を与えて、世界をあつとやわせて彼らの体面を保

ち、国内の知識人や学生たちの見せしめにして、鎮圧しようとしたんです。

それで最初は必ず死刑にされるものと覚悟していました。しかし、六カ月近くたつて、西独を中心とする全世界の音楽家たち、文化人、平和を愛するたぐさんの市民たちがぼくのために救命運動をやつていてを知りました。たとえば、シュトラヴィンスキーとか、シュトックハウゼン、ビエール・ブーレーズ、あるいはオットー・クレンペラーなどです。結局、判決は一番が終身刑、二番が禁固一五年、三番では一〇年でした。

彼らは、一方では朴政権に不断に抗議を出し、一方では西独政府に圧力をかけました。そこで、とうとう西独政府はその圧力に負け、使節団をつくらせて韓国政府と直接談判したわけです。それから、とても粘り強い交渉をして、多額の経済援助をすることを条件に、まずぼくが釈放されました。その後、期間をおいて次々に私の関係でつながれていた人たちが出されました。

三十八人は、西独の一七人をはじめフランス、アメリカ、オーストリアなど外国から拉致された留学生・知識人、あとは以前外国に留学していた人で国内で検挙された人です。

私の場合は、そういう有名な人たちの運動が世界的に起こつたから釈放された不幸中の幸運な例なわけですね。しかし、私は、無名の人でそういう救助活動もな

い人たちが何年も獄に入れられればなしになっていたり、処刑された例をたくさん見てきました。監獄では毎朝、サイレンの音で起こされ、これを合図に朝食とになります。それが処刑のある日は、サイレンが鳴つて三〇分間というものが、刑務所全体が静まり返るのです。この三〇分間に、極刑の宣告を受けた人たちが朝露のように消えるわけです。

わたしの身体も痛めつけられて今はガタガタです。
—奥さんも投獄されたんですか。
尹 はい。私の妻も私が拉致された三日後に、これも全然だまされて拉致されました。妻は私が出た後、帰らないので心配していたんですが、一五歳の娘と二歳の息子は二人とも寄宿学校に行つており、特に娘はそのとき腹の手術をして病院に寝ていました。そこへ大使館から、「あなたのご主人は、いまイタリアのプランスを政府の文化使節の一員として回っているから、礼服を持ってすぐ来なさいか」と言ってきたんです。そこで、礼服と、ぼくはパスポートも持たずに行きましたから、ぼくの必需品を持って大使館まで行ったところが、そこで捕らえられてしまいました。「あなたのご主人は、いま韓国にいる。行かないか」と言われて、驚いて行ったわけなんです。彼女が韓国へ行くと、夫は投獄されていた。それから、話によると夫は拷問されて

重傷を負って病院にいたという。子どもは親類もだれもいない他国にいる。自分自身も牢獄にいる。夫に重罪の疑いがかけられているという話も聞かされてくる。そこで、彼女は単純な考えで、夫には一つも罪がないんだ、全部私がさせたことだと、向こうの誘うままに証言してしまつた。ところが、その結果、私の罪は軽くなるどころか、妻の言った話も重ねられて、重罪にされてしまったんです。

—奥さんも罪に？
尹 そうです。反共法と国家保安法で、です。しかし、私は妻に責任を負わせる気は毛頭ありません。彼女は単純な考えでそういう行動をとつたんです。法というものを全然知らないから。ところが、法というのは現実に指でも触れると、それが今度は現実となりすから、抜きさしならないほど深みに入つてしまふ。間違つても取り消されるわけじゃありません。

彼女も六カ月間、監獄生活をしました。ほかの人と同じように全く隔離されて、苦難の女としてつながれていたわけなんです。そういう残虐非道なやり方をぼくは忘れられません。私の子どもも、そのときに受けた大きな精神的打撃をいまだに忘れることができません。

粘り強かつた救援運動

—奥さんも救援運動によって救出さ

れたわけですか。

尹 私の友人や西独の人々は、私を代表者だからということで集中的に支援してくれましたが、もちろん私と一緒に捕まった一七人が救命運動の対象になったわけです。韓国政府にはこれが計算違いだった。初めはガチャガチャ言っているが、そのうちに収まるんじゃないかと思っていたらしい。しかし、西洋人はそうじゃありません。道理とか真理とかいうことについては、最後まで粘り強く追求するものです。

だから、最後は大きな新聞や国会までが西独政府に圧力をかけた。国会では朴大統領に与えた勲章を取り戻せとか、援助をストップせよという声まで出てきた。事実、それから相当の間、経済援助をストップしました。しまいは国交を断絶せよという声が起こるほどにまで、事態は切迫しました。

そういう危機的な状態にあって、韓国の朴政府は何とか西独の国会の騒動を鎮めようと考え、私か私の妻を一応釈放しなければならなかったんです。しかし、世界じゅうから騒がれたから出すというのでは彼らの体面が保てないので、妻も一応六カ月入れられていた。ほかの人の例からすれば、彼女も死刑か終身刑に相当する罪名だったんですが、六カ月後の第一審判決では懲役五年に執行猶予がついて釈放されたんです。これは、彼女を一日も早く西独に送って、「ほれ見ろ。引っぱられていた人も帰ってくるじゃないか」ということを見せびらかすためだ

つたわけですね。しかし、妻はそういう

朴政権の弱点をつかんで、「こういう重病にある夫を私は監獄の中に入れておいておくことはできない。死んでも行かない。夫をさしあたり病院に入れてくれ」とそれは粘り強くたたかいました。

韓国の歴史では、思想犯、しかも終身刑を言い渡された者が病気を理由に保釈されるという例はなかったんですが、私はそういうことでソウル大学の病院に入院させられました。しかし、病室は不衛生にKCIAあるいは警察に監視されて、外出する自由は全くありませんでした。それで、八月月の監獄生活と一四カ月の病院生活、合わせて二三月、韓国に抑留されて、とうとう一九六九年三月に特別赦免という形式で西独に帰ることができました。

ひるがえって金大中事件について考えると、日本の言論界はとて健康な状態だと思えます。しかし、西独などに比べて、言論が政権の深部にまで届くことは、ここでは考えるのもほとんど無理なつまずき、日本のプレスの場合、かなり

自由はあるけれども、なかなか政権に反映しない。これは、日本の政府が鈍いというより、公然の秘密として、金大中事件をめぐって、朴政権と日本の政府とがいろいろの取引をやったというじゃありませんか。私はあり得ることだと思えます。政治という権力によって、常識的な意味で民主国家の最も基本的なものである人権が、無残に蹂躪された一例です。

亡霊になりかわって...

——お話しになった韓国内の情勢はいまでも変わらないとお考えですか。

尹 方法はいろいろ違いますが、変わるどころか、ますます度を増していると思えます。金芝河氏の場合も、三、一民主教団宣言事件の場合も、あれで求刑を言い渡されたというのは笑止千万です。そのくらいに意思表示で、文書をつけて署名したというだけで、金大中氏や尹潽善前大統領に八年というほとんど極刑に近い刑を与えたという事実は、法の常識から離れた政治的な陰謀です。

たしかに、こうしたことで朴政権は民衆の抵抗力を表面上は破壊することはできるかもしれませんが、しかし、この抵抗力は今度は内部に浸透します。朴政権がいま反共を表に出して、徹底的に弾圧すればするほど、韓国には彼の目的とは全く反対の、社会主義とか共産主義が地下で根強く蔓延することは明確だと思えます。

私が韓国の情勢について自由にもがいているのは、西独の国籍を持つからですが、同時に、私は私の安全のためという卑怯な口実を設けて、自分の良心の言葉を抑えるという年でもないし、そういう理由もありません。ただ、私は芸術家であり、大学の教授ですから、時間もなく精力も足りないために、政治問題は考えたくない、うるさいと思うことはたびたびあります。

今日から見れば古い考え方です。国籍と

いうのは技術上の問題で、精神上の問題じゃないと思えます。しかし、それでも私は母国にとっても強い愛着を持っているんです。古い世代の人間だから、若い人よりも感傷的な愛着もあります。だから、これはあくまでも便宜上の問題で、南の政治情勢が私の考えるとおりになるか、あるいは統一の可能性が考えられるかというときには、私は早速、韓国の国籍を取り戻します。

それに私は、韓国の問題は、単に韓国だけの恐ろしき、惨めさだけではない、と思えます。今日では全世界はみなつながっていて、密接な関係を持っていますね。そして、圧迫され、搾取された民族がたまたま自分たちを解放し、主権を取り戻すことが、いまからの世界の大きな潮流になるのではなからうかと思えます。

「陋屋の大蛇」を退治せよ

——今後の希望、あるいは展望について。

尹 私たちは何も目先の結果や効果だけをねらって、それだけを計算して発言したり行動しているわけではありません。自分の良心に動かされて、何かをしなくてはならないという気持ちでやっているんです。また、今後の希望についても、私はあくまでも自分たちの自由は自

分ち自身をたまたま取らなければならぬと思えます。私は、韓国内でたくさん犠牲者が出ることは希望しませんし、また、そういう徹底的な強権のもとでは血を流すのは無理でしょう。しかし、民衆の反抗運動を、何らかの形で続け、それを発展させていくべきだと思えます。

それに呼応して、比較的自由な立場にいる海外の私たちは、心を同じくする友人たちとできるだけ団結して、その力を拡張していかなければならぬと思えます。それには、私たちが、まず韓国の実情がどういふものであるかを訴えなければならぬわけです。韓国の民衆はいま何ともならない立場にいます。

韓国の民衆はちよどこういふ心情でしょう。つまり、あるみずばらしい村の中の一軒の家に大きな大きな蛇が入ってきたとしましょう。大きな蛇の柱のよう太くて長いその大蛇が、みずばらしい家の中に入って、ぜんぜん動かないんですよ。そうすると、その家族はどうするでしょう。いろいろなことをするでしょう。しかし追っ払うことはできない。大蛇は毒を出す。あるいは無数の小さな蛇が出てきて、人間の首を絞める。生き残った家族はどうするでしょうか。どうしてもこの大蛇を追いつくことができないから、必ず悲鳴をあげるでしょう。「ここに大蛇がいるんだ。助けてくれ。これを退治してくれ」。隣近所に向かってこ

それでも、私は韓国民の苦痛を取り除き、韓国に再び平和と繁栄をもたらすための努力は、芸術家でも官吏でも労働者でも、自分なりにやるべきではないかと思えます。

しかし、それでも人間ですから、ときどき自分自身でもつらいと思うときがあります。そういうとき、私が韓国で見た話した人で、無残にも法の犠牲となつてあの世にいった人たちの亡霊が、ぼくにいつもつきまといまわっていて、こらさざやくんです。「きみはいま自由な身じゃないか。私たちがとも言うてくれよ。口をあげて世界に言うてくれよ。いかに朴政権が残酷で、その犠牲となつてわれわれが死んだか、を。この先そういうことがないように言うてくれよ。何とかしてくれよ」と。

——生まれは韓国で、国籍は西独、日本語も話されるということ、ご自身のアイデンティティーについて考えこむことはありませんか。

尹 いえ。現代の世界構造はそういう昔の考え方が全然当てはまらないほど変わってきています。自分の生まれたところが自分の国籍であるというのは、

そういう立場にいま韓国民はいるんだと思えます。しかも、その大蛇は他国からもエサを与えられている。ほうほうおけはよその村、つまり他国にもそういう大蛇がはびこるかもしれない。そういう意味で、ただ韓国だけの問題ではない、と言いたいです。

そして、他国というのは、日本であつたり、アジアであつたり、第三世界であつたりする。だから、お互いに協力してこの大蛇を退治しよう。今後決してこういう大蛇が現れないように、お互いに努力して、何とかして村の平和と繁栄を回復しよう。こういうことで、運命を同じくする国民同士が連帯してたまたま、困難を打開して、人権をとりもどすことが必要だと思えます。

訴えのことは

昨年一月二日、韓国中央情報部（KCIA）は、在日韓国人留学生・青年二名を含む二名の学生・青年を「反共法」「国家保安法」等違反容疑で逮捕、送致したと発表しました。

この発表は韓国のみならず日本国内でも大きく報道され、私たちも驚きと意外の念を禁じ得ませんでした。とりわけ二名の留学生・青年は、日本で生れ育ち、日本の高校や大学を卒えた後、祖国の発展に寄与すべく、更に一層の研鑽を積むために母国へ留学している、いわば祖国愛に燃えた立派な青年たちであり、そのような誠実な青年たちが、何ゆえに突然捕われの身になったのか、私たちは理解に苦しむものです。

KCIA発表の「容疑事実」もきわめて曖昧で、本日に彼らが「国家転覆」という大それたことを企図していたとは考えられません。例えば、
◇「大学の位置や学生数を報告した」「軍人に流し目を送り軍事機密を入手した」「アムン河を皆で喝した」等が「国家機密を盗取」「報告した」「内乱騒ぎを企図した」というように誇大に規定されています。

◇「北朝鮮に渡った」とされている人も、その時期には、日本に居たことが、四月二日、近井進、大舟連合同人権擁護委員会発表の白玉光氏に関するアパの「証拠」等によつてはつきりと確認されています。

◇「この事件に連座して、二〇〇名ほどの留学生（全部で四〇〇〇〇名）がKCIAに連行されました。運よく日本に戻れた彼らの証言は、異口同音に、取調べの際、拷問と脅迫の事実があったと述べています。昨年二月、国会で記者会見をした権末さんの権末さんの手記は、これらの経緯を余すところなく伝えています。

このような事実からも一目瞭然のように、この事件がKCIAによつて意図的に捏造されたものであることは疑いのないところです。

当初KCIAは、この事件を、新聞報道の見出しさえも事前に提供するという熱の入れ方で発表したのにもかかわらず、その後の起訴や裁判の判決などは、韓国国内では一切報じられず、異例なものでした。裁判は長い沈黙の後、突然三月初旬より開始され、私たちの救援運動の高揚を恐れてか、事実整理を殆んど省略して異常な速さで進められました。そして、三五ほどの公判で結審し、去る四月三〇日、五月十四日にかけて、三人に非道な死刑、残る九人に懲役十年から三年六月の懲りつき極刑・重刑判決がなされました。更に、十一月二日以後にも、当局の発表がなまじ、新たに五人の留学生が逮捕・送致されていることが明らかに、彼らの安否も気づかわれていきます。既に死刑一人を含む三人に極刑判決がなされた。）

このような中で、日本に居る抑者の家族の人たちは、何の連絡もなく、又面会さえも許されず、安心することがありません。ある留学生の父親は、この事件後ショックの余り急死されました。彼らを知る恩師や友人も皆心配しております。

私たちが「救援する会」は、彼らを一日も早く救うために、広範な市民各層に運動への参加を呼びかけました。そして今では限りのあらゆる手段を通じて、彼らを救う運動をより強力に押し進めることとが緊急に要請されています。一八名の無実の学生・青年らが、強権の恣意によつて抹殺されることを黙視すれば、正義と良心はこの地球上から消えてしまいます。ここに人間の尊厳と人権を守るという人道主義の立場から、思想、信条を問わず、各界各層の人々に、彼らの早期釈放のための運動への参加と支持を呼びかけるものです。

世話人
和島岩吉 亀田徳治 佐々木幹子 沖本泰幸 土井たか子 安宅常彦 船沼二郎 住尾岳夫
東谷敏雄 和田春樹 末川博 住谷悦治 鶴島雪嶺 山口和男 住谷晋也（順不同）

一・二・三 在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会
事務局 大阪府高槻市富田町二七二五
摂津富田教会
TEL 0726-196-12562

在日韓国人留学生事件

死刑の被告ら無実を主張、容疑を全面否認

第二審始まる

『無実のまま殺されるのは口惜しい！』

十八人の友人を救おう！

- 死刑 白玉光君 (大) (原) 金哲顕君 (同志社)
- 康宗憲君 (天) (王) 李哲君 (中大)
- 無期懲役 金五子さん (潮) (川) (高)

昨年十一月、十二月に韓国で、在日韓国人二世、三世の十八名もの留学生らが、悪名高い韓国中央情報部（KCIA）に逮捕される事件がありました。ご存知のように、韓国では毎日のように、学生や牧師、知識人がKCIAに連行され、拷問を受けています。このような中で、主に関西出身の純真な留学生らが、南北分断という民族の悲劇を逆用して、韓国内の緊張状態を維持するための「口惜しい」として、いわれなき「スパイ」の汚名を着せられて投獄されました。そして、先頃の二審判決では、かたごとの韓国語で反論するできない留学生らに、死刑五名を含む常識では考えられないような残酷な判決が相次いでなされました。

彼らは、いずれも私たちの身近な友人で、日本の高校や大学を卒えた後、韓国語や高度な学問を身につけるために、自からの主体的な意志で祖国に留学していたのです。今また、留学生らの第二審が始まり、彼らは敢然と無実を主張し、取調時に拷問や脅迫等があったことを、はっきり断言しています。

その彼らが、いま強権の汚い手で若い命を押しつぶされようとしています。人権と人道はこの世から失われたのでしょうか、市民の皆さん、あなたには、ソウル獄中から必死に救いを求める彼らの悲しい叫びが聞こえませんか？

あなたの何気ない沈黙と無関心は、無実の罪でむざむざ殺される青年を早殺しすることにつながるのです。彼らを救えるのは、日本の世論がどれだけ盛り上がるにかかっています。ほんの少しわけて下さい、どうかあなたの胸の痛みや良心のうすきを、

「一だけのかけがえのない彼らの命を救うために」

11・22事件 1周年

11・30全関西集会

○11月30日(火) 午後6時

○中之島中央公会堂大ホール

(死刑判決を阻止し即時釈放を！)



無期懲役の金五子さん(24才)

一千萬円緊急カンパの訴え

18名の在日韓国人留学生・青年の命を救うカンパに協力を!!

昨年一月二日、悪名高い韓国中央情報部(KCIA)は、在日韓国人留学生・青年三名を、いわゆる「学園スパイ事件」で逮捕検束したことを発表しました。その後も更に、発表がなないまま五名の留学生が投獄されていることが判りました。8(内女性三名)、関西一四名、東京、千葉、愛知、熊本各一名この事件は、韓国の政治弾圧史上でも、特筆すべき未曾有の重大事件です。彼らは全員、無実の罪で捕られています。それは、彼らに課せられた嫌疑がいかにいられないことであり、取るにたらない罪状をこの積み重ねであるかを、私たち「一・二二救援会」は具体的な事例をもつて幾度となく区論と反駁を加えてきました。また、外交権が内外の無実の韓国人に対して弾圧と人権無視を執拗に繰り返して、刑場に流れる血によつて支えられてきたいきさつを考へるならば一目瞭然です。

私たちは、彼ら一八名の留学生・青年を何としても日本に連れ戻さなければという不退転の決意で、この救援運動に取り組んでまいりました。様々な私たちの救援運動を通じて、徐々に日本の世論も高揚してくるとそれに挑戦するかのように、去る四月三十日(十五日)にかけて、無実のまだ二十代の四人の学生らに死刑判決、そして残る十一人に懲役一〇年二年六月月の重刑判決がなされました。(最終的には死刑判決を受けるのは、五十六名になるのではと憂慮しています)今後の事件は、日本と韓国の最大の政治問題になるのは必至です。

私たちは、この暴虐非道な判決に抗議すると共に、「事実管理を全く無視した、この性急な裁判を通じて、一つの衡量的な事件に出合いました。それは、四月中旬の公判で京都市出身のKさん(死刑・女性)が弁護士

の「逮捕されてから差し入れはあったか」との尋問に答えて、「今まで全くなかったが、一日ほど前、日本の友人がワケルに来て初めて差し入れをしてくれた。とても嬉しかった。私からは、日本での運動の忙しさに合わせて、当然の本人だつどの対応と接触のなさを今更ながら悔やまれます。雑物の囚衣と毛布だけで、下二〇度を超える酷暑のワケルの冬を独房の中でどのようにして耐えられたかを思うとき、私達は、肺胸をえぐられるような痛みと自己餓餓(どうかい)の念に駆られます。

面会と通信の方途を奪われ、本一冊すら与えられない事実上孤絶した状況に追いやられ、絶望と諦めだけがKさんの胸を交錯し、日々悲泣に浸っていたことでしょうか。Kさんだけでなく、何の差し入れもなく、この冬を過ごした人が、まだ数人います。また、日本在住の家族の中には、ソウルで有効な手立てを講じたくとも、経済的事由で飛行機代すら、上面できない人もいます。あるいは、大して裕福でない家族は、教次にわたる渡航の費用で、日本に残された家族の生活が破壊をきたしかねないとも聞いています。そして、もっと重要なことは、弁償費用が捻出できず、弁護士を選任できない人も多くあります。極刑を予想される前途有望な学生たちが、最低限の権利さえ放棄して、むさむさと殺されるのを黙視しなければならぬのは悲劇といかいかいありません。

どうか一八名の命を救うカンパに御協力下さい。一杯のコピー代、一箱の煙草代が彼らを救う一つの輪になるのです。その輪が幾重にもなつたとき、彼らを救うことが出来るのです。

1・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会

事務局 高槻市富田町3-17-25 摂津富田教会実行

TEL=0726-9612562

カンパ送り先

〒598 高槻市富田町3-17-25 摂津富田教会

住友銀行大阪摂津支店 普通口座 701795 横紙直進

「人道上許されぬ」

友人らが街頭署名 国連へ提訴も検討

在日韓国人留学生「スパイ事件」

去来十一月、韓国中央情報部(KCIA)の誘致によるスパイ事件、百韓人の在日韓国人留学生ら十二人に對し「懲罰的」として「懲罰的」として五十五名のスパイ事件は、韓国人の生命を脅かすものとして、友人らによって街頭署名運動が行われ、日本の友や同僚に呼びかけ、カンパを募り、国連へ提訴も検討されている。

中心の組織の「一・二二救援会」(事務局・摂津富田教会)は、この「スパイ事件」で、在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救う会(命)を呼びかけ、街頭署名運動を呼びかけた。

外務省が、この「スパイ事件」で、在日韓国人留学生ら十二人に對し「懲罰的」として五十五名のスパイ事件は、韓国人の生命を脅かすものとして、友人らによって街頭署名運動が行われ、日本の友や同僚に呼びかけ、カンパを募り、国連へ提訴も検討されている。

「一・二二救援会」は、この「スパイ事件」で、在日韓国人留学生ら十二人に對し「懲罰的」として五十五名のスパイ事件は、韓国人の生命を脅かすものとして、友人らによって街頭署名運動が行われ、日本の友や同僚に呼びかけ、カンパを募り、国連へ提訴も検討されている。

広がる救援運動の輪



通行人に在日韓国人留学生の救済を訴える「11・22救援する会」のメンバーたち(大阪駅東口で)

「一・二二救援会」は、この「スパイ事件」で、在日韓国人留学生ら十二人に對し「懲罰的」として五十五名のスパイ事件は、韓国人の生命を脅かすものとして、友人らによって街頭署名運動が行われ、日本の友や同僚に呼びかけ、カンパを募り、国連へ提訴も検討されている。

記者の目

藤田 昭彦 (社会部)

昨年十月十四日、東京で発生した「在日韓国人留学生スパイ事件」から一年が経つ。この事件は、日本社会に大きな衝撃を与え、韓日関係にも深刻な影響を及ぼした。事件の真相は、依然として不明な点が多い。この一年間、記者は事件の経緯をたどり、関係者の証言を聞き、事件の背景を探った。この事件は、単なる留学生のスパイ活動にとどまらず、国際情勢や韓日関係の縮図を映し出している。この一年間の取材を通じて、事件の真実を明らかにし、読者に伝えることが本稿の目的である。

「在日韓国人留学生スパイ事件」から1年

「スパイ事件」は、韓日関係の緊張を高める一因となった。事件の真相は、依然として不明な点が多い。この一年間、記者は事件の経緯をたどり、関係者の証言を聞き、事件の背景を探った。この事件は、単なる留学生のスパイ活動にとどまらず、国際情勢や韓日関係の縮図を映し出している。この一年間の取材を通じて、事件の真実を明らかにし、読者に伝えることが本稿の目的である。

「救いの手を」 被告の父

外務省

「救いの手を」 被告の父。外務省の対応は、事件の解決に重要な役割を果たしている。被告の父は、事件の真相を明らかにし、被告の救済を求めている。外務省は、事件の真相を明らかにし、被告の救済を求めている。外務省は、事件の真相を明らかにし、被告の救済を求めている。

政治の谷間に 被告の人権



「獄中の留学生を救おう」と訴える「11・22救済会」の人たち (11月18日大阪駅前口前広場で)

「11・22救済会」は、事件の真相を明らかにし、被告の救済を求めている。この一年間、記者は事件の経緯をたどり、関係者の証言を聞き、事件の背景を探った。この事件は、単なる留学生のスパイ活動にとどまらず、国際情勢や韓日関係の縮図を映し出している。この一年間の取材を通じて、事件の真実を明らかにし、読者に伝えることが本稿の目的である。

被告の人権は、政治の谷間に置かれている。事件の真相を明らかにし、被告の救済を求めている。この一年間、記者は事件の経緯をたどり、関係者の証言を聞き、事件の背景を探った。この事件は、単なる留学生のスパイ活動にとどまらず、国際情勢や韓日関係の縮図を映し出している。この一年間の取材を通じて、事件の真実を明らかにし、読者に伝えることが本稿の目的である。

在日韓国人留学生スパイ事件の行状表 (○印は「11・22救済会」の被告調査による)

被告	年齢	一審判決	二審判決	出身校	出身地	住居
白玉光	(88)	死	死	大正高等・大阪大	大正	大阪府東区
金哲順	(80)	無罪	無罪	尼崎高・福徳大	大阪府東区	大阪府東区
○張英順	(28)	無罪	無罪	天王寺高	ソウル	大阪府生野区
○李哲	(28)	無罪	無罪	人形高・中央大	高麗	熊本県豊後郡
金五子	(28)	無罪	無罪	堀川高	高麗	京都府之刺郡
金鍾太	(28)	懲役10年	懲役10年	清水谷高	ソウル	大阪府城東区
○韓海運	(28)	無罪	無罪	大阪工業高等専進	ソウル	大阪府東山区
金元重	(28)	無罪	無罪	大正高等・法政大	ソウル	東京都文京区
○趙相勲	(24)	無罪	無罪	清水谷高・岡山大	ソウル	大阪府東山区
○李東石	(24)	無罪	無罪	市立高	ソウル	大阪府東山区
崔然淑	(26)	無罪	無罪	手塚中・崇光女、大東大	ソウル	大阪府東山区
姜龍龍	(26)	無罪	無罪	杜島・同志社大	高麗	京都市右京区
李元二	(24)	無罪	無罪	協働工業	高麗	京都市右京区
金東厚	(22)	無罪	無罪	上野学園高	高麗	大阪府東山区
鄭明玉	(26)	無罪	無罪	清水谷高	ソウル	大阪府東山区
許景明	(88)	無罪	無罪	清水谷高	ソウル	大阪府東山区
張永植	(27)	無罪	無罪	名古屋高・中央大	ソウル	名古屋府東区

再 会

フォーク風に

きぼうもとめて たびだった おまえ みおくる わたしに えがおで てをふり あのかおをもちど わたしはみ たい あのうちをもちど にぎりしめ たい きこえる きこえる おまえのよぶ こえが

1. 希望求めて旅立ったおまえ
見送る私に笑顔で手を振り
あの顔をもう一度私はみたい
あのうちでをもう一度にぎりしめたい
※聞こえる聞こえるおまえの呼ぶ声が

2. 祖国の空は 美しいと
1枚(ひとつ)の絵葉書私に残して
あの空のどこでおまえは苦しみ
あの空のどこで叫びつづける
※くり返す

☑ 編集・発行 11・22在日韓国人留学生・青年不当
逮捕者を救援する会 高槻市富田町8-7-25
摂津富田教会気付 ☎ 0726-96-2562

☑ カンパ送り先 郵便振替(大阪4649、摂津富田教会)

☑ 1976年11月22日 (オ二編)

☑ 価 値 800円 プラス カンパを!!